

大洗町地域防災計画

風水害等災害対策計画編

平成26年 3月

大洗町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 風水害等災害対策計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の用語	2
第3 計画の構成	2
第4 基本方針	2
第2節 大洗町の防災環境	3
第1 自然環境の特性	3
第2 社会条件	5
第3節 大洗町の気象災害被害	7
第1 風水害	7
第4節 大洗町に係る被害想定	9
第1 風水害による被害の想定	9
第2 土砂災害危険箇所	11
第5節 各機関の業務の大綱	12
第1 大洗町	12
第2 茨城県	13
第3 指定地方行政機関	14
第4 自衛隊	17
第5 指定公共機関	17
第6 指定地方公共機関	19
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	20
第6節 町民、事業所等の責務	22
第1 町民	22
第2 自治会（自主防災組織）	22
第3 事業所	22
第2章 風水害予防計画	23
第1節 水防対策計画	23
第1 治水計画	23
第2 海岸保全	24
第3 水防法に基づく洪水対策	25
第2節 土砂災害防止計画	27
第1 土砂災害防止法に基づく対策	27
第2 がけくずれ対策	28
第3 地すべり対策	30
第4 土石流危険溪流対策	30
第5 土砂災害警戒情報の発表	31
第3節 災害に強いまちづくり	33
第1 防災に配慮したまちづくりの推進	33
第2 建築物等の防災対策の推進	35
第3 避難施設の整備	38

第4節	文教計画	40
第5節	農地農業計画	42
第1	農地計画	42
第2	農業計画	43
第6節	気象業務整備計画	44
第7節	情報通信設備等の整備計画	45
第8節	災害用資材、機材等の点検整備計画	51
第9節	火災予防計画	58
第10節	防災知識の普及計画	61
第11節	防災訓練計画	63
第12節	防災組織等の活動体制整備計画	66
第13節	要配慮者支援計画	70

第3章 風水害応急対策計画 73

第1節	組織・動員計画	73
第1	職員参集・動員	73
第2	災害対策本部	77
第2節	災害情報の収集・伝達	89
第1	通信手段の確保	89
第3節	気象情報等計画	96
第1	特別警報・警報・注意報	96
第2	洪水予報河川の洪水予報	102
第3	水位情報周知河川の水位情報等	107
第4	土砂災害警戒情報	107
第5	火災気象通報	108
第4節	被災情報の収集・伝達計画	110
第5節	広報計画	116
第6節	消防活動計画	119
第7節	水防計画	123
第8節	災害警備計画	124
第9節	交通計画	126
第10節	災害救助法の適用	132
第11節	避難計画	136
第12節	食糧供給計画	145
第13節	衣料・生活必需品等供給計画	148
第14節	給水計画	150
第15節	要配慮者安全確保対策計画	153
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	156
第1	応急仮設住宅の建設計画	156
第2	住宅の応急修理計画	157
第17節	医療・助産計画	159
第18節	防疫計画	165
第19節	清掃計画	168
第20節	死体の捜索及び処理埋葬計画	171
第21節	障害物の除去計画	175
第22節	文教対策計画	177
第23節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	181

第24節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	187
第25節	ボランティア活動の支援	191
第26節	農地農業計画	193
第27節	ライフライン施設の応急復旧計画	194
第28節	郵政事業に係る措置	203
第4章	大規模事故災害対策計画	205
1	海上災害対策計画	205
第1節	災害予防計画	205
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	205
第2	防災関係機関の防災訓練の実施	206
第3	災害復旧への備え	206
第2節	災害応急対策計画	207
第1	発災直後の情報の収集・連絡	207
第2	活動体制の確立	208
第3	捜索、救出・救助及び消火活動	208
第4	危険物等の大量流出に対する応急対策	209
第5	緊急輸送の確保	211
第6	応援の要請	211
第7	流出油等災害の補償対策	211
2	航空災害対策計画	213
第1節	災害予防計画	213
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	213
第2節	災害応急対策計画	215
第1	発災直後の情報の収集・連絡	215
第2	活動体制の確立	216
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	218
第4	避難勧告・指示・誘導	218
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	218
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	219
第7	遺族等事故災害関係者の対応	219
第8	防疫及び遺体の処理	219
3	鉄道災害対策計画	220
第1節	災害予防計画	220
第1	町内の鉄道状況	220
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	220
第2節	災害応急対策計画	223
第1	発災直後の情報の収集・連絡	223
第2	活動体制の確立	223
第3	避難勧告・指示・誘導	224
第4	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	224
第5	関係者等への的確な情報伝達活動	224
第6	防疫及び遺体の処理	225

4	道路災害対策計画	226
第1節	災害予防計画	226
第1	道路交通の安全のための情報の充実.....	226
第2	道路施設等の管理と整備.....	226
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	226
第4	防災知識の普及.....	228
第2節	災害応急対策計画	229
第1	発災直後の情報の収集・連絡.....	229
第2	活動体制の確立.....	230
第3	救助・救急、医療及び消火活動.....	231
第4	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	231
第5	関係者等への的確な情報伝達活動.....	231
第6	防疫及び遺体の処理.....	232
第3節	災害復旧計画	233
5	大規模な火事災害対策計画	234
第1節	災害予防計画	234
第1	災害に強いまちづくり.....	234
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	234
第3	防災知識等の普及.....	236
第2節	災害応急対策計画	237
第1	発災直後の情報の収集・連絡.....	237
第2	活動体制の確立.....	238
第3	救助・救急、医療及び消火活動.....	239
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	240
第5	避難収容活動.....	240
第6	施設及び設備の応急復旧活動.....	240
第7	関係者等への的確な情報伝達活動.....	240
第8	防疫及び遺体の処理.....	241
第3節	災害復旧・復興対策計画	242
6	危険物等災害対策計画	243
第1節	災害予防計画	243
第1	危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）.....	243
第2	石油類等危険物施設の予防対策.....	245
第3	高圧ガス・火薬類の予防対策.....	245
第4	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策.....	245
第2節	災害応急対策計画	246
第1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）.....	246
第2	活動体制の確立（各災害共通事項）.....	249
第3	石油類等危険物施設の事故応急対策.....	250
第4	高圧ガス、火薬類の事故応急対策.....	252
第5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策.....	253
第6	放射線使用施設等の事故応急対策.....	253
第7	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策.....	254
第8	避難誘導対策.....	254

第9	搜索・救出・救助対策	255
第10	応援要請対策	255
第11	医療救護対策	255
第12	緊急輸送の確保	255
第5章	風水害等災害復旧・復興対策計画	257
第1節	被災者の生活の安定化	257
第1	義援金品の募集及び配分	257
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	258
第3	租税及び公共料金等の特例措置	265
第4	雇用対策	266
第5	住宅建設の促進	267
第6	被災者生活再建支援法の適用	268
第2節	被災施設の復旧	272
第1	災害復旧事業の種類	272
第2	復旧事業の方針	273
第3節	激甚災害の指定	275
第4節	復興計画の作成	279

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 風水害等災害対策計画の概要

第1 計画の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び大洗町防災会議条例第2条の規定に基づき大洗町防災会議が策定するものである。大洗町の地域にかかる風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等）及びその他の災害対策を実施するにあたり災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な体制を確立するとともに、大洗町、茨城県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体及びその他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を整備推進し、住民の生命・身体・財産を各種の災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

本計画は、大洗町及び防災関係機関が取るべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、さらに、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民等の責務にも言及し、各種の災害に対する備えを促すものである。

また、この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、本計画に特段の定めのないものについては、他の編の定めるところによる。

2 国・県等の防災計画との関係

この計画は、国の作成する防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び茨城県が作成する地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

3 地区防災計画

大洗町は町内の各地区居住者からの提案により、大洗町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。大洗町は、広報活動により、町民に対して地区防災計画に関するガイドライン等を示し、周知を図るものとする。

4 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期するものとする。

5 計画の習熟・周知

大洗町及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する研修及び訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知する。また、大洗町は年度当初全職員に対して災害対策活動に係る事務分掌等の周知徹底を図るものとする。

第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 町 大洗町
- (4) 県 茨城県

第3 計画の構成

大洗町地域防災計画は、「地震災害対策計画」、「津波災害対策計画」、「風水害等災害対策計画」、及び「原子力災害対策計画」で構成する。また、「風水害等災害対策計画」には「海上災害対策計画」、「航空災害対策計画」、「鉄道災害対策計画」、「道路災害対策計画」、「危険物等災害対策計画」、「大規模な火事災害対策計画」で構成される。

なお、大洗町地域防災計画は冊子としては、以下のとおり5分冊で構成するものとする。

- 地震災害対策計画編
- 津波災害対策計画編
- 風水害等災害対策計画編
- 原子力災害対策計画編
- 資料編

この計画（冊子）は、本町の地域における風水害対策及び大規模事故災害対策を体系化したものであって、「大洗町地域防災計画」の中の「風水害等災害対策計画編」とするものである。

第4 基本方針

大洗町地域防災計画の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度6強の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 災害による被害を最小限化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 町及び県、防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民・事業所の役割も明示するとともに、自助、共助、公助の考え方を基本に、町民、町内各団体、事業所、ボランティア、行政の相互の協力方法を示す。

第2節 大洗町の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置

大洗町は、北緯36° 18′ 東経140° 34′ に位置し、東西2.5km、南北9.0kmで細長い形をしている。面積は、23.19km²。東京からは約100km。茨城県の太平洋岸のほぼ中央にあり、東茨城郡の東端に位置している。県都水戸市の中心部（水戸駅）から南東に約11km、東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、北北西～北西は涸沼川を境に水戸市と、西～南西は汽水湖である涸沼をはさみ茨城町と、南南西～南は鉾田市とそれぞれ接している。美しい海岸線はおおらかな湾形をなし、市街地はおおむねこれに沿う低地部に形成され、後方に標高25m～35mの丘陵を背負っている。涸沼側に近い低地部には水稻が栽培され、丘は、畑・山林となっている。丘陵は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北部に位置しており、那珂川河口から南の一部は砂丘地帯となっている。

2 気候

表日本型の海洋性気候のため、平均気温は茨城県の内陸地方と比較すると冬は平均で1～3度高く、逆に夏は2度前後低くなるため、温和でしのぎやすい気候となっている。

降雨量についてみると、6月の梅雨及び秋の9月、10月にかけて多く、冬の1月頃に少ない。

このため、冬から春の初めにかけて乾燥した日が続く。また、この時期には季節風も強く、特に3月、4月には発達した低気圧の通過に伴って、海上では15m/s、陸上でも10m/s以上の風が吹く。この時、海は大しけになり、特に船舶は注意が必要である。

また、4月下旬から5月下旬にかけて晩霜に見舞われることがある。これは天気が良く風の弱い日に起こる。6月から7月にかけては梅雨期がある。

8月から10月にかけては台風の季節であり、平成14年10月1日に台風21号による直撃を受けたが、比較的、当地方が台風の直撃を受けることは少なく、接近あるいは進路にあっても北上するにつれて台風の勢力は弱まって通過する。

3 地質

(1) 地質のアウトライン

大洗町の古生代の地質は「大洗層」と呼ばれ、大地の下半分及び大洗海岸に露出している地層である。これは、おもに礫混じりの礫岩より成っていて、砂の固まってできた砂岩や、粒子の細かい泥が固まってできたシルト岩の薄い層をはさむ地層である。地層の厚さは約1,000m以上に達する。

大洗層の礫岩は、おもに20cm以上で、なかには50cm以上のも混じっている。礫岩は丸みを帯びており、雑然としている。礫は粘土が固まってできた比較的柔らかい頁岩、砂が固まってできた砂岩、酸性の深成岩である花崗岩が多く、チャート（非結晶質または肉眼的には結晶の見えない石英の細粒からなる珪質岩で珪酸分が生物起源のものをいう。日本の古生界に広く分布する岩石）やホルンヘルス（砂岩や泥岩から接触変性作用によってできた岩石）も混じっている。また、火山岩類に入る流紋岩、安山岩や雲母片岩の礫も混じっている。礫岩の基質は砂である。この地層には約10cmくらいの礫土（酸化アルミニウムの

第1章 総 則 第2節 大洗町の防災環境

含有量の多い頁岩)がはさまれており、上部ほどその数が多くなっている。特に那珂川の南岸低地には植物の破片が多く含まれており、炭化樹幹を含む暗灰色の砂質シルト岩や砂岩の厚いはさみがみられ、多くの植物化石が出土する。大洗層より出土する植物化石はコケ類、ソテツ類、毬果類(マツ・スギ・ヒノキ・モミ)、単子葉類(イネ科・ユリ科・ラン科など)や双子葉類(ヘチマやアサガオ)などで構成されている。

(2) 洪積世時代の地層

地質年代で洪積世とは、地質時代の最後の区分で第四紀の前半である。この時代は、氷河期を含み、現在の自然環境の成立に直接関与した気候、海水準などの変化と地殻変動、火山活動があり、人類が出現した。地層は見和層・河岸段丘礫層・関東ローム層・沖積層に区分される。

ア 見和層

大洗層の上には、見和層の上部層が厚さ10cmくらい重なっている。この地層は砂を主とし、下部層は粒度が均質で地層中には黒雲母の多い細流砂を主とすることが多い。上部層は縞目が発達した細かい礫混じりの粒砂である。地層は、一般に砂鉄混じりである。砂層中には何枚かの薄い礫層がはさまれ、ときには、10cmから15cmの厚さに発達することがある。この礫は砂岩・チャート・花崗岩などを主としている。

イ 河岸段丘礫層

河岸段丘は、一般的には谷底平野を流れる河川の浸食が間歇的に復活すると、谷中谷ができ、もとの谷底が高い位置に残ったものである。河岸段丘は、細かい礫混じりの粒砂を主としており、上部に細円礫層をはさむことがある。厚さは5メートル前後である。この層の上位には、鹿沼石層をもつ関東ローム層がのっている。

ウ 関東ローム層

関東ローム層は、関東地方の台地、丘陵の上を広く覆う火山灰土で、関東火山灰層または関東赤土層ともいい、俗に赤土ともいう。富士山・箱根山の火山灰が堆積したもので、粘土、泥、砂をほぼ等量に含み、安山岩・玄武岩から成り、厚さは5mから15mくらいのものが多い。大洗町では厚さ2mから4m程度である。鹿沼軽石層より上位の部分では下位に比べて明るい褐色をしている。この塊状で均質な風化火山灰層は1mから1.5mくらいである。鹿沼軽石層より下位のローム層は、より暗い褐色をして、ややしまっている。厚さは1mから2mくらいである。南側では、東京軽石層に相当する軽石のレンズ状の薄い層が、鹿沼軽石層より約1m下の層準にみることがある。この層準の下位には30cmから50cm程度のローム層が見られるが著しく粘土化しており、暗褐色をしている。

エ 沖積層

沖積層とは地質時代の新世代第四紀の後期、ほぼ1万年前から現在までで、考古学上の新石器時代以後にあたる。この時期に流水や風で運ばれて低地に堆積した運積土が沖積土で、礫・砂・泥・粘土から成り、沖積平野を形成している。

涸沼川が流入する西方湖岸付近には、水面下に砂を主とした三角州が形成されている。また、湖底にはシルトの堆積がみられる。涸沼は那珂川との合流点付近で、那珂川の自然堤防によって涸沼川の谷がせき止められて形成されたものである。ここの沖積層からは貝化石が出土する。

第2 社会条件

1 人口及び世帯

本町の人口は、平成26年1月1日現在で17,295人となっており、年々減少傾向にある。これは若年層の転出及び出生人口の減少が主たる要因と思われる。国勢調査結果から3階級人口の推移をみると、65歳以上の老年人口は、平成12年の4,198人から平成22年には4,780人と10年間で582人の増加となっており、総人口に占める割合は26.1%で、総人口の4人に1人が高齢者となっている。これに対し、年少人口は2,145人で、総人口の11.7%となっており、少子化が進んでいる。

人口と世帯数

	人口	男	女	世帯数	世帯人数
平成12年	20,163	9,919	10,244	6,833	2.95
平成13年	19,970	9,827	10,143	6,907	2.89
平成14年	19,967	9,866	10,101	6,946	2.87
平成15年	19,866	9,843	10,023	6,987	2.84
平成16年	19,623	9,718	9,905	6,988	2.81
平成17年	19,468	9,632	9,836	7,041	2.76
平成18年	19,181	9,421	9,760	7,012	2.74
平成19年	18,934	9,243	9,691	7,018	2.70
平成20年	18,713	9,142	9,571	7,000	2.67
平成21年	18,536	9,028	9,508	7,039	2.63
平成22年	18,512	8,998	9,514	7,127	2.60
平成23年	18,297	8,893	9,404	7,019	2.61
平成24年	17,823	8,634	9,189	7,010	2.54
平成25年	17,549	8,525	9,024	7,013	2.50
平成26年	17,295	8,405	8,890	6,968	2.48

資料) 常住人口より 各年1月1日時点

国勢調査による年齢3階級人口

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年令不詳
平成2年	20,745	3,717 (17.9)	13,934 (67.2)	3,091 (14.9)	3
平成7年	20,446	3,049 (14.9)	13,713 (67.1)	3,672 (18.0)	12
平成12年	19,957	2,652 (13.3)	13,107 (65.7)	4,198 (21.0)	0
平成17年	19,205	2,338 (12.2)	12,322 (64.2)	4,543 (23.6)	2
平成22年	18,328	2,145 (11.7)	11,355 (62.1)	4,780 (26.1)	48

資料) 国勢調査各年10月1日時点

2 土地利用

大洗町における土地利用は、平成25年1月1日現在の固定資産税課税台帳による地目別の面積からみると田が15.2%、畑が13.3%、宅地が16.0%、山林が13.2%となっている。

地目別土地利用面積の構成比の推移 (上段 ha、下段%)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成15年	353.9 15.2	306.5 13.2	349.7 15.1	302.9 13.1	50.6 2.2	305.9 13.2	649.5 28.0	2,319.0 100.0
平成20年	353.2 15.2	306.7 13.2	370.8 16.0	237.2 10.2	44.7 1.9	328.5 14.2	677.9 29.2	2,319.0 100.0
平成22年	352.5 15.2	308.4 13.3	370.2 16.0	306.1 13.2	44.4 1.9	332.6 14.3	604.8 26.1	2,319.0 100

注) 固定資産税課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる(県統計書、各年1月1日)

3 交通

道路は、国道51号、主要地方道水戸鉾田佐原線、大洗友部線、一般県道長岡大洗線、那珂湊大洗線、大洗公園線の主要幹線6路線が機能的に接続され、地域振興に大きく貢献している。また、東水戸道路及び常磐自動車道が開通し、利便性が向上した。

大洗鹿島線は、昭和60年の開業以来地域の生活路線として発展をしてきたが、マイカーの普及や少子化が進むとともに景気の低迷も重なり、平成4年をピークに利用者数は年々減少し、平成10年度にはピーク時に比べ50万人の減少となっている。

バス交通については、町民の身近な交通機関として周辺地域を結び地域の発展に大きな役割を果たしてきた。しかし、マイカーの普及などにより利用者数は減少傾向となっている。また、本町と首都圏を結ぶ高速バスが開通している。

昭和54年に重要港湾の指定を受けた大洗港は、昭和60年の北海道苫小牧及び室蘭両港とのカーフェリー航路が開設されて以来、首都圏の物流の拠点として順調に発展を遂げてきた。

第3節 大洗町の気象災害被害

第1 風水害

1 災害履歴

本町における風水害等の災害履歴は次のとおりである。

(1) 台風による災害

風による家屋の倒壊、破損及び大雨による河川の氾濫、低地での浸水等の被害が出る。

(2) 大雨による災害

梅雨期やその他で大雨が数日に及ぶ場合は河川の増水による氾濫や低地での浸水被害が出る。また、40mm/hを超える大雨のときは床上、床下浸水の被害が出る。

(3) がけくずれ災害

本町は、がけくずれ災害が予想される危険な区域があり、このため長雨が続くと土砂の流出によるがけくずれの被害が多い。

大洗町における主な風水害の概要

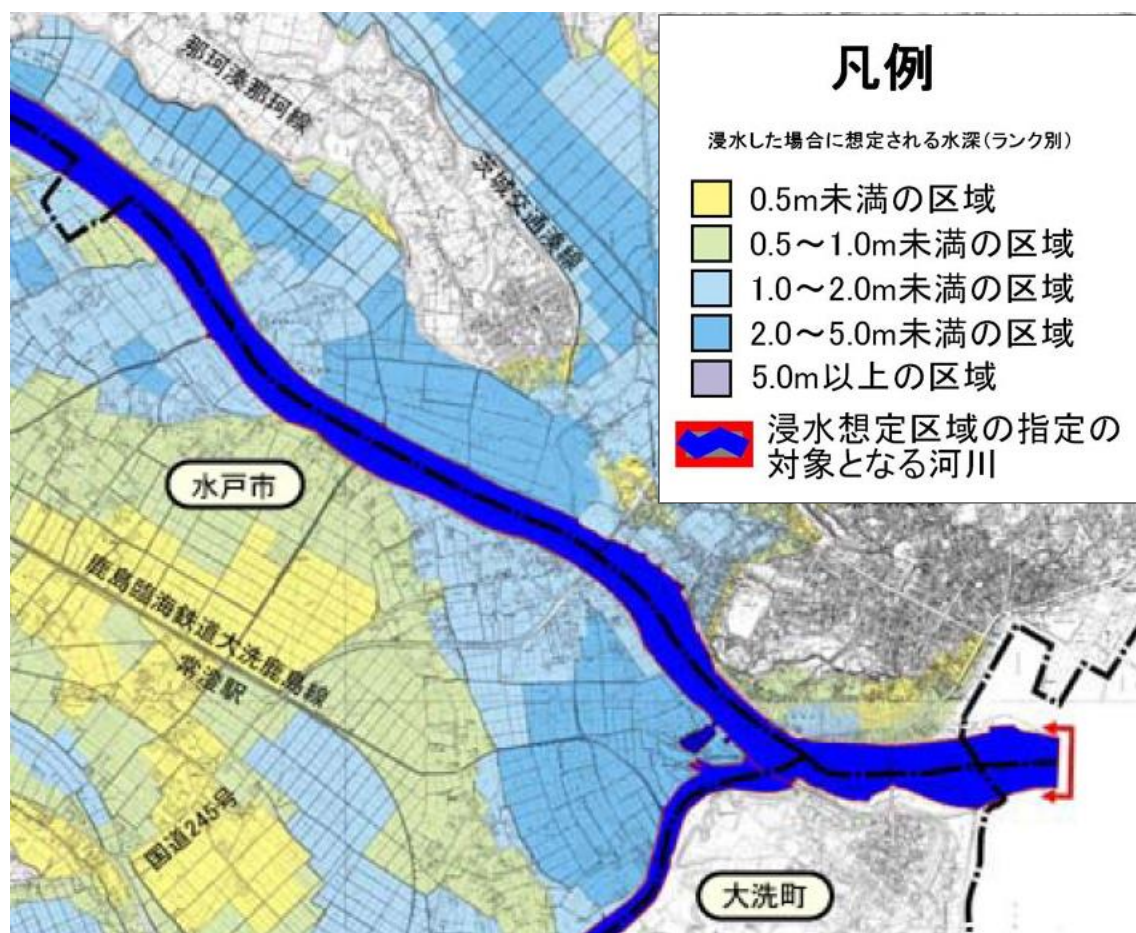
発生年月日	災 害 名	要 因	被 害	備 考
昭和 52. 9. 19	台風	集中豪雨	がけ崩れ 3カ所 家屋損壊 3世帯 床上浸水 3世帯 護岸決壊 1カ所	250mm/日雨量
昭和 54. 5. 27	強風	竜巻	軽傷者 2人 住家全壊 1棟 住家半壊 2棟 住家一部損壊 25棟 船舶損壊 1隻 非住家損壊 3棟	
昭和 54. 9. 3	集中豪雨	豪雨	住家半壊 2棟 住家一部損壊 2棟 床上浸水 10棟 床下浸水 162棟 冠水（田） 1ha 道路決壊 27カ所 がけ崩れ 2カ所	
昭和 56. 10. 22	台風 24号	豪雨	床下浸水 5棟 道路決壊 3カ所 がけ崩れ 4カ所 河川損壊 1カ所	
昭和 61. 8. 5	台風 10号	豪雨	住家一部損壊 1棟 床上浸水 27棟 床下浸水 76棟 冠水（田） 200ha がけ崩れ 2カ所	
平成 10. 8. 28	集中豪雨	豪雨	床下浸水（非住家） 4棟 冠水（田） 6ha 浸水（田） 35.5ha 擁壁崩壊 1カ所 道路冠水 3カ所 漂着ごみ 10,525t	澗沼川平戸橋下 水位観測所 最高水位 :2.35m
平成 11. 10. 27	集中豪雨	豪雨	床上浸水（住家） 5棟 床上浸水（非住家） 1棟 床下浸水（住家） 24棟	
平成 14. 10. 1	台風 21号	台風	家屋半壊 3棟 一部破損 30棟 住居以外の建物 26棟 電気関係 30棟 屋外・工作物 15件 道路障害物 17カ所 倒木 35カ所 漁船 17隻 崖崩れ 1カ所	
平成 25. 10. 15	台風 26号	台風	全壊（住家） 1棟 半壊（住家） 1棟 一部損壊（住家） 5棟 一部損壊（非住家） 9棟 床上浸水（非住家） 2棟	

第4節 大洗町に係る被害想定

第1 風水害による被害の想定

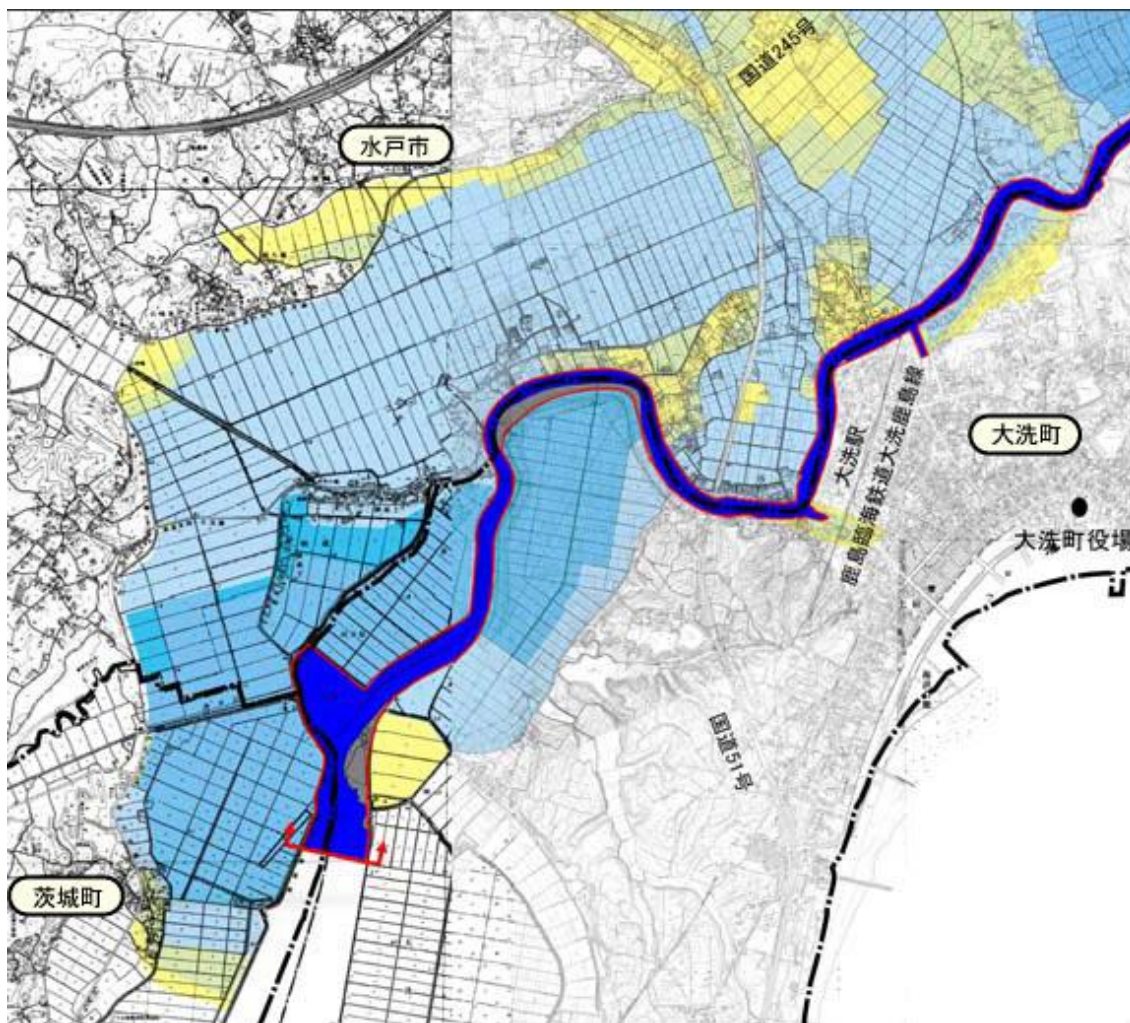
風水害に係る被害の想定については、平成17年の水防法改正により、国土交通省によって主要河川の洪水氾濫シミュレーションが実施されている。

本町に係る部分としては、常陸河川国道事務所から那珂川と涸沼川について浸水想定区域が公開されている。このうち那珂川については、上流の水戸市や茨城町での浸水が予想されているが、本町の浸水は想定されていない。これに対し涸沼川は右岸の水田で最深で5.0mの浸水が想定されている。



資料) 国土交通省 常陸河川国道事務所 那珂川浸水想定区域

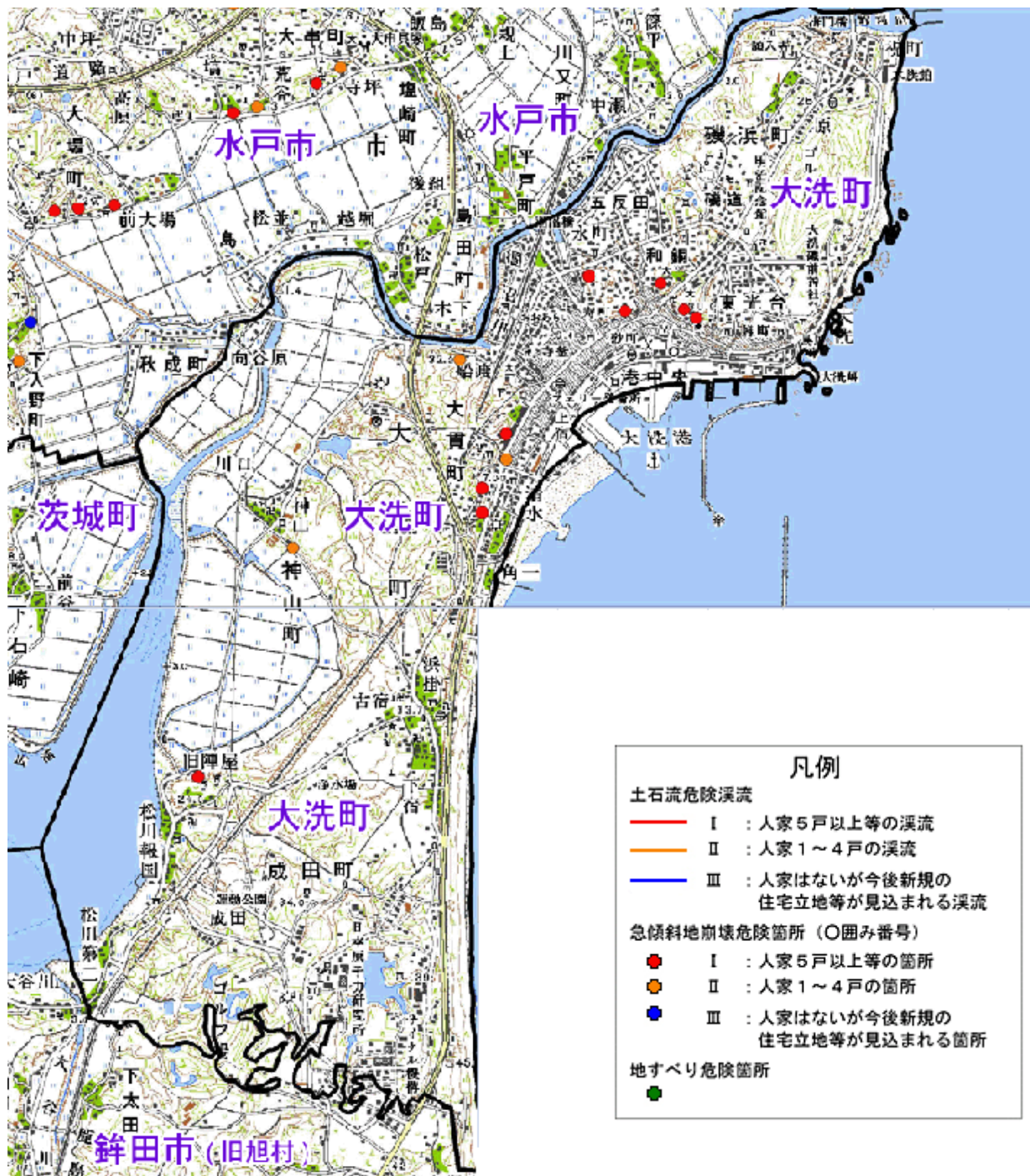
第1章 総則 第4節 大洗町に係る被害想定



資料) 国土交通省 常陸河川国道事務所 涸沼川浸水想定区域

第2 土砂災害危険箇所

本町における土砂災害警戒区域等は12箇所が指定されている。主に北部の中心市街地を囲む丘陵地に分布しており、南部は少ない。



茨城県土砂災害危険箇所マップ

第5節 各機関の業務の大綱

災害に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

第1 大洗町

1 大洗町

- (1) 大洗町防災会議及び大洗町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 防災に関する調査に関すること。
- (4) 都市防災事業の推進に関すること。
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄調達の整備に関すること。
- (6) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。
- (7) 町内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- (8) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (9) 災害の予防、警戒及び拡大の防止に関すること。
- (10) 避難の勧告・指示及び誘導に関すること。
- (11) 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること。
- (12) 災害復旧資材の確保に関すること。
- (13) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (14) 被災町営施設の応急対策に関すること。
- (15) 災害時における保健衛生に関すること。
- (16) 災害時における文教対策に関すること。
- (17) 災害対策要員の動員、雇用に関すること。
- (18) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (19) 被災施設の復旧に関すること。
- (20) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (21) 災害発生時における災害発生の防除と拡大防止及び被害者の救助と人命財産保護に関すること。
- (22) 警戒宣言、警戒解除宣言及び大規模災害関連情報の収集・伝進に関すること。
- (23) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (24) 災害防災応急対策に係る広報に関すること。
- (25) 道路の保全または交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (26) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令に関すること。
- (27) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (28) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 大洗・銚田・水戸環境組合

- (1) 災害時におけるごみ・し尿・がれき処理に関すること。

第2 茨城県

1 本庁

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練。
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報。
- (4) 災害の防御と拡大の防止。
- (5) 救助、防疫等災者の救助保護。
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策。
- (8) 被災県営施設の応急対策。
- (9) 文教対策。
- (10) 災害時における社会秩序の維持。
- (11) 災害対策要員の動員。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保。
- (13) 被災施設の復旧。
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等。
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力。

2 水戸警察署（大洗地区交番）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 救出救助活動等に関すること。
- (3) 避難誘導等に関すること。
- (4) 二次災害の防止に関すること。
- (5) 交通対策に関すること。
- (6) 保安対策に関すること。
- (7) 死体見分及び検視に関すること。
- (8) 被災者等への情報の発信に関すること。

3 県央福祉事務所

- (1) 被災地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること。
- (2) 災害救助法に基づく応急活動に関すること。

4 水戸保健所

- (1) 医療救援及び助産活動に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 水道等、飲料水に関すること。
- (5) 毒物、劇物に関すること。

5 水戸土木事務所

- (1) 県道及び県道橋梁の保全に関すること。
- (2) 県の所管する河川・海岸の保全に関すること。
- (3) 水防に関すること

6 大洗港区事業所

- (1) 大洗港の災害予防対策に関すること。
- (2) 大洗港の災害応急対策及び復旧・復興対策に関すること。

7 県央農林事務所

- (1) 農産物等に係る災害の予防及び災害応急対策の指導に関すること。

8 大洗公園管理事務所

- (1) 大洗公園の災害予防対策に関すること。
- (2) 大洗公園の災害応急対策及び復旧・復興対策に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 津波警報、火山警報等の伝達に関すること。

2 関東財務局（水戸財務事務所）

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

3 関東信越厚生局

- (1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。
- (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。
- (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。
- (4) 医療救護班の応援派遣に関すること。

4 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 被災中小企業の振興に関する事。

5 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。

6 茨城労働局（水戸労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関する事。
- (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事。
- (4) 労災保険給付に関する事。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事。

7 関東農政局（水戸地域センター）

- (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。
- (9) 災害時における主要食糧の輸送力確保に関する事。

8 関東運輸局（茨城運輸支局）

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

9 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- (3) 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事。

10 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- (5) 海上交通安全の確保に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

11 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- (4) 町長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (6) 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

12 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

13 関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。

- (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）※。
- (14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

※TEC-FORCE（緊急災害派遣隊）は、大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的としたものである。

国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁に設置され、先遣班、現地支援班、情報通信班、高度技術指導班、被災状況調査班、応急対策班、輸送支援班、地理情報支援班、気象・地象情報提供班より構成される。

大規模災害が発生したときには、被災地に TEC-FORCE を派遣し、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援を行う。

第4 自衛隊

1 陸上自衛隊勝田駐屯地

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 自治体災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること。
- (5) 災害援助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第5 指定公共機関

1 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
- (5) 上記各業務にかかる広報に関すること。

2 日本郵便株式会社（大洗郵便局、夏海郵便局、大貫郵便局、大洗祝町郵便局）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

3 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- (4) 義援金品の募集配布に関すること。

4 日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

5 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

6 独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社

- (1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

7 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

8 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 災害時における緊急通信の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

9 東京瓦斯株式会社（東部事業本部）

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガス供給に関すること。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

10 日本通運株式会社（水戸支店）

- (1) 救助物資及び避難所の輸送の協力に関すること。

11 東京電力株式会社（茨城支店）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力施設の応急対策と災害復旧に関すること。

12 KDDI株式会社（ソリューション水戸支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

13 株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 大洗町（大貫・神山・広浦・成田郷・向谷原）土地改良区

- (1) 災害時における樋管等排水施設の管理に関すること。
- (2) 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) 水防活動の協力に関すること。

2 社会福祉法人大洗町社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

3 報道機関（茨城新聞株式会社、株式会社茨城放送）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

4 茨城交通（株）（茨大前営業所）

- (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。

5 一般社団法人茨城県トラック協会（ひたちなか支部）

- (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。

6 鹿島臨海鉄道（株）

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること。

第1章 総則 第5節 各機関の業務の大綱

(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

7 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

(1) 災害時における応急医療活動に関すること。

8 水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

9 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

1 JA水戸大洗支店

- (1) 農家に対する営農指導に関すること。
- (2) 被災農家の被害調査及び融資に関すること。
- (3) 主要食糧の確保に対する協力に関すること。

2 大洗町漁業協同組合

- (1) 漁業施設及び漁船の保全に関すること。
- (2) 海難救助に関すること。
- (3) 漁業関係災害の被害調査及び融資に関すること。

3 大洗町商工会

- (1) 商工業の被害調査に関すること。
- (2) 被災中小企業の指導に関すること。
- (3) 被災中小企業に対する融資に関すること。

4 大洗町危険物安全協会

- (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

5 東茨城郡医師会、一般病院・診療所

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- (2) 災害時における負傷患者等の医療救護に関すること。

6 一般運輸事業者

- (1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

7 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

8 町内会、女性団体、青年会等の団体

- (1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第6節 町民、事業所等の責務

第1 町民

- (1) 備蓄、初期消火への準備、災害時の安否確認方法の検討等、災害への備えに関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (3) 町長及び県知事が行う防災に関する事業ならびに非常時における救援・救助対策、隣保共助による地域防災に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に務めること。
- (4) 警戒宣言、風水害、竜巻、土石流等関連情報及び応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。

第2 自治会（自主防災組織）

- (1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所の運營業務等の協力に関すること。
- (3) 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
- (4) 自主防災活動の実施に関すること。

第3 事業所

- (1) 事業活動にあたって、その企業町民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をほらうこと。
- (2) 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 町長及び県知事が行う防災に関する事業並びに非常時における救援・救助対策に協力し、最大の努力をほらうこと。

第2章 風水害予防計画

第2章 風水害予防計画

第1節 水防対策計画

第1 治水計画

都市建設課、農林水産課、消防本部、河川等管理者

1 計画方針

水防管理団体たる町は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管内の河川、湖沼、海岸、港湾の洪水又は高潮、津波による水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防対策の推進

水防管理団体たる町は、管内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。特に、那珂川及び涸沼川の沿岸に重要水防箇所が存在しており、これらの堤防において水位上昇による越水や決壊が発生した場合、沿岸地区が更に大きな危険にさらされる。したがって、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施するものとする。

(1) 水防管理団体の責任

- ア 水防組織の確立
- イ 水防団、消防団の整備
- ウ 水防倉庫、資機材の整備
- エ 通信連絡系統の整備
- オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池の巡視
- カ 水防時における適切な水防活動の実施
 - (ア) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - (ウ) 通信網の再点検
 - (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - (カ) 農業用と取水堰及び水門、ため池等の操作
 - (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
 - (ク) 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使
 - (ケ) 住民への水防活動従事の指示
 - (コ) 警察官の出動要請
 - (サ) 避難のための立ち退き指示
 - (シ) 水防管理団体相互の協力応援

- (ス) 水防解除の指示
- (セ) 水防てん末報告書の提出

(2) 河川

本町の代表的な河川は、那珂川と涸沼川であるが、特に那珂川は水源が栃木県にあるため流路延長も長く、また常時水量も多い。上流域に日雨量 70～80mm 程度の長雨が続きと那珂川沿岸低地帯は氾濫し、家屋及び農作物等に被害を与える恐れもあり、今後とも那珂川及び涸沼川の築堤計画を積極的に促進する。

ア 那珂川

那珂川水系は、その源を栃木県那須郡の那須岳（標高 1,917m）に発し、同黒磯市油井において那須平原に出て、幅員 200m の侵食谷を形成しつつ南東に流れ、余笹川に合流後、流路を南に変じ、椿川を合流、更に武茂川、荒川を合わせ、これより山間部に入り茂木町牧野から流路を南東に変え栃木、茨城の県境を過ぎ、本県の常陸大宮市に至り、平地に出て緒川、藤井川を合わせて水戸市に至る。ここで桜川と合流し、下流付近において、更に涸沼川を合わせひたちなか市との間を流下して太平洋に注いでいる。このようなことから、出水時における本町を通過する水量は極めて多く上流の水量を一手に引き受けている現状であり、今後も、河川の氾濫を防ぐため那珂川河川緊急改修事業を積極的に促進を図るものとする。

イ 涸沼川

涸沼川水系は、その源を笠間市国見山に発し、山間部を貫流し、途中、大小 15（関係市町村）の川を合流して本町で那珂川と合流し、太平洋に注いでいる。上流で雨量の多いとき又は那珂川での出水時には、水位が高くなり河川の氾濫を招く状態になるため未改修部分の積極的な促進を図るものとする。

(3) 排水路

- ア 既設側溝等で断面狭小あるいは勾配不良により、降雨時において浸水のおそれのある箇所については、早急に整備を図るものとする。
- イ 各土地改良区と緊密な連絡をとり、降水量及び気象情報等に注意し、洪水時には、外水の浸入を防止するため、樋管排水施設の適正な門扉操作を行うものとする。

第2 海岸保全

都市建設課、海岸等管理者、県

1 計画方針

本町の海岸線は、総延長 12km であり、北部を自然岩礁海岸、中央部は港湾区域を含む人工海岸、南部は砂浜海岸とそれぞれの特徴をもっている。

この海岸線について、高潮、津波、波浪等による海岸線の侵食を防止するため、海岸保全施設の整備促進を図るものとする。また、未整備の海岸について今後、台風、津波及び高潮等により被害を未然に防止するため、海岸侵食対策及び高潮対策に配慮した事業を積極的に促進するものとする。

2 高潮対策事業

高潮・波浪・津波による被害から国土を守るため、護岸などの海岸保全施設を整備する。

3 侵食対策事業

侵食による砂浜の消失から発生する被害から国土を保全するため、ヘッドランドの整備や養浜を実施する。

4 津波危機管理対策緊急事業

津波に対する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保などのハード対策及び危険度情報の提供などソフト対策により、津波発生時における人命の最優先な防御を推進する。

第3 水防法に基づく洪水対策

消防本部

1 計画方針

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

2 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本町に関わる河川としては、那珂川が指定されている。

3 水位情報周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本町内では、澗沼川が指定されている。

4 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとなっている。(総則 第4節第1「風水害による被害の想定」参照)

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。

5 避難体制等の整備

(1) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水区域内に地下街等（地下街、劇場、駅等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 町長は、浸水想定区域について、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 町長は、避難指示、避難勧告、避難準備（要配慮者避難）情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報）等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(4) 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

6 避難体制等の整備

町は、浸水想定区域に高齢者施設や大規模工場等が設置された場合は、施設管理者に対し、洪水時に利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止するため自衛水防組織を置くとともに、計画作成を行うよう指導し、自主的な取組ができるよう情報の提供などの支援を行う。

第2節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害防止法に基づく対策

生活環境課

1 計画方針

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

2 地盤災害危険度の把握

台風や大雨による地盤災害の防止のためには、その土地の状況を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集、整理を進め、各種の行政施策へ反映させていくものとする。

(1) 地盤情報の収集・整理

町内の地形、地質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集、整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てるものとする。

(2) 地盤情報の公開

収集、整理したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果をハザードマップで公開していくものとする。

3 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るものとする。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

本町の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図るものとする。

4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ

住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお、県は、指定を行うにあたって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示することとなっている。

5 警戒避難体制の整備

(1) 町は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 町長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 町は、避難指示、避難勧告、避難準備（要配慮者）情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(4) 気象庁、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

6 特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法第9条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。

第2 がけくずれ対策

生活環境課

1 計画方針

本町では旧中心市街地が陵地付近に発展し、がけ地周辺まで宅地化した都市、また生業上がけ地周辺に居住を余儀なくされているところなど、がけくずれ災害が予想される危険な区域が確認されている。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。

2 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

町においては、県からの情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、その他防災に必要な事項について地域防災計画に定めておくものとする。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全をはかることとしている。

(1) 斜面崩壊防止対策の推進

土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するものとする。

ア 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

がけくずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

イ 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる地域及び崩壊を助長誘発する恐れがある地域を、町長の意見を聞いて、県知事が指定する。

ウ 危険箇所の周知

危険区域に標識を設置する等、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努めるものとする。

エ 所有者等に対する防災措置の指導

町は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

オ 移転の促進

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）第5条に該当する崖地にある住宅については、崖地近接危険住宅移転事業により利子補給を行い、移転の促進を図るものとする。

カ 警戒体制の確立

土砂災害は、降雨後時間において発生することもあり、多量の降雨後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。したがって、平時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

(2) 造成地災害防止対策の推進

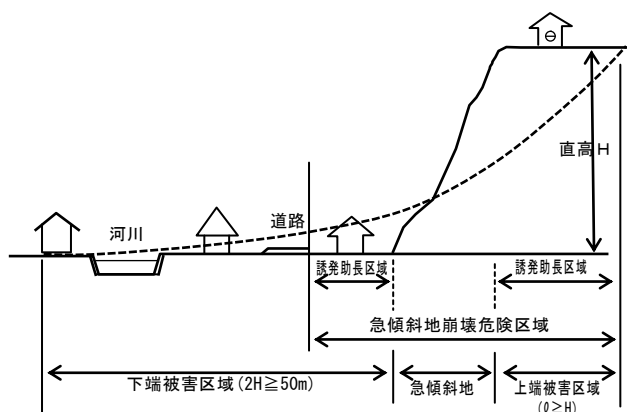
ア 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるものとする。

<急傾斜地崩壊危険区域指定範囲>



<急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

- ・ 急傾斜地の高さが5 m以上及び傾斜度30°以上
- ・ 急傾斜地の崩壊により危険が生ずる恐れのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危険が生ずる恐れのあるもの

第3 地すべり対策

県

県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請することとなっている。

区域の指定により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と国土の保全をはかる。

第4 土石流危険渓流対策

県

1 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- (1) 砂防法第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。

(2) 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

砂防指定地

所在地			面積 (ha)	指定年月日	告知番号	備考
都市	町村	大字				
東茨城郡	大洗	磯浜	11.84	昭和9年7月20日	内告第356号	
東茨城郡	大洗	磯浜	12.17	昭和9年12月26日	内告第641号	
東茨城郡	大洗	磯浜	1.35	昭和11年11月25日	内告第620号	

2 土石流危険溪流及び危険区域の周知

町は、県からの土石流危険溪流及び危険区域に関する資料を活用し、関係住民への危険溪流に関する周知を図る。

第5 土砂災害警戒情報の発表

県、水戸地方気象台

1 計画方針

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表することとなっている。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内全ての44市町村を発表対象とする。

3 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

4 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

5 土砂災害警戒情報の活用

町は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

第3節 災害に強いまちづくり

第1 防災に配慮したまちづくりの推進

町全体

1 計画方針

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、風水害等による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

2 防災まちづくりの視点

(1) 計画的な対策の推進

財政的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくり事業を計画的に推進することが必要である。したがって、町は、都市計画的な視点から総合的な防災まちづくりの方針を策定し、災害危険性が高いと考える地域での施設整備など、緊急性、重要性の高いものから重点的に実施し、町全体の安全性の水準を着実に引き上げていく。

(2) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。しかし、予防対策としてのハード整備は、短期間で完了するものではなく、町の構造的な防災性が十分でない段階で大規模な風水害等に見舞われることもあり得る。したがって、発災後の避難や応急対策活動等の被害軽減策としてのソフト対策が重要であり、そのために避難施設や活動拠点施設の整備といった「ソフト対策のためのハード整備」も重要である。このようなことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ都市整備を行うことが、被害の発生及び発生した被害の波及を最小限に押さえるために求められる。

(3) 民間企業等との協力体制の整備

都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

※ インフラストラクチャー

道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本のこと。最近では、学校・病院・公園・社会福祉施設など生活関連の社会資本も含めていう。

(4) 住民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の不燃化、又は市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発の実施、インフラ整備にあたっての用地取得等、住民の協力、合意が必要となってくる。よって、町がまちづくり活動や防災教育を通じて住民に対する普及啓発を

行い、住民の防災まちづくりに対する気運を高めるような措置を講ずることが必要である。

3 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを都市計画マスタープランへ位置づけるものとする。

- ア 本町の災害危険性を踏まえ、防災に配慮した土地利用計画
- イ 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ウ 地域における災害対策活動の拠点となる防災活動拠点の配置計画
- エ 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画の決定、地区レベルの防災性強化を図るため建築物の不燃化等を総合的に推進するものとする。

4 防災空間の形成

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の根幹的な公共施設の整備を推進するものとする。

(1) 緑化保全地区の指定

都市緑化保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図るものとする。

(3) 防災道路や避難路となる道路の整備の推進

災害時において、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、緊急性の高いものから整備する。また、市街地に存在する街路の状況等についての現状を把握し危険性が高いと考えられる街区については、防災性に配慮した道路状況の改善を図るものとする。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備推進

防災拠点や避難地として利用できる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性防火貯水槽など災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図るものとする。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

市街地においては、消防車両が進入できない狭隘な道路も多く、火災発生の危険性が

高いだけではなく、消防活動の困難が予想されるため、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進するものとする。

(6) 防災活動拠点の整備

災害応急活動の中核拠点とし、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

(7) 市街地の更新

木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進するものとする。

5 災害危険区域の指定

町は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。

(災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。)

6 都市計画事業の推進

町は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

第2 建築物等の防災対策の推進

都市建設課、各施設管理者

1 不燃化の推進

火災による建築物の焼失を防止するため、不燃化を推進する。さらに、特に応急対策実施上の重要建築物についての不燃化を推進していくものとする。

(1) 防火地域及び準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等についても指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 建築基準法第22条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について、建築基準法第22条に基づき、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図るものとする。

2 台風対策

(1) 台風等による屋外広告物等の落下物対策

建築物からの突出物である看板、窓ガラス、外壁及びタイル等について、落下による災害発生の可能性を調査し、危険とされる物件について、管理者に対する改善の指導を行う。また、独立看板については、老朽化したものについて管理者に対して必要な行政指導を行うものとする。

(2) 台風等による建築物及び工作物等の飛散防止対策について

車庫、倉庫、物置、ブロック塀等について、台風（強風）等による災害発生の可能性を調査し、危険と判断される物件については、管理者に対する強風対策の指導を行うとともに老朽化した物件については管理者に対して改善等の行政指導を行うものとする。

3 土木施設の強化の推進

道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧作業の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら土木施設について、事前の予防措置を講ずることは重要である。このため、各施設ごとに設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための構造の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。特に、本町においては場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくものとする。

(1) 道路施設の強化の推進

町及び道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、及び人員、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとする。

ア 道路施設の防災上の向上

(ア) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

(イ) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(ウ) 風水害等に備えて、道路建設時には次の事項に配慮する。

ア) 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。

イ) 縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さを確保する。

ウ) 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配をとる。

エ) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土の恐れのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。

オ) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。

カ) 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な所には盲暗渠等を設置する。

イ 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために危険箇所については、可能な限りの補修を行い、また、幅員3m未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険な所については逐次改良するよう努めるものとする。

ウ 道路ネットワークの確保

- (ア) 緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
- (イ) 市街地の防災区面を形成する道路の整備を推進する。
- (ウ) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 迂回道路の調査

災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。

オ 街路樹対策

台風等の災害に備えて街路樹については、必要に応じて支柱の補強を行い、また、浅根性で強風の被害を受けやすいものは夏期剪定を行う。根腐れ、幹の腐朽などにより、倒木の危険があるものは伐採・更新を行うこととする。

(2) 鉄道施設の強化（鹿島臨海鉄道株）

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、風水害等の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

(3) 河川管理施設等の防災性向上（常陸河川国道事務所）

下表の河川の管理施設等の防災性の点検や、防災性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、河川増水による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行う。また、定期的に河川の巡視を行う。さらに、集中豪雨や台風による河川の隣水、低地の浸水等を防止するため、水防倉庫を設置し、救助用のボート、救命胴衣、土のう袋等の水防資器材を整備し、水防体制の充実強化を図るものとする。

本町における河川の概況

河川名	町内流路延長	計画高水量	所管	備考
那珂川（湊大橋）	右岸 0.6km	6,700 m ³ /秒	国土交通省	
潤沼川（潤沼橋）	左岸 1.9km 右岸 8.0km	1,400 m ³ /秒	国土交通省	

第3 避難施設の整備

生活環境課、住民課

1 避難所の整備

(1) 避難所及び一時避難場所等の指定

町は、町に関連する台風や土石流災害等の被害想定に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対する収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、文化センター等の公共建築物とする。

本町で避難が必要な場合として、概ね次のことが想定される。

ア 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合。

イ 土砂災害や大雨による堤防決壊等の危険がある場合。

ウ 台風、強風、竜巻等の強風により住家に危険がある場合。

こうした場合に、町民が適切に避難できるよう、下記の点について避難体制の整備を図っていくものとする。

ア 一時避難場所、広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の指定・整備。

イ 避難所の収容機能のほか物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備。

ウ 一時避難場所、広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の町民への周知。

エ 避難所、福祉避難所の開設、運営管理体制の整備。

(2) 指定緊急避難場所の指定

町は、災害発生時に被災者が避難する避難場所について、それぞれの災害の特性に応じて危険から逃れるための指定緊急避難場所を指定する。

また、これを住民等に周知し、より円滑かつ安全な避難を促進するものとする。

(3) 指定避難所の指定

災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、避難所のうちから指定により救援物資等の送付先となる指定避難所を事前に指定、把握する。

また、あわせて、広域避難が必要となった場合の受入れ施設を指定する。

(4) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

避難所、避難場所等の考え方

種類	役割
一時避難場所	広域避難場所に避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。
広域避難場所	大規模火災や台風、竜巻等の災害により、当該及び周辺地区からの避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路または緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
避難所	台風あるいは火災により家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容し保護するところをいう。
福祉避難所	高齢者、障害者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。
指定緊急避難場所	各避難所及び避難場所について、洪水、がけくずれ、土石流、高潮、地震、津波など異常な現象の種類ごとに安全性を検証し、施設を指定しておく。
指定避難所	災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、指定する避難所で、外部からの物資の受入れ先や広域避難が必要な事態の受入れ避難所

(5) 近隣市町村等との協力体制の整備

被害が町内に限られる様な災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者情報システムの整備（県）

町は、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、県が実施する避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システム等の整備にあわせ、システムの導入をはかる。

(7) 特設公衆電話回線の整備

東日本電信電通株式会社（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、特設公衆電話回線を整備する。

第4節 文教計画

学校教育課、生涯学習課、消防本部

1 計画方針

町教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずることとする。

また、町は、保育所について教育委員会に準じて同等の対策をとるものとする。

2 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長、幼稚園長及び保育所長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会及び保育所管理者は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

3 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

4 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

5 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険

物がある施設では、適切な管理に努める。

6 文化財保護

- (1) 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るものとする。
- (2) 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携、協力が必要である。文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすることにより広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火、防災意識の高揚に努めるものとする。
- (3) 文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。
 - ア 防火、防災訓練の実施
 - イ 文化財建造物等への立入検査
 - ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - エ 文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
 - オ 文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置

第5節 農地農業計画

農林水産課

第1 農地計画

1 計画方針

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化したため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県、町及び土地改良区は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。

2 土地改良事業

農地は、地域環境の保全、水資源の涵養並びに町民に潤いや安らぎをもたらす緑豊かな自然環境の創造に重要な役割を果たすものであるため、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農道整備、排水路整備及び土地改良事業の推進等優良農地を保全するものとする。

3 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

4 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

5 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

6 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第2 農業計画

農林水産課

1 計画方針

風水害等の災害から農畜産物を防護するため、農家に対し、災害に強い農業経営の指導、啓発を図るものとする。

2 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

3 資材の確保

(1) 防除器具の整備

町及び県有の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

4 家畜対策

(1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。

(2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第6節 気象業務整備計画

水戸地方气象台

【水戸地方气象台の対応等】

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。
- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- (4) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- (6) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第7節 情報通信設備等の整備計画

生活環境課、福祉課

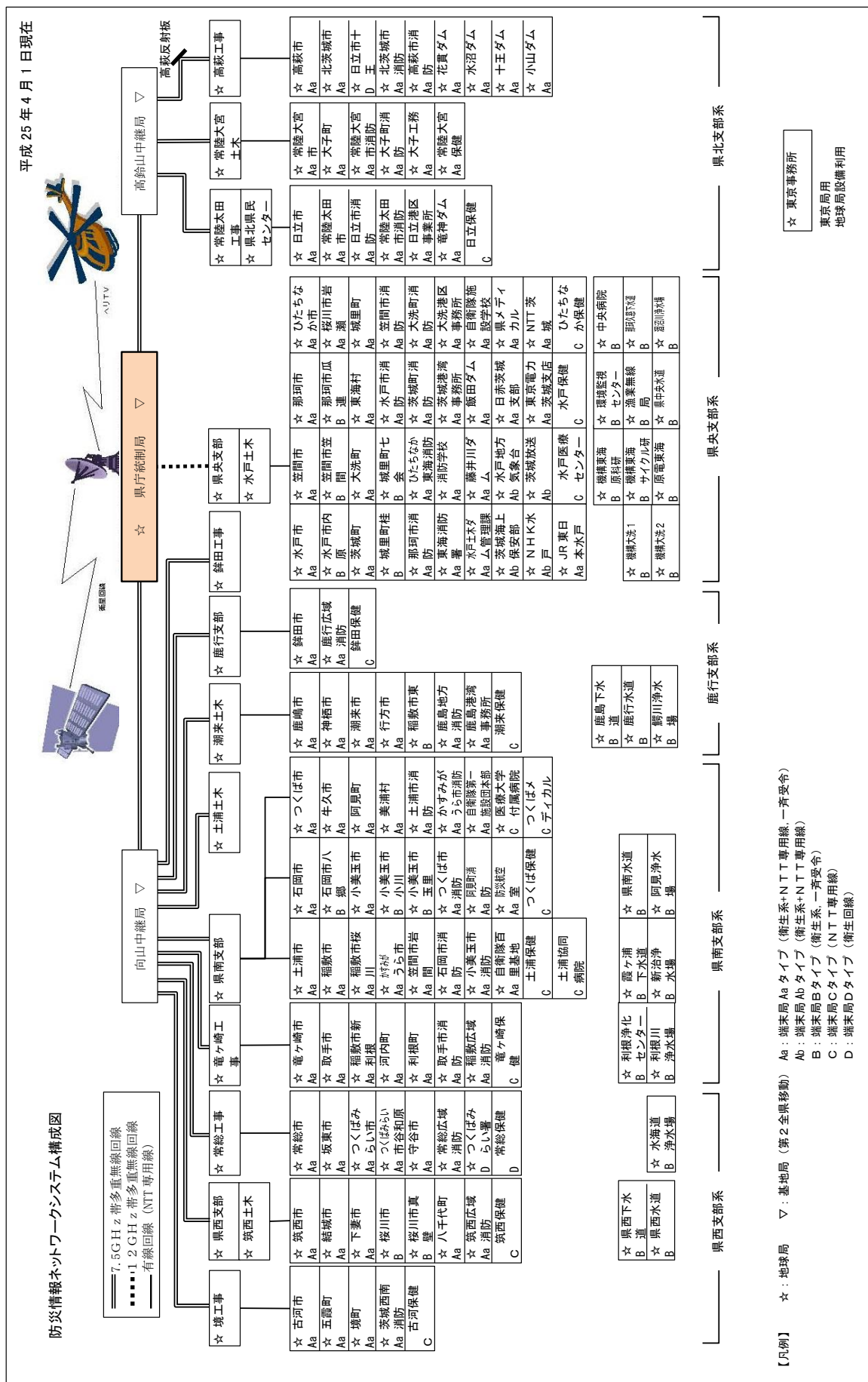
1 計画方針

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

2 情報通信設備の整備

県は、県庁舎内の防災センターに、災害時の確実な通信の確保を回るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達の手段を確保する防災通信システムを整備している。通信系統は、県庁の統制局の下、各地方総合事務所、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

通信系統図は茨城県地域防災計画資料編の「6-1 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」に示すとおりであり、県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、町、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。



茨城県防災情報ネットワークシステム構成図

(1) 大洗町防災行政無線の整備

町は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭として、町防災行政無線（同報無線、移動無線、戸別受信機等）を整備している。

防災行政無線システム及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

ア 大洗町防災行政無線

（F 3 E ・ 1 6 K O F 2 D、固定局 57.26MH z 0.1W
中継局 68.835MH z 3W）

イ	固定局（親局）	1
ウ	中継局	1
エ	遠隔制御装置	1
オ	非常電源	1
カ	地図表示盤	1
キ	屋外スピーカー（子局）	46
ク	戸別受信機	町内全世帯

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。

特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

(3) 非常・緊急通話用電話

町は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

3 防災関係機関の情報通信設備

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

ア	関東管区警察局	警察無線設備
イ	第三管区海上保安本部	海上保安庁通信設備
ウ	気象庁	気象通信設備
エ	国土交通省関東地方整備局	国土交通省無線設備（多重回線）
オ	東京電力（株）茨城支店	東京電力通信設備
カ	J R 東日本（株）水戸支社	鉄道通信設備
キ	茨城交通（株）	茨城交通通信設備
ク	N T T 東日本	孤立防止対策用衛星電話

4 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行うものとする。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

5 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

6 茨城県防災情報システムの整備

(1) 防災情報システムの概要

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムである。

なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、町及び消防本部等で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。

このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

(2) 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は次のとおりである。

ア 気象情報システム（予・警報、災害情報等）

イ 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）

(3) 防災情報システムの平常時の活用

防災センター及び防災情報システムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

7 アマチュア無線ボランティアの確保

町社会福祉協議会は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、平常時から茨城県と協議の上、アマチュア無線ボランティアの確保に努めるものとする。

8 その他通信設備

(1) 有線通信設備の現状

町において、災害時に情報収集または情報連絡に使用する有線通信施設は、次のとおりである。

ア 大洗町役場有線電話

1	029 (267) 5110	6	029 (267) 5115
2	029 (267) 5111 (着信のみ)	7	029 (267) 5116
3	029 (267) 5112	8	029 (267) 5117
4	029 (267) 5113	9	029 (267) 5118

5	029 (267) 5114	10	029 (267) 5119
---	----------------	----	----------------

イ 大洗町消防本部有線電話

1	029 (266) 1117
2	029 (266) 1118
3	029 (266) 1119

ウ 非常用電源の確保

停電に備え、バッテリー、無停電電源装置または自家発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 災害臨時電話の整備（生活環境課）

原子力災害及び風水害時等における有線電話を確保するため、災害時における大洗町災害対策本部と関係防災機関間の連絡用として、現在5回線の災害臨時電話の指定を受けている。また、指定避難所には避難者の緊急連絡用としての災害特設電話の設置及び災害伝言ダイヤル等についてNTT東日本茨城支店と協議しておくものとする。

大洗町役場	生活環境課 3回線	029 (267) 5946
		029 (267) 5961
		029 (267) 5947
	町長公室 1回線	029 (267) 5964
	災害対策本部室 1回線	029 (267) 5971

(3) 災害臨時電話の申込み先

NTT東日本茨城支店災害対策本部室へダイヤル

(日昼) 電話 029 (232) 4825 FAX 029 (232) 4950

(休日・夜間) 電話 048 (602) 8880 FAX 048 (602) 8589

第2章 風水害予防計画 第7節 情報通信設備等の整備計画

(4) 公衆電気通信料設備の利用

災害時において加入電話が輻そうし、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用するものとする。

ア 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号をNTT東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。

No.	電話番号	設置場所
1	029 (267) 2671	大洗町立第一保育所
2	029 (267) 5189	大洗町立大洗小学校
3	029 (267) 2875	大洗町立大貫小学校
4	029 (267) 2002	大洗町立夏海小学校
5	029 (267) 5288	大洗町立第一中学校
6	029 (267) 2942	大洗町立南中学校
7	029 (266) 0056	大洗町役場 (町長)
8	029 (267) 5114 (内線 230)	大洗町役場 (総務課長)
9	029 (267) 5115 (内線 240)	大洗町役場 (生活環境課長)
10	029 (267) 5126	大洗町役場 (上下水道課)
11	029 (266) 1117	大洗町消防本部
12	029 (266) 1118	大洗町消防本部
13	029 (266) 1119	大洗町消防本部
14	029 (267) 2029	夏海浄水場

(5) 大洗町防災通信システムの整備

町は、災害時における河川の水位状況、町内の被害状況及び避難路の監視、防災拠点(役場、消防本部)、と避難所(小・中学校)とのTV会議や災害情報の共有を図るための防災通信ネットワークを整備している。

(6) MCA無線の整備 (生活環境課)

町は、災害時の移動用の通信機器として、MCA無線を導入している。MCA無線は無線機同士で通信するのではなく、全国にある中継局を通して電波を送っているので、全国通信が可能である。

半固定 (大洗町役場)	1
携帯型 (避難所)	5
〃 (機動班)	3

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

健康増進課、生活環境課、財務課、上下水道課、県、医療機関

1 計画方針

国、県、町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

(1) 医療救護施設の確保

ア 医療救護施設の耐震性の確保

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる病院・健康福祉センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努めるものとする。

イ ライフライン施設の代替設備の確保

(ア) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

県は、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

(イ) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

町は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

(2) 後方医療施設の整備

ア 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害医療センターを1か所、地域災害医療センターを10ヶ所指定している。

災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣機能。
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。
- ・研修機能（基幹災害医療センターのみ）

災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、

広域災害・救急医療情報システムの整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また、災害拠点病院においては、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

災害拠点病院の指定状況

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水 戸 赤 十 字 病 院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日 立	日 立 製 作 所 日 立 総 合 病 院
〃	常陸太田・ひたちなか	日 立 製 作 所 日 立 総 合 病 院 ひたちなか総合病院
〃	水 戸	茨 城 県 立 中 央 病 院 水 戸 済 生 会 総 合 病 院
〃	鹿 行	な め が た 地 域 総 合 病 院 鹿 島 労 災 病 院

※本町にかかわる部分のみ掲載

イ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、風水害等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

DMAT指定医療機関の指定状況

医療機関名
茨 城 県 立 中 央 病 院
水 戸 済 生 会 総 合 病 院
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
な め が た 地 域 総 合 病 院
水 戸 赤 十 字 病 院
総 合 病 院 水 戸 協 同 病 院
日 立 製 作 所 日 立 総 合 病 院

※本町にかかわる部分のみ掲載

(3) 医薬品等の確保

ア 医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備えることとしている。

また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しが必要である。

イ 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくこととしている。

なお、県及び赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。

ウ 医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努めることとしている。

エ 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努めることとしている。

(4) 医療機関間情報網の整備

ア 広域災害医療情報ネットワークの充実

県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行うこととしている。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

イ 医療機関間連絡網の整備

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を随時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

ウ 後方医療施設との連携体制の整備

本町に所在する病（医）院は、災害時における地域の医療拠点として、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議の上体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進するものとする。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 消防計画の作成

医療機関は、災害により陥る様々な場合に応じて、適切な対応が行われる必要がある。したがって、消防法第8条の規定に基づき防災体制、災害時の応急対策、入院患者への対応策、患者を受け入れる場合の対応策等について留意し、消防計画を作成するものとする。

イ 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

ウ 医療関係者に対する防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、消防計画の職員への周知

徹底が必要である。病院は、年2回の消防訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 医療関係団体との協力体制の強化

県及び町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

3 食料、生活必需品等の供給体制の整備

(1) 備蓄に関する基本的な考え方

ア 協力体制の整備

台風、土石流等被害地域に限られるような災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について相互応援ができることが望ましい。したがって、近隣市町村やその他関係機関との間で、災害時の物資調達・供給の協力体制を整備する。また、避難所生活等において不足する食料、生活必需品については、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

イ 備蓄数量の設定

備蓄調達数量の目標値は、過去の災害事例や災害被害想定に基づいて設定する。

ウ 備蓄品目の選定

電気、水道、ガス等住民生活に必要な不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応して加熱不要の食糧、飲料水、毛布等生活必需品の品目を選定し、必要量を確保することが必要である。また、高齢者、乳幼児等の避難行動要支援者（要配慮者）に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

エ 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である旧祝町小学校内にある町防災備蓄倉庫以外に、各避難場所での分散備蓄を行う。

(2) 食料の備蓄並びに調達体制の整備

町は、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

【食料備蓄の品目】

- ア 主食 パン、乾パン、おかゆ、即席メン等
- イ 副食 缶詰、野菜、漬物、飲料（缶、ペットボトル等）
- ウ 調味料 味噌、しょうゆ、塩、砂糖等
- エ 乳児給与 粉ミルク

※ 飲料水は1人あたり概ね3リットル/日とする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な災害が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、町において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。

(3) 日常生活用品の備蓄並びに調達体制の整備

日常生活に欠くことのできない、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与するものとし、必要量を指定避難所に指定されている各施設に備蓄する。

- ア 寝具 (毛布等)
- イ 日用品雑貨 (石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、紙おむつ等)
- ウ 衣料品 (作業服、下着(上下)、靴下、運動靴等)
- エ 炊事用具 (鍋、釜、ヤカン、包丁、缶切等)
- オ 食器 (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ等)
- カ 光熱材料 (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス器具一式、コンロ等付属器具、卓上コンロ等)
- キ その他 (ビニールシート等)

※ 町の災害用備品在庫品及び枚数 毛布 739 枚 布団セット 13 セット (H26 年 5 月末時点)

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- ア 食料、飲料水 (断水を想定した井戸水の活用を含む)
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ、テレビ
- エ 通信機材 (衛星携帯電話、特設公衆電話、町防災行政無線を含む)
- オ 放送設備
- カ 照明設備 (非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む)
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材 (常備薬含む。)
- コ 物資の集積所 (備蓄倉庫等)
- サ 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や男女双方への配慮を積極的に行っていくものとする。

(5) 避難所の生活環境の整備に必要な物資の備蓄

被災後の被災者の生活を考慮して、必要な物資の備蓄を確保に努める。

- ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド
 - イ 間仕切り用パーティション
 - ウ 冷暖房用機器
 - エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干場
 - オ 仮設風呂・シャワー
 - カ テレビ・ラジオ
 - キ 簡易台所、調理用品
 - ク その他必要な設備・備品
- (6) 住民及び地域、事業所等の備蓄

【住民及び地域】

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、町庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記(2) 食料の備蓄並びに調達体制の整備及び(3) 日常生活用品の備蓄並びに調達体制の整備に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

【事業所等】

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

【水道事業者等】

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

- 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
 - ▷ 集結場所、駐車場所、居留場所
 - ▷ 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ▷ 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ▷ 災害規模に応じた断水時期の目処
 - ▷ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ▷ 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ▷ 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

災害により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制

の整備を行うものとする。

<品 目>

- ア 給水タンク車 (1台)
- イ 給水タンク (2基)
- ウ ポリ容器 (10個)
- エ ポリ袋等 (2,700枚)

また、特に災害に備え、給水地域の各家庭において容量10～20リットルのポリ容器を常備しておくよう町民に周知徹底を図るものとする。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽及び井戸の整備に努める。

(4) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

5 その他

各関係機関等は、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄並びに整備をするものとする。

第9節 火災予防計画

消防本部、消防団

1 計画方針

この計画は、町の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員及び消防団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

2 消防組織の充実・強化

町は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

3 消防施設等の整備・強化

(1) 町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

(2) 県の資機材の備蓄

ア 化学消火薬剤の備蓄

危険物等に起因する大規模な火災に備え、市町村が保有している化学消火薬剤のみでは十分でないので、県が化学消火薬剤を購入し、関係市町村に対しその備蓄管理を委託し、科学消防力の強化充実を図るものとする。

なお、備蓄管理を委託している市町村は次のとおりである。

水戸市，日立市，土浦市

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

筑西広域市町村圏事務組合

鹿島地方事務組合消防本部

イ 空中消火用資機材の備蓄

県は昭和50年度から林野火災空中消火用資機材の備蓄を図った。この運用については「茨城県林野火災空中消火用資機材管理運用要項」に基づき、時期を失せず適切に活用するよう努めるものとする。

なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。

石岡市消防本部

常陸大宮市消防本部

高萩市消防本部

茨城県消防学校

4 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(2) 防火管理者の育成、指導

町及び消防本部は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めることとする。

(3) 予防査察の強化指導

町及び消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県又は消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者または占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

県及び町、消防本部は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図るものとする。

5 消防計画の作成と広域化

町及び消防本部は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、県や隣接消防機関との調整を図るものとする。

消防計画の大綱は次のとおり

- ア 消防力等の整備
- イ 防災のための調査
- ウ 防災教育訓練
- エ 災害予防・警戒及び防御
- オ 災害時の避難、救助及び救急
- カ その他災害対策

6 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に、高度の知識及び技術を修得させるため、県町は、消防職員及び消防団員を、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実

第2章 風水害予防計画 第9節 火災予防計画

施すものとする。

(1) 消防職員科

- ・初任教育
- ・専科教育（特殊災害、予防査察、危険物、火災調査、救急、救助等）
- ・幹部教育（中級、初級幹部科等）
- ・特別教育（新任消防長教育訓練、薬剤投与講習会、潜水講習会等）

(2) 消防団員科

- ・基礎教育（日曜講座）
- ・専科教育（タンク車課程、ポンプ車課程、小型ポンプ課程等）
- ・幹部教育（中級幹部、指導員養成科等）
- ・特別教育（一日入校等）

7 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、町及び消防本部は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

第10節 防災知識の普及計画

生活環境課、消防本部、学校教育課

1 計画方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、町民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる町民運動の展開が必要である。このため、町、県、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、町民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

2 一般町民向けの防災教育

(1) 普及すべき防災知識の内容

- ア 風水害時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- エ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- オ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- カ 自主防災組織等の地域での防災活動
- キ 要配慮者への支援協力
- ク 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- コ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 広報紙、パンフレットの配布

町、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(3) 講習会等の開催

町、県、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(4) その他のメディアの活用

- ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- イ ビデオ、DVD、フィルムの製作、貸出
- ウ キャプテンシステム、文字放送の活用
- エ インターネットの活用
- オ 地震体験車等の教育設備の貸出

3 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

保育所、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては地震体験車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

4 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画(マニュアル)により対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第1.1節 防災訓練計画

生活環境課、消防本部、学校教育課、県

1 計画方針

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 総合防災訓練

総合防災訓練は県において実施され、県内の市町村や防災機関が参加する。町においても積極的に参加する。

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達

(2) 訓練への参加

県や防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するほか、町においても、町内各自治会、事業所等の参加を促し、独自の訓練を実施する。

その際、必要に応じて自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一般町民の参加も広く呼びかける。

また、県は、応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

3 町及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 町による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的

低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

県及び町は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

(5) 広域応援協定に基づく合同訓練

国、県においては、被害が厳しく、広域化した場合を想定して広域応援や広域避難についての対策を行うこととなっているので、広域訓練については、町としても積極的に参加するものとする。

4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町、消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施

するよう努めるものとする。

第12節 防災組織等の活動体制整備計画

生活環境課、商工観光課、福祉課

1 計画方針

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

2 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

町は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

ア 普及啓発活動の実施

町及び県は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く町民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

イ 自主防災組織の編成

(ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けをする。

(イ) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

(ウ) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

(ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

(イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

(エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

[発災時]

(ア) 初期消火の実施

(イ) 情報の収集・伝達

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

- (ウ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 要配慮者の安全確保等
- (2) 協力体制の整備
県及び町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。
- (3) 自主防災組織への活動支援
県及び町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。
- (4) リーダーの養成
県及び町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

3 事業所防災体制の強化

- (1) 防火管理体制の強化
学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。
また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。
- (2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織
危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。
また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。
このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行う事ができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

4 地区防災計画

自助共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、町の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）を町地域防災計画に定めることを町防災会議に提案することができる。

提案を受けた町防災会議は、必要に応じ、町地域防災計画に当該地区防災計画について定めるものとする。

5 ボランティア組織の育成・連携

- (1) 防災ボランティアの定義
防災ボランティアは、県により一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、

語学、アマチュア無線)とに区分されている。

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

県及び町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録にあたり、次の対策を実施することとなっている。

ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ調整し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。コーディネーターが行う業務は次の通りとする。

〔町の拠点施設における業務〕

(ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

(イ) (ア)に基づくボランティアの紹介

(ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

イ ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から町社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

エ 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを町社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

(5) 一般ボランティアの活動環境の整備

町及び町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

町は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図ると

ともに、ボランティア保険の助成に努める。

5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県が実施する協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町及び国、県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第13節 要配慮者支援計画

都市生活課、生活環境課、福祉課、住民課、各施設管理者

1 計画方針

近年の災害では、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。このため、町及び県、要配慮者を入所させる要配慮者関連施設は風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、町地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。

また、町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 要配慮者に配慮した社会環境整備

(1) バリアフリー化の促進

路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子にも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備、及び都市施設全般のバリアフリー化を促進していくものとする。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、地域のボランティア等と協力し合い、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、町は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備するものとする。

2 要配慮者関連施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び町は、要配慮者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、

ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

町は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者関連施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

町は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

3 在宅要配慮者の救援体制の確保

(1) 要配慮者の状況把握

町は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者にかかる情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町及び社会福祉協議会、消防本部等は、町内の要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするものの把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(3) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

町は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(4) 相互協力体制の整備

町は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの住宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支

援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送にあたっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

町は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

町及び県、県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

町及び県、県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

町及び県、県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制として、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

イ 外国人への行政情報の提供

町及び県、県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町及び県、県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの支援

町及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

第3章 風水害応急対策計画

第3章 風水害応急対策計画

第1節 組織・動員計画

総括部、総務部、全庁

第1 職員参集・動員

1 計画方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

2 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

本町において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。そのため町は、基準に基づいて配備体制を発令する。

また、災害の発生が予想される場合、あるいは災害発生直後に、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

職員の動員体制の決定基準は、町内における災害の規模、予警報、災害の状況等により、次のとおり定める。

職員の動員区分

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
第1警戒体制	気象警報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき。	生活環境課防災担当職員	災害警戒体制の設置
第2警戒体制	気象警報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき、又は、防災担当課長が必要と認められたとき。	生活環境課防災担当職員及び機動班職員	災害警戒体制の設置
災害対策連絡会議	第2警戒体制の状況で災害対策連絡会議を開催する必要があるとき。	生活環境課防災担当職員及び機動班職員、災害対策連絡会議構成員	災害対策連絡会議を開催
第1緊急体制 (第1次動員)	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。	町長、副町長、教育長、管理職全員、生活環境課全職員、消防本部(署)全職員	情報収集活動を円滑に行い、状況に応じて速やかに第2次、第3次動員体制に移行し得る体制とする。
第2緊急体制 (第2次動員)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。	町長、副町長、教育長、管理職全員、生活環境課全職員、2次動員職員、消防本部(署)全職員、消防団員全員	情報収集、連絡活動及び応急措置が実施でき、状況に応じて速やかに災害対策本部を設置し得る体制とする。
非常体制 (第3次動員)	大規模な災害が発生し、又は、激甚な災害が発生したとき、もしくは、風水害に関する特別警報が発表されたとき。	災害対策本部長(町長)、災害対策副本部長(副町長、教育長、消防長、消防団長)、災害対策本部全職員、消防本部(署)全職員、消防団員全員	災害対策本部を設置し、全ての職員が防災活動に従事する体制とする。

3 職員の動員・参集

(1) 職員の動員

職員の動員基準を以下のように定め、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにするものとする。

ア 職員の動員体制の決定

- (ア) 第1警戒体制及び第2警戒体制については、防災担当課長が決定するものとする。
- (イ) 災害対策連絡会議、第1緊急体制(第1次動員)、第2緊急体制(第2次動員)については、災害情報に基づく防災担当課長の報告により、町長が決定するものとする。
- (ウ) 非常体制(第3次動員)のうち、特別警報が発表された場合は、町長の在庁にかかわらず、災害対策本部を自動設置することとし、職員全員を動員する。

イ 職員の動員

防災担当課長は、アにおける動員体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。

(ア) 動員の伝達系統

動員の伝達系統は、下記のとおりとする。

ア) 緊急時の連絡は、緊急時の連絡体系図による。

イ) 第1緊急体制（第1次動員）、第2緊急体制（第2次動員）、非常体制（第3次動員）における連絡は、課毎の連絡網による。

ウ 決定者

上記ア、イの決定者は次のとおりとする。

動員体制の決定者

動員の区分	決定者	代決者	
		1	2
第1・第2警戒体制	防災担当課長	総務課長	
災害対策連絡会議	町長	副町長	教育長
第1緊急体制（第1次動員） 第2緊急体制（第2次動員）	町長	副町長	教育長
非常体制（第3次動員）	町長	副町長	教育長

(2) 職員への伝達手段

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 災害対策連絡会議及び第1・第2警戒体制については、防災担当課長が電話若しくは使送により招集するものとする。

(イ) 第1緊急体制（第1次動員）・第2緊急体制（第2次動員）及び非常体制（第3次動員）については、総務課長が庁舎内放送及び緊急時の連絡体系により招集するものとする。

(ウ) 総務課長は防災担当課長の依頼により、適宜災害情報を庁舎内放送により職員へ伝達するものとする。

イ 勤務時間外における動員の伝達

(ア) 防災担当課長は、電話により特別職、本部事務局及び総務課長に動員の連絡をすものとする。

(イ) 非常体制（第3次動員）については、災害対策本部を自動設置とし、各職員は、特別警報が発表されたことを覚知したときは、動員の連絡の有無にかかわらず、あらかじめ定めた部署へ出動するものとする。

(ウ) 総務課長は、担当課長に連絡するとともに連絡を受けた課長は緊急時の連絡体系により逐次連絡するものとする。

(3) 動員状況の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に報告するとともに総務課長は防災担当課長にその旨報告し、防災担当課長は町長に報告するものとする。

【報告事項】

- ・部・班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不能人員数
- ・登庁人員数
- ・登庁不能の際、北部地区は大洗小学校、南部地区は南中学校にそれぞれ非常参集し

た人員

・その他

(4) 職員の参集

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、風水害等により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動するものとする。

ア 自主参集

職員は、勤務時間外に特別警報が発表された場合や、強い風雨等による災害発生の恐れを感じた場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。なお、予め定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集するものとする。

イ 非常時の措置

職員は速やかに予め定められた箇所への登庁を目指すこととし、その際、大洗町職員証、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。災害が発生した場合、通常利用している公共利用機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。また、携帯電話等を利用して情報連絡手段等を確保する。

なお、災害により勤務箇所への登庁が不能になった場合は、次に基づき行動するものとする。

(5) 参集場所

交通・通信が途絶し、または庁舎が被災し、登庁が不能になった場合は、県道長岡・大洗線より北部地区については大洗小学校、南部地区については南中学校に参集し、災害対策に従事する。

(6) 動員から除外される職員

次に掲げる職員は、動員の対象から除外するものとする。

ア 平常時における病弱者、身体の不自由等で応急活動に従事することが困難であると町長が認めた者、又は急病、負傷等で参集が不可能となった者。

イ 私事都合による旅行等で、予め所属長の承認を得た者。

第2 災害対策本部

総括部、総務部、全庁

1 計画方針

町及び防災関係機関は、町内の地域において災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 災害対策連絡会議

本町に災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町は、大洗町災害対策連絡会議規程（昭和39年6月23日大洗町防災会議規程第3号）及び大洗町災害対策本部条例（昭和39年6月23日条例第22号）の定めるところにより、災害対策連絡会議または災害対策本部を設置して応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策連絡会議の設置基準

災害対策連絡会議は、災害対策本部設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を総合的かつ的確に行うため、町長が認めたときに設置するものとする。

- ア 気象業務法に基づく、大雨、暴風、洪水、高潮警報のいずれかが発表されたとき。
- イ 海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害及び大規模な火災が発生したとき又は同様の災害が隣接市町村域及び海域で発生し、大洗町域に被害が及ぶ恐れのある旨の情報を入手したとき。
- ウ その他生活環境課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策連絡会議の設置の決定

生活環境課長は、防災担当係長から収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、町長の承認を得て大洗町災害対策連絡会議規程に基づく、災害対策連絡会議を招集するものとする。

(3) 災害対策連絡会議

災害対策連絡会議は防災担当課長が主宰し、

- ア 本部を設置するに至るまでの措置。
 - イ 本部を設置する必要がないと認められる災害について措置。
- を迅速かつ的確に行うものとする。

構成員は災害対策連絡会議に規定する者とし、事務局は防災担当係が担当し、事務局長には、防災担当係長があたるものとする。

(4) 災害対策連絡会議の廃止基準

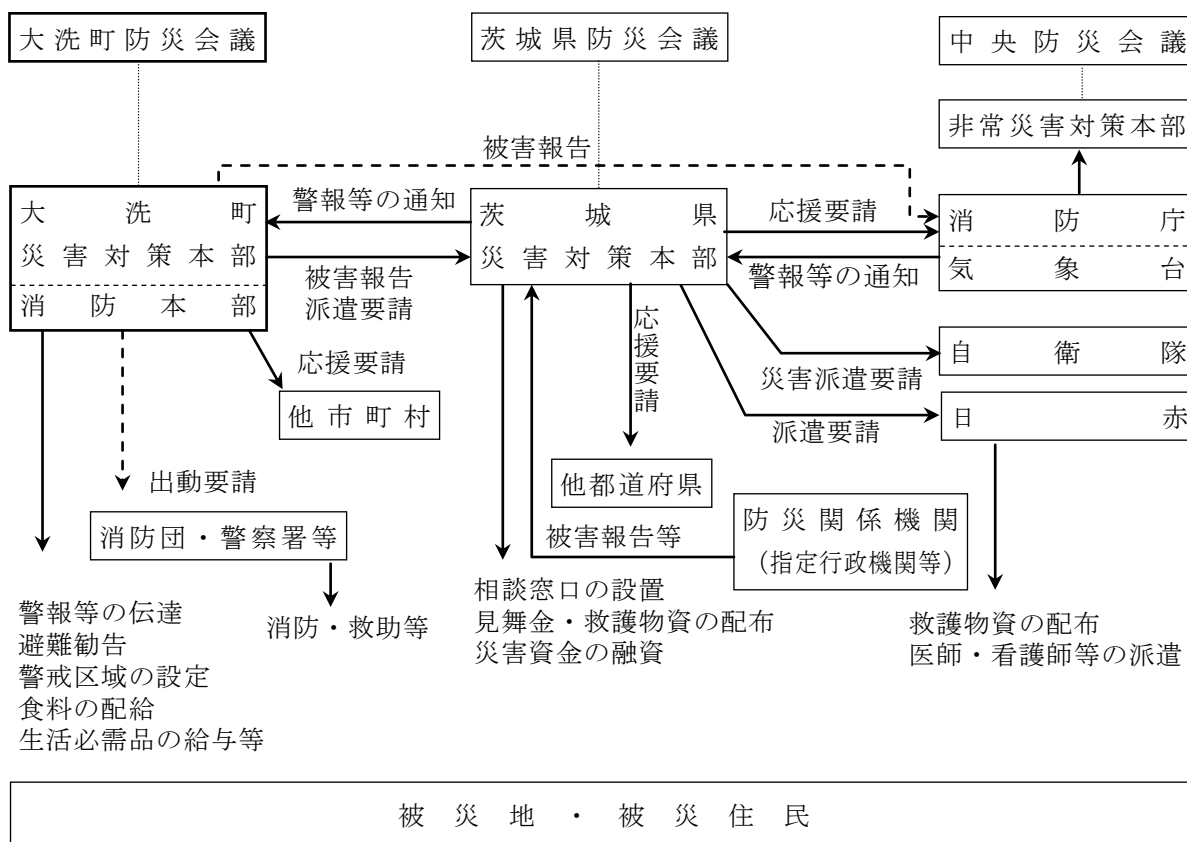
会議は、次の場合に廃止する。

- ア 災害発生のおそれがないと判断したとき。
- イ 関係機関からの情報により、本町に被害のおそれなくなったと判断されたとき。
- ウ 災害連絡会議を廃止し、災害対策本部へ移行するとき。

(5) 災害対策連絡会議の組織

- 生活環境課長
- 総務課長
- 町長公室長
- 都市建設課長
- 上下水道課長
- 福祉課長
- 学校教育次長
- 消防次長

総合防災体制図



3 災害警戒体制

(1) 設置基準

ア 災害警戒体制の設置基準

次の場合に、災害警戒体制を設置する。

- (ア) 気象警報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき。
- (イ) 生活環境課長が必要と認めた場合。

イ 災害警戒体制廃止基準

災害警戒体制は、次の場合に廃止する。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) その他本部長（生活環境課長）が必要なしと認めた場合。

(2) 組織

災害警戒体制は、本部長を生活環境課長とする。

また、必要に応じて災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、

ア 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置。

イ 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。

なお、災害警戒本部の庶務は生活環境課とする。

4 災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。また、特別警報が発表された場合は、第3次動員により、自動的に設置する。

- (ア) 気象業務法に基づく、大雨、暴風、洪水、高潮警報のいずれかが発表されており、かつ大規模な災害が発生する恐れがあると判断したとき。
- (イ) 上記(ア)の大規模な災害が発生する恐れのあるとき、又は発生したとき。災害により相当程度の局地災害が発生したとき。
- (ウ) 「大雨、暴風、洪水、高潮」に関する特別警報が発表されたとき。
- (エ) その他町長が必要と認めた場合。

イ 災害対策本部廃止基準

本部は次の場合に廃止する。

- (ア) 災害応急対策が概ね完了した場合。
- (イ) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (ウ) その他本部長が必要なしと認めたとき。

ウ 災害対策本部の設置及び廃止の連絡

災害対策本部を設置したときは、庁舎内放送により職員に周知するとともに関係機関へ連絡する。廃止した時も同様とする。

エ 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 第1節 第1 職員参集・動員」に示した通りである。

(2) 組織

災害対策本部は本部長を町長、また、副本部長を副町長が務め、各課長が本部員を構成する。

第3章 風水害応急対策計画 第1節 組織・動員計画

ア 各部の編成及び分掌事務

本部に置く部の編成及び分掌事務については、「茨城県災害対策本部条例施行規則」で定める。

イ 活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として「第3章 第1節 第1 職員参集・動員」によることとするが、各部長及び事務局長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(3) 設置の決定

ア 災害対策本部設置への進言

生活環境課長は、気象情報、被害情報等により警戒体制及び災害応急対策が必要と判断した場合は、町長へ災害対策本部設置について進言するものとする。

イ 設置の決定

災害対策本部は、気象情報、被害情報等に基づき、生活環境課長の報告をもとに町長が状況を判断し、必要と認められた時は、災対法第23条第1項の規定に基づき設置する。

ただし、緊急を要し、生活環境課長が不在かつ連絡不能の場合は総務課長が代行する。また、町長が不在かつ連絡不能な場合は、副町長が代行する。

各本部の設置決定者は次のとおりとする。

災害対策本部等の設置決定者

	決定者	代決者	
		1	2
災害警戒体制	防災担当課長 (生活環境課長)	総務課長	
災害対策連絡会議	防災担当課長 (生活環境課長)	総務課長	
災害対策本部	町長	副町長	教育長

(4) 災害対策連絡会議及び災害対策本部の設置場所

役場2階災害対策本部室とする。

※ 防災拠点となる役場庁舎及び付属庁舎には、24時間以上運転可能な非常用発電機を備えるものとする。

(5) 災害対策活動従事者の明示

災害対策に従事する職員は、「大洗町災害対策本部」の腕章を着用するものとする。

(6) 本部の運営

ア 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び事務局をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること。

(イ) 本部の活動体制に関すること。

(ウ) 災害対策現地本部に関すること。

(エ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

- (o) 応援に関する事。
- (k) 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関する事。
- (x) 災害広報に関する事。
- (g) 県及び国に対する要望に関する事。
- (k) 災害対策本部の廃止に関する事。
- (o) その他重要な事項に関する事。

なお、本部員は災害情報、被害状況、応急対策の状況、及びその他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は総括部指揮班が担当する。

イ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要員

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための携帯電話、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

ウ 招集

本部長が必要の都度、招集する。

招集の伝達は本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話等を用い関係者を招集する。

エ 本部設置等の通知及び公表

事務局長は、本部を設置または廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

オ 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講ずるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に把握し、適切な措置をとるものとする。

カ 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

キ 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長を町長（町長に事故がある場合は副町長）、副本部長を副町長、教育長、消防長、消防団長とし、本部付は消防団副団長、本部員は生活環境課長、総務課長、町長公室長、都市建設課長、上下水道課長、福祉課長、学校教育次長、消防次長及び事務局（防災担当係）をもって組織する。

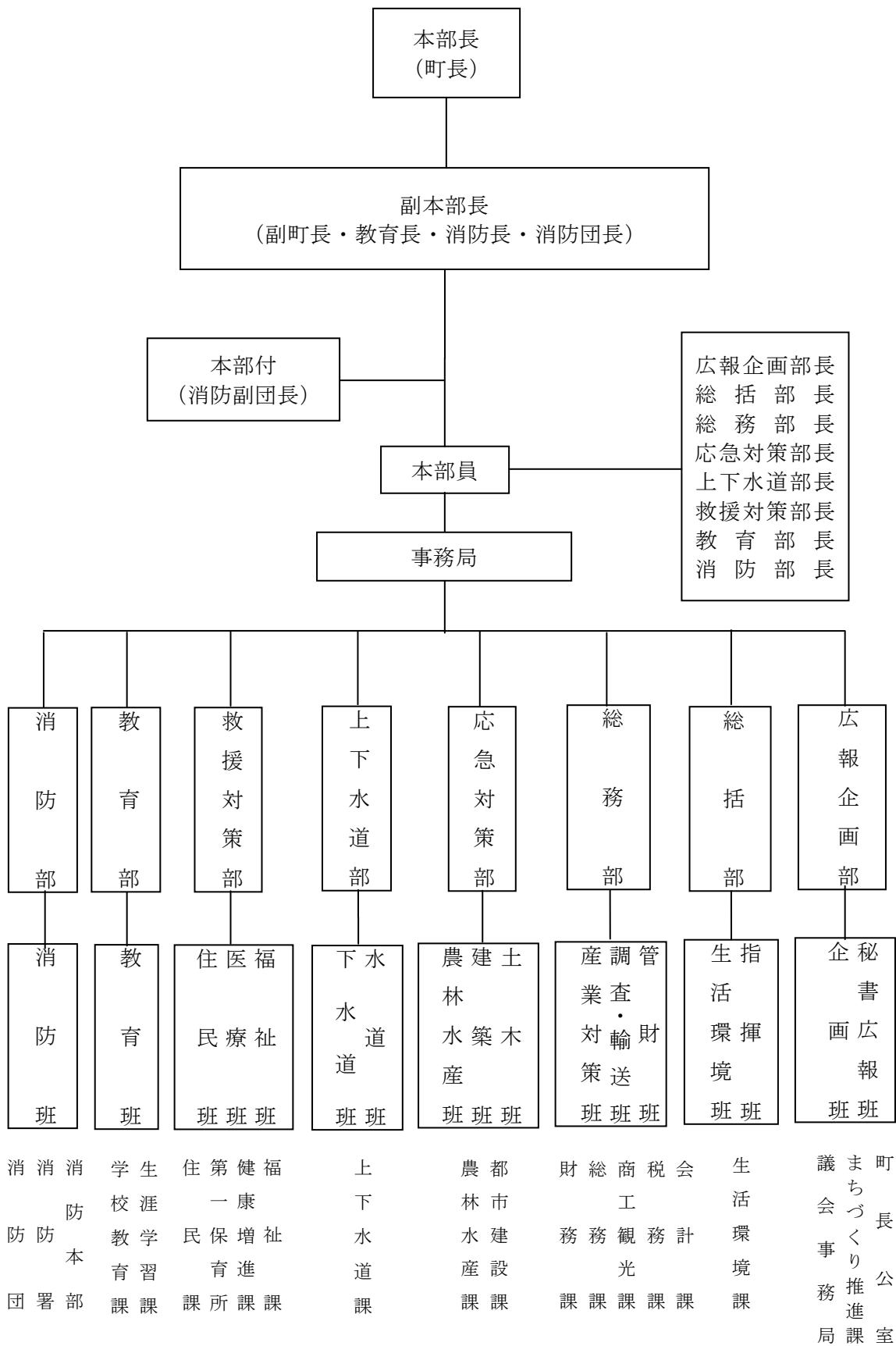
ク 災害対策本部事務局

本部事務局は、防災担当係が担当する。事務局長は防災担当課長があたり、本部の庶務、各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。

5 災害対策本部の事務分掌

本部における各部各班の事務分担、及び運営については「大洗町災害対策本部条例」により運営され、その事務分掌については、次表のように定める。ただし、特例として本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、当該災害の状況に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

災害対策本部組織



災害対策本部の事務分掌

部名	部長	班名	班員	事務分掌
広報企画部	町長公室長	秘書広報班	町長公室職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2. 災害視察者、具舞い者の応接及び義援金品の受付に関する事。 3. 災害情報等の広報（発表）に関する事。 4. 報道機関の対応及び報道機関との連絡調整に関する事。 5. 非常警報、避難勧告及び解除等の広報に関する事。 6. り災地の写真撮影に関する事。 7. 町議会との連絡に関する事。 8. 災害時の町民からの相談等の総合窓口に関する事。
		企画班	まちづくり推進課職員 議会事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 災害に係る国、県、その他関係機関との連絡調整に関する事。 3. 被害状況の記録に関する事。 4. 本部及び各防災機関で実施した活動内容の記録に関する事。 5. 復興総合計画に関する事。 6. 要望陳情に関する事。
総括部	生活環境課長	指揮班	生活環境課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置、総括に関する事。 2. 本部長の指揮命令の伝達に関する事。 3. 各部との連絡調整に関する事。 4. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 5. 災害に係る国、県への報告書等の作成に関する事。 6. 各班からの被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 7. 防災会議の招集通知及び総括に関する事。 8. 防災関係機関等への各種災害情報、気象情報等の収集伝達に関する事。 9. 県、町防災行政無線に関する事。 10. 関係市町村及び防災関係機関への応援要請または職員派遣のあっせんに関する事。 11. 自衛隊の災害派遣・要請に関する事。 12. 災害救助法の適用に関する事。 13. 地域住民からの災害情報等の収受に関する事。 14. その他、他の部班に属しない事。
		生活環境班	生活環境課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による汚染水の流出防止等公害発生の防止及び環境保全に関する事。 2. り災地及び避難所のし尿処理に関する事。 3. 仮設トイレの設置及び清掃に関する事。 4. り災地の清掃に関する事。 5. ごみの収集、運搬及び処理に関する事。 6. 死体の埋火葬に関する事。 7. 災害時の交通安全対策に関する事。 8. 住民の保安対策に関する事。 9. 地域住民からの災害情報等の収受に関する事。 10. 愛玩動物の保護対策に関する事。

第3章 風水害応急対策計画 第1節 組織・動員計画

部名	部長	班名	班員	事務分掌
総務部	総務課長	管財班	総務課職員 財務課職員 会計課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 職員の招集、出動及び解散に関する事。 3. 動員職員の出動状況の記録に関する事。 4. 職員へ災害情報の伝達に関する事。 5. 本部職員及び救援活動協力者への食糧等の給付に関する事。 6. 自衛隊の受入れ窓口に関する事。 7. 関係市町村及び防災関係機関の受入れ窓口に関する事。 8. その他本部職員に関する事。 9. 町内会長との連絡に関する事。 10. り災失業者の相談に関する事。 11. 災害従事者の公務災害補償に関する事。 12. 町有財産の被害状況調査に関する事。 13. 町有車両の配車及び運行計画に関する事。 14. 救援物資の調達に関する事。 15. 緊急輸送用車両の調達、配車、運行計画に関する事。 16. 本部職員への災害用装備品等の貸与及び回収に関する事。 17. 災害に関する出納に関する事。 18. 庁舎内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。 19. 緊急車輛の標章及び証明書等の手続きに関する事。
		調査・輸送班	税務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. り災世帯の被害状況調査に関する事。 2. り災者台帳の作成に関する事。 3. 救援物資等の緊急輸送に関する事。 4. 救援物資の輸送記録及び輸送車両の管理に関する事。 5. 避難者の輸送に関する事。 6. 避難者の輸送記録及び輸送車両の管理に関する事。 7. り災証明、その他証明書の発行に関する事。 8. り災相談所の開設に関する事。 9. 税の減免措置に関する事。
		産業対策班	商工観光課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者の被害状況調査に関する事。 2. 観光施設の災害対策及び被害状況調査に関する事。 3. 被災商工業者の援護対策に関する事。 4. 観光協会との連絡に関する事。 5. 観光施設との連絡に関する事。 6. 災害時の燃料確保に関する事。

部名	部長	班名	班員	事務分掌
応急対策部	都市建設課長	土木班	都市建設課職員	1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2. 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関する事 3. 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事 4. 道路、橋りょう、河川、海岸、港湾等の応急対策に関する事 5. 地すべり、がけくずれ等の応急対策に関する事 6. 河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関する事 7. 区画整理事業実施区域の応急対策に関する事 8. 災害時の交通規制に関する事 9. 災害対策に関する予算費用に関する事 10. 灌水、浸水対策に関する事 11. 通行不能箇所の表示に関する事 12. 被災の記録及び被害調査に関する事 13. その他災害の復旧に関する事
		建築班	都市建設課職員	1. 被災住宅の応急措置に関する事 2. 応急仮設住宅の設営に関する事 3. 町営住宅の被害状況調査及び応急対策に関する事 4. 避難所の設営に関する事 5. その他災害の復旧作業に関する事
		農林水産班	農林水産課職員	1. 農地、農作物、家畜等の被害状況調査及び応急対策に関する事 2. 漁港及び水産施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3. 被災農業・漁業者の援護対策に関する事 4. 家畜の応急救護及び防疫に関する事 5. 水難救護に関する事 6. 漁船の避難対策に関する事 7. 漁業協同組合及び農業協同組合との連絡調整に関する事 8. その他災害の復旧作業に関する事

第3章 風水害応急対策計画 第1節 組織・動員計画

部名	部長	班名	班員	事務分掌
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関する事。 3. 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事。 4. 被災の記録及び経費に関する事。 5. 水道施設等の被害調査に関する事。 6. 水道に係る広報活動及び活動資料の作成に関する事。 7. 広報車の運行計画に関する事。 8. 応急給水に関する事。 9. 応急修理及び復旧作業に関する事。 10. 被害の調査に関する事。
		下水道班	上下水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道に係る広報活動に関する事。 2. 関係機関への通報・調整及び救援、協力の要請に関する事。 3. 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事。 4. 被害の記録及び経費に関する事。 5. 下水道施設の被害調査に関する事。 6. 応急修理及び復旧作業に関する事。 7. 被害の調査に関する事。

部名	部長	班名	班員	事務分掌
救援対策部	福祉課長	福祉班	福祉課職員 第一保育所職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 避難行動要支援者名簿の作成と避難に関する事。 3. 日赤の救援事務に関する事。 4. 死体の収容、安置の手続きに関する事。 5. 死体の記録に関する事。 6. その他死体の処理に関する事。 7. 被災者の救援活動に関する事。 8. 応急仮設住宅入居の選定に関する事。 9. り災者の救護に関する事。 10. り災児の応急保育に関する事。 11. 保育施設の災害対策及び被害応急対策に関する事。 12. 災害救助にかかる各種ボランティアの受入れに関する事。 13. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等の貸付に関する事。 14. 被害者生活再建支援金の支給及び生活福祉資金等の貸付に関する事。
		医療班	健康増進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所の設置及び管理運営に関する事 2. 医療品及び医療機器の確保及び配布に関する事。 3. 保健所及び医療機関への応援要請に関する事 4. り災の消毒に関する事。 5. 防疫薬剤の調達に関する事。 6. 避難所での健康診断、衛生教育及びカウンセリングに関する事。
		住民班	住民課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の設置及び管理運営に関する事。 2. り災者の収容に関する事。 3. 被災者の安否確認に関する事。 4. 応急救援被服、食糧、寝具等生活必需物資の配給に関する事。 5. 救援物資の配給に関する事。 6. 炊き出しに関する事。 7. 住民相談所の開設及び相談に関する事。 8. 避難者名簿の作成に関する事。 9. 外国人被災者への対応に関する事。 10. 外国人相談窓口に関する事。 11. 行方不明者及び迷子の相談に関する事。

第3章 風水害応急対策計画 第1節 組織・動員計画

部名	部長	班名	班員	事務分掌
教育部	学校教育次長	教育班	学校教育課職員 生涯学習課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3. 文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事。 4. 関係機関及び学校との連絡に関する事。 5. 児童、生徒の避難誘導及び安全対策に関する事。 6. 教職員への応援要請に関する事。 7. 被災児童生徒への教科書、学用品等の支給に関する事。 8. 災害時の応急教育に関する事。
消防部	消防次長	消防班	消防本部員 消防署員 消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2. 消防、救急、救助活動に関する事。 3. 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4. 水防活動に関する事。 5. 応急対策活動に関する事。 6. 消防職員、消防団員の非常招集及び配備に関する事。 7. 消防機関の応援に関する事。 8. 茨城県広域消防相互応援協定に基づく受入れ窓口に関する事。 9. 広報及び避難誘導に関する事。 10. 気象情報、災害情報の収集に関する事。 11. 警戒巡視に関する事。 12. 機械器具及び資機材の調達に関する事。 13. 本部との連絡調整に関する事。 14. 被害の調査に関する事。 15. 行方不明者の捜索活動に関する事。 16. 応援消防隊の受入れ窓口に関する事。 17. ヘリポート基地の設営に関する事。 18. ヘリコプターの離発着誘導及び安全確保に関する事。

第2節 災害情報の収集・伝達

広報企画部、総括部指揮班、救援対策部福祉班

第1 通信手段の確保

1 計画方針

町長は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

本町の被害が著しい場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達するものとする。

2 専用通信設備の運用

町は、専用の無線、有線通信設備について、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

町で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

3 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

(1) N T Tの非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻そうし、電話がかかりにくい場合でも応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用するものとする。

ア 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

イ 非常・緊急通話の利用

(ア) 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

(イ) あらかじめ登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ通話を申込みこととする。

- ・非常扱い通話または緊急扱い通話の申込みであること。
- ・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等。
- ・相手の電話番号及び通話の内容等

なお、本通話は、非常・緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻そうの程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受付られ

ない場合もある。また、相手等の通信設備の被害状況によって利用が困難な場合もある。

(ウ) 非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、茨城県地域防災計画資料編の「6-5 非常・緊急通話の内容等」のとおりである。

ウ 非常・緊急電報の利用

(ア) 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000-115で受付)

- ・ 非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等。
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻そうするときは、受付けを制限する場合がある。

(イ) 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、茨城県地域防災計画資料編の「6-6 非常・緊急用電報の内容等」のとおりである。

(2) 非常通信の実施

町長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象等の観測資料

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、機関名は、茨城県地域防災計画資料編の「6-3 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。

(イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。

(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。

(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

町長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、町長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

ア 使用または使用要請できる通信設備

(ア) 警察通信設備

(イ) 消防通信設備

(ウ) 水防通信設備

(エ) 航空通信設備

(オ) 海上保安通信設備

(カ) 気象通信設備

(キ) 鉄道通信設備

(ク) 電力通信設備

(ケ) 自衛隊通信設備

イ 事前協議の必要

(ア) 町長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）

(イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

ウ 警察通信設備の使用

町が警察電話（優先電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

(4) NTT孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される。

このため東日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）の導入に努めるものとする。

(5) 放送機能の利用

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信がで

第3章 風水害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達

きない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。

なお、町長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

(6) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(7) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(8) 自衛隊の通信支援

町は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、自衛隊の派遣要請・受入れ態勢の確保に基づき要請手続きを行うものとする。

非常・緊急用通話の内容等

区分	電 報 の 内 容	機 関 等
非常通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員または地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

第3章 風水害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達

非常・緊急用電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員または地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

4 アマチュア無線ボランティアの確保

(1) 受入れ体制の確保

茨城地区非常通信協議会(県生活環境部防災・危機管理課)は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保するものとする。

(2) 「受入れ窓口」の運営

茨城地区非常通信協議会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

イ 県及び町との連絡調整

(3) アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生後、町社会福祉協議会とアマチュア無線ボランティアは相互に連携、協力し情報収集、提供及び広報活動等を行うものとする。

(4) アマチュア無線ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

第3節 気象情報等計画

総括部指揮班、県、水戸地方気象台、消防本部、水戸警察署

1 計画方針

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1 特別警報・警報・注意報

1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。

なお、特別警報とは大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、警報とは重大な災害が起こる恐れがあるとき、注意報とは災害が起こるおそれがあるとき、県内の市町村ごとに発表するものである。

(1) 本町に係る注意報・警報の基準値は、次のとおりである。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- 1 大雨及び洪水の欄中、R1, R3 はそれぞれ1, 3時間雨量を示し、RT は総雨量を示す。
例えば、「R1=70」は、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- 2 大雨及び洪水の欄中、「&」は2つの指標による基準を示す。
例えば、「R1=70 & R3 =150」は、「1時間雨量70mm かつ 3時間雨量150mm以上」を意味する。
- 3 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」の地域は別添資料1を参照。
- 4 大雨及び洪水の欄中において、「平坦地、平坦地以外」の記述がない場合は、下記のいずれかであることを意味する。(別添資料2)
 - ① 「平坦地」と「平坦地以外」の基準が同じ値
 - ② 全ての地域が「平坦地」
 - ③ 全ての地域が「平坦地以外」
- 5 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨警報及び大雨注意報の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- 6 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

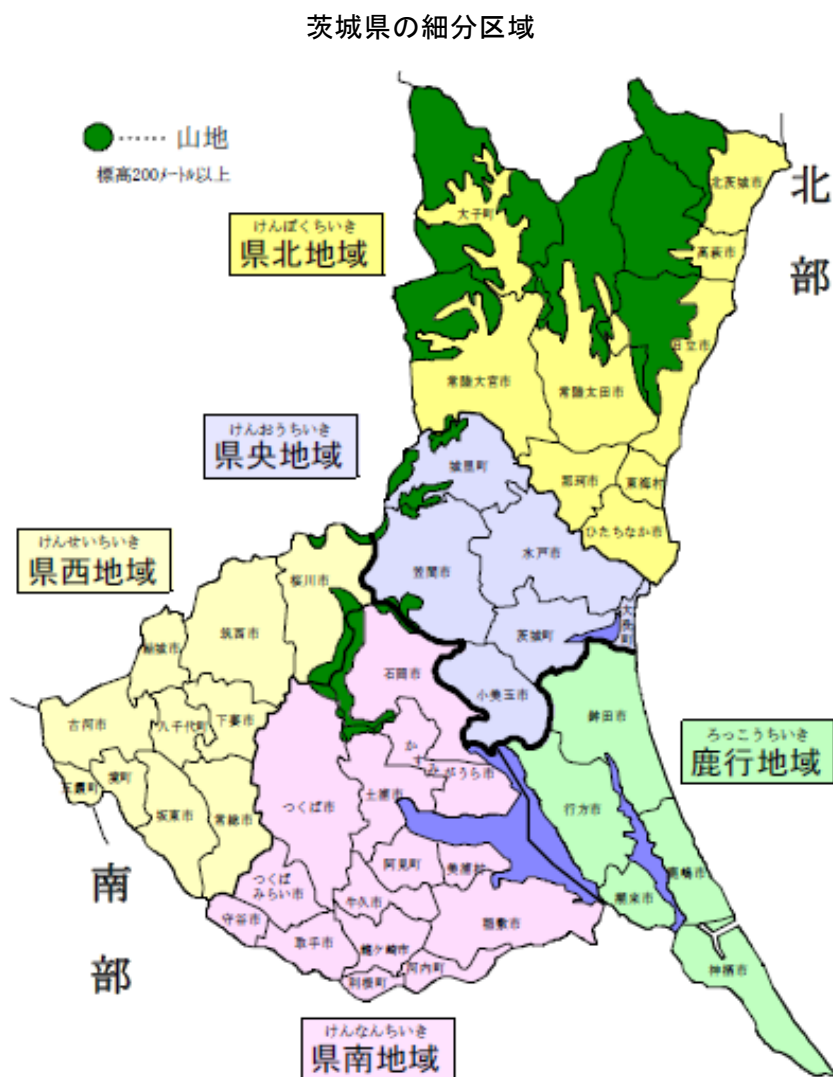
警報・注意報基準値一覧表

平成22年5月27日から運用

市町村等をまとめた地域		茨城県	
		北部	
		県央地域	
市町村名		大洗町	
警報	暴風（平均風速）		陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）		6m
	高潮（潮位：標高）		1.4m ※高潮警報・注意報関連資料参照
	大雨	市町村雨量基準（mm）	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60
		土壌雨量指数基準（最低値）	148
	洪水	市町村雨量基準（mm）	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60
		流域雨量指数基準	—
	大雪（24時間降雪の深さ）		30cm
	注意報	強風（平均風速）	
風雪（平均風速）		陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う	
波浪（有義波高）		2.5m	
高潮（潮位：標高）		0.9m ※高潮警報・注意報 関連資料参照	
大雨		市町村雨量基準（mm）	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40
		土壌雨量指数基準（最低値）	103
洪水		市町村雨量基準（mm）	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40
	流域雨量指数基準	—	
注意報	大雪（24時間降雪の深さ）		10cm
	雷		落雷時により被害が予想される場合
	乾燥		最小湿度40%で、実効湿度60% （基準は気象台の観測値）
	濃霧（視程）		陸上 100m 海上 500m
	霜（最低気温）		早霜・晩霜期に3℃
	低温（最低気温）		夏季：15℃以下が2日以上継続
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合
	記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

2 注意報・警報の細分区域と運用

(1) 注意報・警報の細分区域は、次の図のとおりである。



(2) その他

水戸地方気象台は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

ア 全般気象情報、水戸地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼

びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

エ 災害時気象支援資料

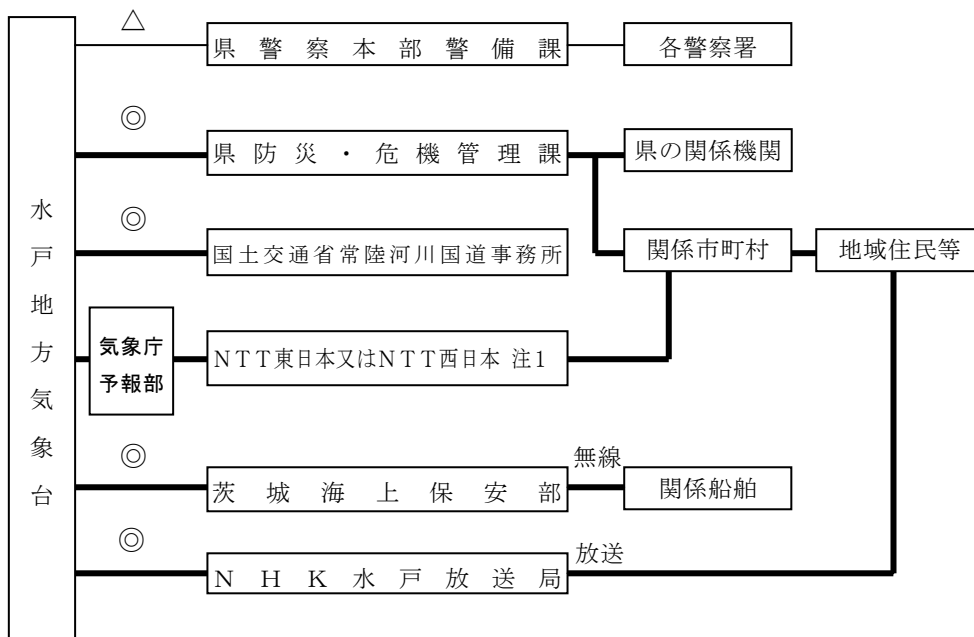
水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

3 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図



凡例 **——** : 気象業務法による通知系統 **- - - -** : 地域気象防災計画等による伝達系統
 ◎ : 専用線
 △ : インターネット (注イ)

※通信途絶時は県防災行政無線にて通知

※気象台～気象庁～NTT間はシステム接続

注1 : NTT東日本又はNTT西日本への伝達は警報のみ

注2 : 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及び市町村の防災機関や報道機関等に提供しています。

(2) 県関係

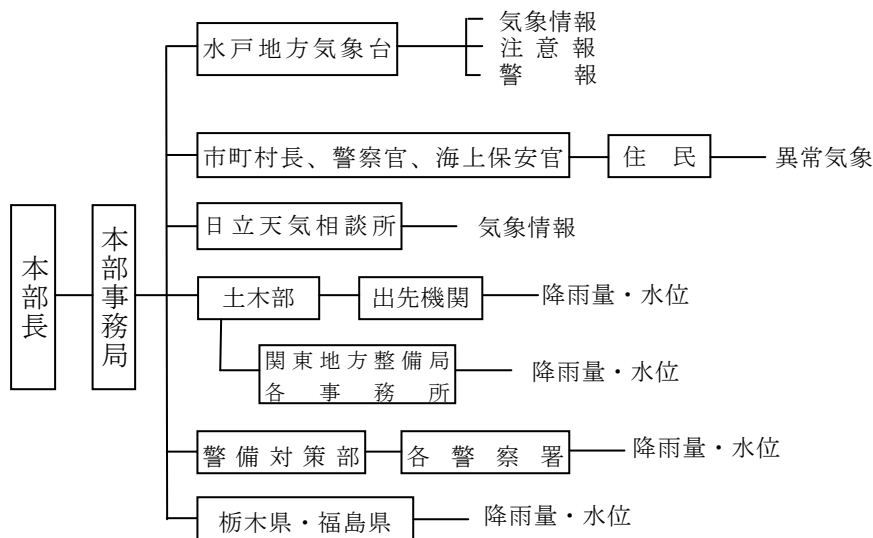
県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政ネットワークシステム等により市町村に通知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステムにより市町村へ通知するとともに、関係市町村には電話連絡するなど、確実に情報を伝達するよう努めるものとする。

なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

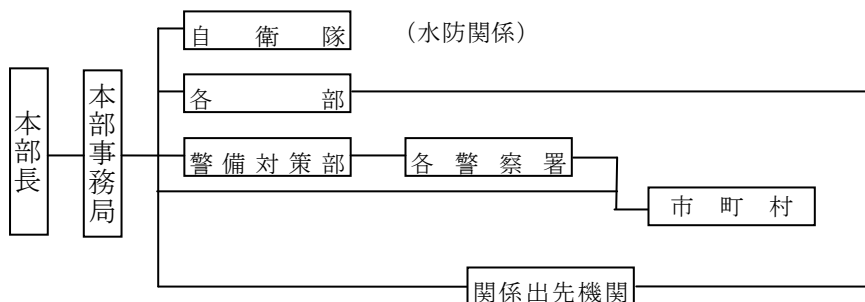
ア 収集系統

県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集系統図



イ 伝達系統

県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の伝達系統図



(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT番号情報㈱に通報された警報は、NTT東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。

この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

(特別警報の種類)	(警報の種類)
暴風特別警報	暴風警報
暴風雪特別警報	暴風雪警報
大雨特別警報	大雨警報
大雪特別警報	大雪警報
波浪特別警報	波浪警報
高潮特別警報	洪水警報
	高潮警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直

ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300 k w
NHK東京テレビジョン放送 (総合)	J O A K - T V	東京1 C H (V H F) 日立52 C H (U H F) 十王51 C H (U H F) 大子51 C H (U H F)	U H F サテライト 局は他に32局ある (H15.12.1現在)
NHK水戸FM放送(水戸)	J O E P - F M	83.2M H z	1 k w
〃 (日立)	〃	84.2M H z	100 w
〃 (北茨城)	〃	82.9M H z	100 w
〃 (大子)	〃	84.8M H z	10 w
NHK水戸デジタルテレビ ジョン放送	J O E P - D T V	水戸20 C H (U H F) 日立20 C H (U H F) 十王47 C H (U H F) 山方20 C H (U H F) 常陸鹿島20 C H (U H F)	300 w 3 w 10 w 3 w 3 w
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197K H z	5 k w
茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458K H z	1 k w

4 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

5 情報の受領及び伝達

- (1) 情報の受領にあたっては、関係各課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 各種情報の伝達を受けた場合、生活環境課長は必要に応じて各課長に伝達するとともに、庁内放送により職員へ伝達するものとする。
- (3) 情報の伝達を受けた場合、必要に応じて速やかに防災関係機関や学校等の公共施設、一般住民、その他関係のある団体に周知徹底するものとする。

第2 洪水予報河川の洪水予報

総括部指揮班、消防部消防班、水戸警察署、国、県

1 国が管理する河川の洪水予報

水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報(はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)を発表する。

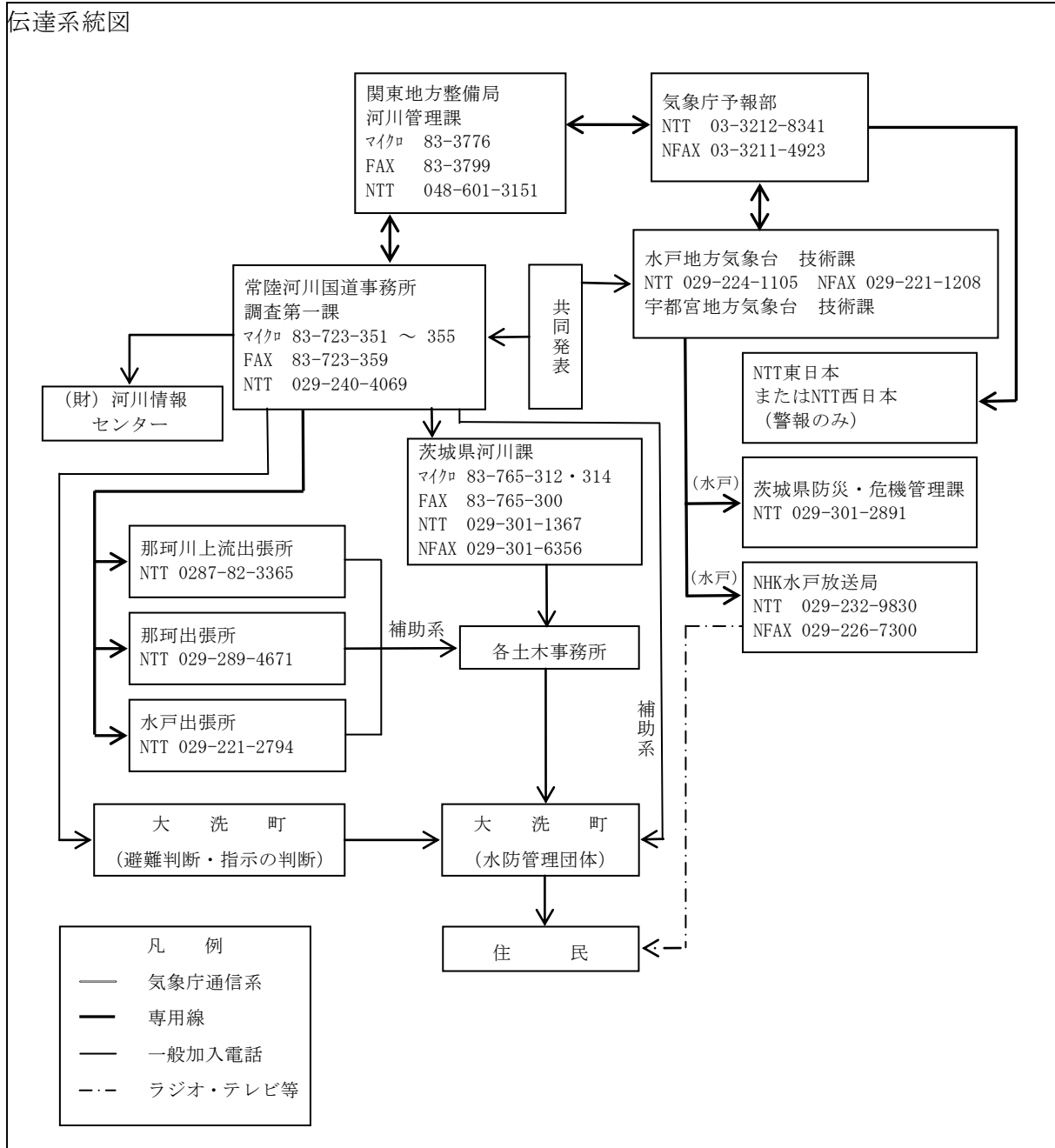
これらの洪水予報は、担当の河川(国道)事務所が直接、各市町村に通報する他、茨城県(河川課)に通報し、土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。

洪水予報

洪水予報発表 河川名	国土交通省関東地方整備局担当官署	気象庁 担当官署
那珂川	常陸河川国道事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台

2 那珂川洪水予報（指揮班）

水戸地方気象台と常陸河川国道事務所が共同で発表する那珂川洪水予報（注意報・警報又は情報）は、常陸河川国道事務所が直接、各市町村に通報する他、茨城県河川課に通報し、土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課に通報し関係市町村に伝達する。また、水戸地方気象台からN T T東日本へ伝達し、N T T東日本の通信システムにより関係市町村に伝達される。この場合、警報の標題のみ伝達となる。



(1) 水位や堤防の監視

那珂川や涸沼川の著しい水位上昇や堤防の亀裂、溢水の発生等の変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。町是那珂川及び涸沼川の水位や堤防の状態について、情報収集と監視を行う。消防署及び消防団は周辺住民から情報を収集するとともに現地を調査監視し、次に掲げるような項目を把握するものとする。

- ア 水位
- イ 堤防の越水・漏水状況
- ウ 堤防の亀裂の有無
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

(2) 水防警報

第3章 風水害応急対策計画 第3節 気象情報等計画

国土交通大臣が行う水防警報の種類及び基準は以下のとおりであり、那珂川については、常陸河川国道事務所の基準水位観測所における観測結果に基づいて発表される。

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準	職員の対応
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等河川状況により特に必要を認めるとき。	災害対策連絡会議構成員及び事務局
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第1次動員 (警戒体制)
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第2次動員 (緊急体制)
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え災害の起こる恐れがあるとき。	第3次動員 (非常体制)
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨通報するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	災害対策連絡会議構成員及び事務局

基準水位観測所及び水防警報区

水系名	河川名	観測所名	基準水位観測所					水防警報区			
			水防団待機水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	位置	所在地	左岸	右岸
那珂川	那珂川	小口	4.00	5.00	5.00	5.50	9.67	左岸河口から 82.0km	栃木県那須郡那珂川町小口	自 栃木県大田原市亀久字大平419番地4地先 至 海	自 栃木県大田原市佐良土字野島2835番1地先 至 海
		野口	2.50	3.50	3.70	4.10	7.56	左岸河口から 38.0km	茨城県常陸大宮市野口		
		水府橋	3.00	4.00	6.00	6.80	8.36	右岸河口から 12.0km	茨城県水戸市根本		
	涸沼川	平戸橋						右岸 2.90 km	大洗町磯浜町地内「おかめ旅館前」	自 茨城県東茨城郡茨城町大字下石埼字海東2995番2地先 至 幹川合流点	自 茨城県東茨城郡大洗町神山町字神山5233番地先 至 幹川合流点

※ 那珂川 水府橋における過去の最高水位 9.15m (昭和61年8月5日 台風10号)

(3) 応急対策

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害を軽減する措置を講ずる。なお、応急補強工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

4 異常現象発見者の通報義務

(1) 住民

地割れ、異常出水・湧水等、災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

- ア 那珂湊海上保安部
- イ 水戸警察署・水戸警察署大洗地区交番
- ウ 大洗役場 (生活環境課)

エ 大洗町消防本部（署）

オ その他関係機関又は近くの警察官、消防職員、海上保安官、町職員

(2) 警察官等

通報を受けた警察官、消防職員、海上保安官、町職員等は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町長

通報を受けた場合、町長は、水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

5 降雪及び路上状況の情報収集

雪害に対応するためには、気象情報や路面情報の把握が重要であることから、気象台からの情報をはじめとして、町内各地の気象・路面状況を常に把握する必要がある。したがって、町内要所の町民からの情報収集により、状況変化への迅速な対応を行うための情報収集に努める。

連絡方法及び現場写真撮影等について協議し、情報収集体制を予め整備しておくものとする。

6 被害状況の把握

町長は、災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握するものとする。

(1) 被害情報・措置情報の種類（調査・輸送班、産業対策班、土木班、建築班、農林水産班、水道班、下水道班、教育班、消防班）

収集整理する被害情報及び措置情報は次のとおりとする。

ア 被害情報

死者、負傷者、行方不明者、要救助者、建物損壊、道路、鉄道、港湾、公共施設及びその他の施設等の被害に関し、以下の項目について把握する。

(ア) 被害発生時刻

(イ) 被害地域（場所）

(ウ) 被害様相（程度）

(エ) 被害の原因

(オ) 被害概算額

イ 措置情報

(ア) 災害対策本部の設置状況

(イ) 主な応急措置(実施、実施予定)

(ウ) 応急措置実施上の問題

(エ) 応援の必要性の有無

(オ) 災害救助法適用の必要性

(2) 被害情報収集

被害状況に関する情報は、災害概況即報（資料編 様式3）による各班の調査や、警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し資料編 様式4～16を町災害対策本部にて取りまとめる。ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地区については、重大な被害が発

生しているものと想定し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

ア 情報収集体制の整備

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、町内の地域別、被害の種別ごとの情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の配置、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真撮影等について協議し、情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

イ 町民からの災害情報の収受について

台風や大雨により町内各所において被害が続出した場合、町民から被害の通報が入る。このため町は、受信担当者（指揮班・生活環境班）、受信場所及び災害通報受信記録票（資料編 様式18）を整備しておくものとする。

ウ 防災関係機関との連携

災害情報の収集を行う場合、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の提供を求めるものとする。

エ 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯数については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。

第3 水位情報周知河川の水位情報等

国、県等河川管理者

- (1) 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所及び下館河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。
- (2) 県（各土木事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。

第4 土砂災害警戒情報

国、県、水戸地方気象台

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

（発表対象地域や伝達等については、第2章 第2節 土砂災害防止計画 第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。）

第5 火災気象通報

水戸地方気象台、消防部消防班

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報提供装置とする。

(4) 通報文の構成

(ア) 標題

(イ) 発表官署名及び発表・解除日時分

(ウ) 本文は主文及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

(5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、また、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

(6) 住民に対する周知の方法

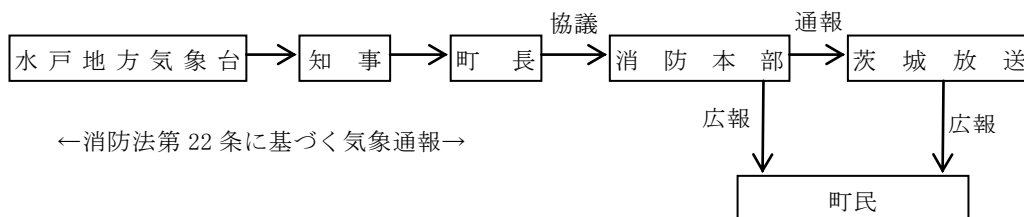
住民に対する周知の方法は、大洗町防災行政無線、消防用サイレン、広報車によるものとする。

(7) 火災警報の発令及び解除

町長は、消防法第22条第3項の規定により、知事からの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。また、火災警報を発令するときは、大洗町防災行政無線等を活用して住民に対する広報を実施し、火気取り扱いの制限を行うものとする。警報を解除した場合も同様とする。

ア 火災警報の発令伝達系

火災警報の発令伝達系



イ 災害警報発令基準

(ア) 実効湿度が50%以下であって、最低湿度が30%以下になったとき。

(イ) 実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下かつ最大風速が7m/sを超える見込み

のとき

(ウ) 平均風速 10m/s 以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき。

ウ 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、大洗町防災行政無線、消防用サイレン、広報車によるものとする。

第4節 被災情報の収集・伝達計画

総括部指揮班、各対策班、消防部消防班、水戸警察署

1 計画方針

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 被害状況等の報告

町長は、収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすために、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県及び関係機関との連携により適切な災害応急対策が実施されるようにしなければならない。

(1) 報告の実施

ア 町は町内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(ア) 町災害対策本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ウ) 災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

消防庁連絡先

担当課	事務分掌	連絡先
防災課	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る防災対策の企画立案、地方公共団体に対する助言等に関する事	Te1 03-5253-7525 Fax 03-5253-7535
応急対策室	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る応急対策の実施に関する事	Te1 03-5253-7527 Fax 03-5253-7537
特殊災害室	石油コンビナート災害、原子力災害、船舶災害、航空災害等に係る対策の実施に関する事	Te1 03-5253-7528 Fax 03-5253-7538
救急企画課	救命救助に関する事、消防・防災ヘリコプターによる消防活動の推進に関する事等	Te1 03-5253-7529 Fax 03-5253-7539
宿直室	夜間・休日の場合の対応	Te1 03-5253-7777 Fax 03-5253-7553

(2) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するように努める。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

ア 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

- (ア) 被害発生時刻
- (イ) 被害地域（場所）
- (ウ) 被害様相（程度）
- (エ) 被害の原因

イ 措置情報

- (ア) 災害対策本部の設置状況
- (イ) 主な応急措置（実施、実施予定）
- (ウ) 応急措置実施上の措置
- (エ) 応援の必要性の有無
- (オ) 災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

ア 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

イ 報告種別

人的、建物、浸水、火災、その他（河川、公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況

(3) 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から防災情報システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

4 報告の様式

被害状況等の報告については、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき茨城県防災情報ネットワークシステム等を利用して、随時経過に応じて報告するものとする。

なお、報告については、災害概況即報（資料編 様式19）、被害状況即報（資料編 様式20）の2種類とし、次の区分に従って行うものとする。また、災害救助法関係の報告は（資料編 様式21）によることとする。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況及び個別の災害現場の状況を報告する場合又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合に報告するものとし、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめ速報するものとする。

(2) 被害状況即報

被害の状況について人的被害、住家被害、非住家被害、り災、り災者数、災害対策本部の設置状況、避難の指示、消防機関の出動状況等を取りまとめ報告するものとする。

(3) 被害の判定基準

被害の判定は、「被害の判定基準表」を参照して行う。（平成26年3月 茨城県地域防災計画資料編による）

被害の判定基準

1 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、無線または有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- (2) 有線がと絶した場合は、茨城県防災行政無線電話、茨城県非常無線通信協議会構成員所属無線局またはその他の無線局を利用し県に対し報告または連絡するものとする。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し、報告する等、あらゆる手段をつくして報告するようつとめるものとする。

2 報告の種類

法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

- (1) 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
 - ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
 - イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある

者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。

コ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものは報告するものとする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。

ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

ツ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

テ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ト 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ナ 「火災発生」については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和5年法律第169号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防

施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

カ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

キ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

ク 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ケ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

コ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(6) その他

参考になる事項

(4) 被害種類別の伝達経路

発生した被害の種類に応じて、関係する機関に対し以下の経路で情報伝達を行うものとする。

ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害

被害現場・住民→（警察→）町→県災害対策本部

イ 道路被害

被害現場（町道）→町→県土木事務所→県土木部（道路維持課）→県災害対策本部

ウ ライフライン被害（水道、下水道）

被害現場（水道）→町→県保健福祉部（生活衛生課）・企業局（工務課）→

県災害対策本部

被害現場（下水道）→町→県土木部（下水道課）→県災害対策本部

エ 河川、海岸、漁港

被害現場（準用河川）→町→県土木事務所→県土木部（河川課）→県災害対策本部

被害現場（海岸・漁港）→町→県農林水産部（水産振興課）→県災害対策本部

オ 農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地

被害現場→町→県央農林事務所→県農林水産部→県災害対策本部

カ その他公共施設（学校、公園、病院、官公庁等）

被害現場→町→県災害対策本部

第5節 広報計画

広報企画部秘書広報班

1 計画方針

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

なお、県及び町は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるもののほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 広報活動

(1) 広報活動の方針

町は、一般住民に対して災害情報及び応急措置の状況を知らせる。この広報活動は、町災害対策本部の広報企画部が、広報資料を作成して行う。なお、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得るものとする

(2) 広報内容

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況（電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況）と、人心の安定及び激励を含め沈着な行動を要請する等の広報を迅速かつ的確に行う。

ア 被災地住民に対する広報内容

町、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

(ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）

(イ) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

(ウ) 流言飛語の防止の呼びかけ

(エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

(オ) 近隣の助け合いの呼びかけ

(カ) 公的な避難所、救護所の開設状況

(キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況

(ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況

(ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況

(コ) し尿処理、衛生に関する情報

(サ) 被災者への相談サービスの開設状況

(シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報

(ス) 臨時休校等の情報

(セ) ボランティア組織からの連絡

(ソ) 全般的な被害状況

(タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

(チ) 町の一般平常業務の再開状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

町、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

(ア) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

(イ) 流言飛語の防止の呼びかけ

(ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

(エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ

(オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ

(カ) 全般的な被害状況

(キ) 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

ア 町独自の手段による広報

町及び防災関係機関は、保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。広報手段として、次のものを活用する。

(ア) 町防災行政無線

(イ) 広報車による呼びかけ

(ウ) ハンドマイク等による呼びかけ

(エ) インターネット（ホームページ等）

(オ) 立看板、掲示板

(カ) メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等

イ 報道機関への依頼

報道機関には、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。町は、県に対して報道機関を通じた広報に関する要請を行い、県があらかじめ定めた協定に基づいて、報道機関（NHK水戸放送局、（株）茨城放送等）に対して上記の内容を広報依頼する。

ウ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県や自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(4) 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のためきわめて重要であるので、秘書広報班は、各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。なお資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集する。

ア 広報担当者の撮影した災害写真

イ 報道機関等による災害現場の航空写真

ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他

(5) 報道機関への対応

災害対策本部の秘書広報班は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部長の承認を得て広報企画部長が報道機関に発表する。

ア 広報事項

(ア) 災害の種別及び発生日時

第3章 風水害応急対策計画 第5節 広報計画

- (イ) 被害発生場所及び発生日時
- (ウ) 被害状況
- (エ) 応急対策の状況
- (オ) 住民に対する避難勧告・指示の状況
- (カ) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

イ 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は、可能な範囲で提供する。

ウ 報道機関への発表

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

(イ) 発表は、原則として秘書広報班長が実施する。

なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

(ウ) 指定公共機関等が本町の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として町災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

(エ) 災害対策本部の秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

(6) 住民等からの問合せに関する対応

県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第6節 消防活動計画

消防部消防班、県、医療機関

1 計画方針

本計画は災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため町及び消防本部が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

2 消防活動体制の整備

町は、その地域における台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

町は、その区域内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

4 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

町は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(2) 応援隊の派遣

本町が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事または内閣総理大臣の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災市町村の消防活動を応援するものとする。

5 広域災害時における県の措置

(1) 消防情勢の把握

県は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関または町長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握することとなっている。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、町長または消防長に対し災害防御の措置に関して次の指示を行う。

- ア 災害防御実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援出動
- ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について町長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

〈緊急消防援助隊の要請先〉

平日：消防庁応急対策室 N T T 03-5253-7527 衛星 048-500-90-49013

休日夜間：消防庁宿直室 N T T 03-5253-7777 衛星 048-500-90-49012

6 火災気象通報

消防法第22条の規定に基づき水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は、町長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

7 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増の傾向にある。とくに、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。

(1) 通報

災害発生時の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、東茨城郡医師会長に対して医師等の出動を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ、県や隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮をほらうものとする。また、県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておくものとする。

(5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、県及び市町村においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関しあらかじめ地域医師会等と協議して、円滑な運用を図るものとする。

なお、災害の長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

(6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力がまっところ少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮するものとする。

(7) 費用

救急医療活動は、地域医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、町長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接の地方公共団体の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮するものとする。

8 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかるものとする。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用をはかることとし、町は、有線通信についても、専用線の確保に努めるものとする。

9 救急医療施設の整備

(1) 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び住宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。

(2) 第二次救急医療体制の整備

ア 初期救急医療機関よりスクリーニング（症状判別）された治療又は入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次救急医療体制の確立を図る。

イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位に病院群輪番制の実施を促進する。

(3) 第三次救急医療体制の運営促進

ア 重篤な救急患者の救急医療を主眼とする国立水戸病院救命救急センターがその機能を十分に発揮して運営できるよう、下記のことについて協力を行う。

(ア) 救急医療情報コントロールセンターに指導医師を配置し重篤救急患者のスクリーニング（症状判別）を行う。

(イ) 初期、第二次医療機関及び患者搬送機関と救命救急センターとの連携を強める。

イ 主として鹿行、県南及び県西地区の重篤救急患者に対応するため、筑波メディカル

第3章 風水害応急対策計画 第6節 消防活動計画

センター病院救命救急センター及び土浦協同病院救命救急センターの円滑な運営促進を図る。

(4) 救急医療情報コントロールセンターの運営

救急患者に対する救急医療を迅速適切に処理するため、上記の各救急医療施設と救急搬送機関とを連結し、情報の収集と提供を行う本事業の円滑な運営を図る。

第7節 水防計画

水防管理団体

1 計画方針

水防は水防管理者及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

2 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる町及び水防事務組合又は水害予防組合は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- ア 水防組織の確立
- イ 水防団、消防団の整備
- ウ 水防倉庫、資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- カ 水防時における適切な水防活動の実施
 - (ア) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - (ウ) 通信網の再点検
 - (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
 - (ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - (ケ) 住民の水防活動従事の指示
 - (コ) 警察官の出動を要請すること
 - (ク) 避難のための立退きの指示
 - (シ) 水防管理団体相互の協力応援
 - (ス) 水防解除の指示
 - (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、指定水防管理団体は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ア 水防機関の整備をすること
- イ 水防計画を樹立すること
- ウ 水防団員数を確保すること
- エ 毎年水防訓練を行うこと

第8節 災害警備計画

救援対策部住民班、総括部生活環境班、総務部管財班、消防部消防班、水戸警察署

1 計画方針

大規模災害が発生した場合、町は応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に実施し、住民の生命・身体・財産を保護するものとする。初期的段階において、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導負傷者等の救出救助等が重要である。初期的段階以降は、警察と協力し、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るため広報及び情報活動を実施するものとする。

2 行方不明者の調査及び迷子等の保護

(1) 行方不明者相談所の開設

必要に応じて、水戸警察署と協議の上水戸警察署大洗地区交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。

ア 迷子等の措置

(ア) 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努めるものとする。

(イ) 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐものとする。

イ 要保護者を保護したときの措置

(ア) 要保護者を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

(イ) 保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がないもの、それらが容易に判明しないものについては、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関若しくは施設に通告し、または引き継ぐ。

ウ 行方不明者に関する届出を受理したときの措置

(ア) 行方不明者に関する届出を受理したときは、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

(イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

3 地域安全対策

町や警察は、被災地における安全な生活を保護するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を実施するものとする。

(1) 犯罪の予防

ア 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。

(2) 地域安全活動

ア 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行うものとする。

イ 困りごと相談所の開設

住民班は必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認その他の相談活動を行うものとする。

(3) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発する要因ともなることから被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。

(4) 保安対策

ア 危険物等に対する措置

石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努めるものとする。

イ 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所有権を巡る紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を密接に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行うものとする。

第9節 交通計画

総務部調査・輸送班、管財班、応急対策部土木班、水戸警察署、海上保安部

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準および具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」および「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

3 緊急輸送道路の確保

町は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。

(1) 緊急輸送体制の構築

町は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、海、ヘリポート等を総合的に活用し、応急災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。また、災害時の物資拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮し、大洗港第4埠頭（イベントバース）を指定する。

(2) 道路被害状況の把握

ア 道路管理者による調査

町及び他道路管理者は、所管する緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

イ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または町災害対策本部に通報する。

(3) 緊急輸送道路啓開の実施

町は、町内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(4) 啓開資機材の確保

町は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行うものとする。

緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側	備考
国道 51 号	水戸市境	鉾田市境まで	県指定第一次緊急輸送道路
主要地方道水戸・鉾田・佐原線	水戸市境	大貫町国道 51 号まで	町指定・第 1 次緊急輸送道路
主要地方道路大洗・友部線	鉾田市境	大貫町国道 51 号まで	町指定・第 2 次緊急輸送道路
県道長岡・大洗線	大貫橋	大貫町田山石油店まで	町指定・第 3 次緊急輸送道路
県道那珂湊・大洗線	海門橋	東光台交差点まで	町指定・第 4 次緊急輸送道路
県道大洗公園線	祝町交差点	大洗ホテルまで	町指定・第 5 次緊急輸送道路

臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）

地名	住所	緯度・経度
南中学校	大洗町大貫町 1 2 1 2 - 1 4	36. 294789, 140. 557555
総合運動公園陸上競技場	大洗町成田町 1 6 2 6	36. 276317, 140. 539248
大洗港第 4 埠頭	大洗町港中央	36. 3098, 140. 573541
アクアワールド駐車場	大洗町磯浜町 8 2 5 2 - 3	36. 334246, 140. 593754
斎場駐車場	大洗町磯浜町 5 7 8 6	36. 342784, 140. 573392
海浜公園	大洗町港中央	36. 411889, 140. 593304
サンビーチアスファルト駐車場	大洗町港中央	36. 295412, 140. 558553

4 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

原則として自己が保有し、または直接調達できる車両、船舶等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする車両、船舶等が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者または関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。

(1) 車両の調達

町は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要

請する。

ア 町有車両の確保

災害の種類・規模に応じてあらかじめ災害活動用の町有車両を確保するものとする。

イ 調達

車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。

(ア) 町内の自家用及び営業用車両保有者に対して、災害の程度に応じて出動要請を行う。

(イ) 県を通じて茨城県トラック協会ひたちなか支部へ依頼し、輸送車両を確保する。

ウ 配車

災害対策本部各班への車両の配車は、被害の状況に応じて管財班が定めるものとする。

(2) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

ア 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 前記により確認したときは、知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書（資料編 様式28参照）を交付する。

ウ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

(3) 鉄道

道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地において物資を確保した場合において、鹿島臨海鉄道（株）等に協力を要請するものとする。

(4) 船舶

救難用物資、人員の緊急輸送について特に巡視船艇等を必要とする場合は、県を通じて第三管区海上保安本部、関東運輸局茨城運輸支局、自衛隊、商船三井(株)に派遣を依頼するものとする。

(5) ヘリコプター

ヘリコプターが必要な場合は、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県生活環境部防災危機管理局消防安全課宛に、文書（資料編 様式27）により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて第三管区海上保安本部や自衛隊に文書（資料編 様式22）により派遣を依頼するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、電話によることができる。

5 交通規制

(1) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、概ね次によるものとする。なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、町、警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平常時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

ア 道路法に基づく規制

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止または制限する。

イ 道路交通法に基づく規制

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、茨城県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(2) 県警の交通規制措置

ア 被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

(ア) 第一次交通規制

被災地を中心とした概ね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

(イ) 第二次交通規制

災害規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心とした概ね半径40kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

イ 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次の通りである。



備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合においては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

緊急交通路指定予定路線

	地区別	路線名
1	県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道
2	鹿行地区	国道51号、国道124号、国道355号

注）（国道6号、50号及び51号）は、常磐道及び北関東道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。

ウ 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

エ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

オ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く住民に周知する。

(3) 復旧・復興期

ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

イ 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路及び交通規制のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

ウ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

(4) 町及び他道路管理者の交通規制措置

ア 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したときまたは通報等により承知したときは、速やかに必要な周囲の規制をするものとする。この場合に警察関係と緊密な連絡をとる。

イ 町災害対策本部

警察官または道路管理者による規制を待ついとまがないときは、災害対策基本法第

63条により警戒区域を設定し、立入りを制限または禁止し、若しくは退去を命ずるなどの方法により応急的な規制を行う。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

6 海難対策

海難事故が発生した場合は、町及び海上保安部は、水難救済会、その他の関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施する。

第10節 災害救助法の適用

総括部指揮班、消防部消防班、県

1 計画方針

町内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

したがって、町長は、同法の適用に向けて速やかに手続きを実施し、住民に対する救助活動の実施を図るものとする。

2 被害状況の把握及び認定

救助法の適用にあたっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指

定し実施する。

ア 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

令別表第1

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 " (大洗町)
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)

令別表第2

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 " (茨城県)

令別表第3

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 " (大洗町)
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

ウ 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。(救助法施行令第1条第1項第3号)

令別表第4

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 " (茨城県)

エ 市町村の被害がア、イ及びウに該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

3 救助法の適用手続き

(1) 町の被害状況報告

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表発生・中間・決定 様式」(資料編 様式21)を用いて、県民センター県民福祉課及び福祉相談センター地域福祉課を経由し、知事に対して報告する。

ただし、救助を要する被害が発生した場合において、事態が急迫して知事の指揮を待ついとまが無いときは、町長は災害救助法による救助の実施に着手するとともに、直ちにその旨を県民センター県民福祉課及び福祉相談センター地域福祉課を経由して報告し、その後の処置について指示を求めるものとする。

(2) 災害報告の内容及び方法

ア 報告内容

所定の様式により災害発生の日時及び場所、災害原因、被害状況、救助の措置等を報告すること。

イ 報告の方法

(ア) 電話またはファクシミリによること。

(イ) なお、県保健福祉部厚生総務課に直接報告する場合は次によること。

電 話 029-301-3129 (直通)

F A X 029-301-3139

4 救助法による救助

町長は、救助法が適用された場合、住民の生命・身体・財産を保護するため、茨城県災害救助法施行令細則に則って速やかに対策を実施するものとする。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部（以下の(ア)～(コ)）を町長が行うこととする。

なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

ア 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

エ 衣料及び助産

オ 災害を被った者の救出

カ 災害を被った住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「資料編3. 災害救助法の適用(2)茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

(3) 関係帳票の整備

救助の実施にあたって、各救助毎に帳票の作成義務があるため、災害時に遅滞無く救助業務を実施するものとする。なお、このために、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。

5 小災害救助

本町において災害救助法を適用するには至らないが住家が7世帯以上滅失した場合は、茨城県り災救助基金管理規則に基づき、本町は、以下に定める内容で現に救助を要した額の補助を（資料編 様式32）により、知事より受けることができるものとする。また、知事に対し、小災害救助状況調書（資料編 様式33）及び支出調書（資料編 様式34）を提出するものとする。

第11節 避難計画

救援対策部住民班、医療班、総務部調査・輸送班、広報企画部企画班、秘書広報班

1 計画方針

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ人身被害の軽減を図る。又、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に収容し保護する。

さらに、町は、高齢者等災害時避難行動要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

なお、避難所等の指定については、地震災害対策計画編に準じるものとする。

2 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

また、必要に応じ、避難準備（要配慮者避難）情報を適切に出すように努める。

(2) 避難の勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報

町長及び水防管理者は、火災、がけくずれ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、立ち退きの勧告または指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備または立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。

【警察官及び海上保安官】

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

ア 知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

イ 知事またはその委任を受けた職員は、風災害に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

(3) 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報の内容

避難の勧告または指示及び避難準備（要配慮者避難）情報は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 要避難（準備）対象地域
- イ 避難先及び避難経路
- ウ 避難勧告または指示及び避難準備の理由
- エ その他必要な事項

(4) 避難措置の周知

避難の勧告または指示を実施した者及び避難準備（要配慮者避難）情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の勧告または指示を実施した者及び避難準備（要配慮者避難）情報を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(ア) 直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

(イ) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、災害時避難行動要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

イ 関係機関相互の連絡

避難の勧告または指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。

【警察官、海上保安官】

町長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官または海上保安官は、町長の権限を代行する。この場合は、直ちに町長に対して通知する。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

【消防職員または水防職員】

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

4 被災者の把握

町は、災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

(1) 避難者の登録窓口

発災後、避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名、住所、性別、年齢等について登録できる窓口を避難所に設置するものとする。

(2) 調査の実施

災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備するものとする。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査・輸送班はボランティア等からなる調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行うものとする。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

調査の実施に基づき調査を実施するものとし、必要があれば、県に調査を要請するものとする。

(3) 調査結果の報告

登録窓口での登録避難者の状況や調査チームによる調査結果を統括し、共有化できるように整理したうえで、各班に伝達して応急対策活動の実施に資するものとする。さらに救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告するものとする。

5 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

町、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、災害時避難行動要配慮者が避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等災害時避難行動要配慮者の安全確保

の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

オ 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

6 避難生活の確保、健康管理

町は、災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難に由来する精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

(1) 避難所の開設、運営

ア 避難所の開設

被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設するものとする。

(ア) 基本事項

ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇（旅館、ホテル等の宿泊人、通行人等）した者
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ) 設置場所

- a 避難場所としてあらかじめ指定している場所の建物
ただし、災害時に避難所として使用可能な施設及び設備はあらかじめ把握しておき、収容可能人数はもとより、特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握しておく。
- b やむを得ず、避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設。

ウ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害救助法の適用により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(イ) 避難所開設の公示

避難所を開設した時は、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護するものとする。

(ウ) 避難所開設の要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請するものとする。

(エ) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を電話により県に報告するものとする。

- ア) 避難所開設の目的
- イ) 箇所数及び収容人員
- ウ) 開設期間の見込み

なお、災害救助法が適用された場合については、（資料編 様式30）により県に報告するものとする。

イ 避難所の運営

避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、避難所の管理運営を行う。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序維持のために、警察官の配置についても考慮する。なお、大規模な災害が発生した場合の避難所の確保については、あらかじめ隣接市町村との協力体制について協議しておくものとし、また、町職員のみで運営を行うことは困難であるため、自主防災組織等との協力体制を確保する。

そのために、平時から町と自主防災組織との間で協議を行っておくとともに、避難所に指定されている学校については、学校長以下教職員の協力体制も確保しておくものとする。

ウ 避難者の状況把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握する。特に、高齢者等の災害時避難行動要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握するものとする。

エ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (ア) 避難所運営のための組織結成
- (イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- (ウ) 災害時避難行動要配慮者への配慮
- (エ) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(2) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の整備

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は常に把握しておくものとする。さらに、生活維持に必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うものとする。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事等、具体的な衛生教育を行うものとする。

(3) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

- (ア) 県の協力も得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行うものとする。
- (イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行うものとする。
- (ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮するものとする。

イ 被災者の精神状態の把握

- (ア) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。
 - (イ) 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行うものとする。
 - (ウ) 被災によって心的外傷後ストレス障害を示している者について、県が設置する「心の救護所」にカウンセリング等の適切な対応を依頼するとともに、心的外傷後ストレス障害に関する広報活動に努めるものとする。
- ウ 継続的要援助者のリストアップ
援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。
- エ 関係機関との連携の強化
症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等との連携を図り入院を勧奨するものとする。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行うものとする。
- (4) 精神衛生、カウンセリング
- ア 県水戸保健所に協力を求め、被災者の精神衛生状態の悪化を防ぐため、段階的に次の活動を実施するものとする。
 - (ア) 常駐の医師による保健所での診察、保健所からの避難所への巡回診察及び訪問活動
 - (イ) 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診察
 - (ウ) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
 - イ 児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施
ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。
 - ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置
被災者の心理的ケアに対応するため心のケア」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。
- (5) 避難所における食糧、生活物資の請求、受取、配給
避難者の人数、性別、年齢、高齢者等の災害時避難行動要配慮者等を把握し、生活維持に必要な食糧及び各種生活物資の提供を行うものとする。

7 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

町は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うものとする。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を担当する班を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたるものとする。

第3章 風水害応急対策計画 第11節 避難計画

- (ア) 家族、縁故者等の安否
- (イ) 不足している生活物資の補給
- (ウ) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- (エ) メンタルケア
- (オ) 介護サービス
- (カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引越し(荷物の搬入・搬出)

イ 高齢者等災害時避難行動要配慮者のニーズの把握

高齢者、外国人、心身障害者等多様な災害時避難行動要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めるものとする。

(ア) 高齢者、障害者

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等の次のようなニーズの把握について、町職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて行うものとする。

- ア) 介護サービス
- イ) 病院通院介助
- ウ) 話相手
- エ) 応急仮設住宅への入居募集
- オ) 縁故者への連絡

(イ) 外国人

- ア) 生活情報(食事、入浴、洗濯等)
- イ) 病院通院介助
- ウ) 話相手
- エ) 応急仮設住宅への入居募集
- オ) 国内の縁故者や母国への連絡

(ウ) 滞在者(来訪者)

- ア) 災害情報や生活情報等

(2) 相談窓口の設置

ア 総合窓口の設置

各種の相談窓口を広報企画部内に設置するとともに、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務も把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介するものとする。

イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置するものとする。

- (ア) 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- (イ) 家電製品(感電、発火等の二次災害)
- (ウ) 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- (エ) 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- (オ) 外国人(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
- (カ) 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- (キ) 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- (ク) 消費(物価、必需品の入手)
- (ケ) 教育(学校)
- (コ) 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
- (サ) 医療・衛生(医療、薬、風呂)

- (シ) 廃棄物(ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体)
- (ス) 金融(融資、税の減免)
- (セ) ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- (ソ) 手続き(り災証明、死亡認定等)

ウ 関係機関との協力

上記の相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。災害後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に関わるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることを前提にして、関係機関・団体との連携を密にするものとする。

(3) 生活情報の提供(秘書広報班)

町及び防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供するものとする。

ア テレビ、ラジオの活用

テレビ局、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努めるものとする。

イ インターネットの活用

インターネット(本町ホームページ)を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行うものとする。

ウ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電気メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行うものとする。

エ 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、随時、広報紙の特別版を発行する。新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして避難所、各関係機関等に広く配布するものとする。

8 広域避難への対応

(1) 広域避難

大規模な災害が発生し、町外からの大量の避難者が流入する事態となった時は、避難地への避難、移動等について、国の代行による受入れ手続きに協力し、受入れを図る。

また、そのために具体的な対策、方法等について協議を行う。

(2) 避難者の運送

広域避難が必要となったときには、運送業者等に要請して、円滑な移動を図ることとする。

9 安否確認

町は、町民及び被災者に関する安否に関する情報について、照会者に回答するために、避難所との情報通信体制等を確立する。

10 被災者台帳の作成

町は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、都道府県は災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて被災者に関する情報を提供するものとする。

なお、詳細は地震編に準じるものとする。

第12節 食糧供給計画

総務部管財班、調査・輸送班、上下水道部水道班、救援対策部住民班

1 計画方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は、住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 食糧の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町長限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

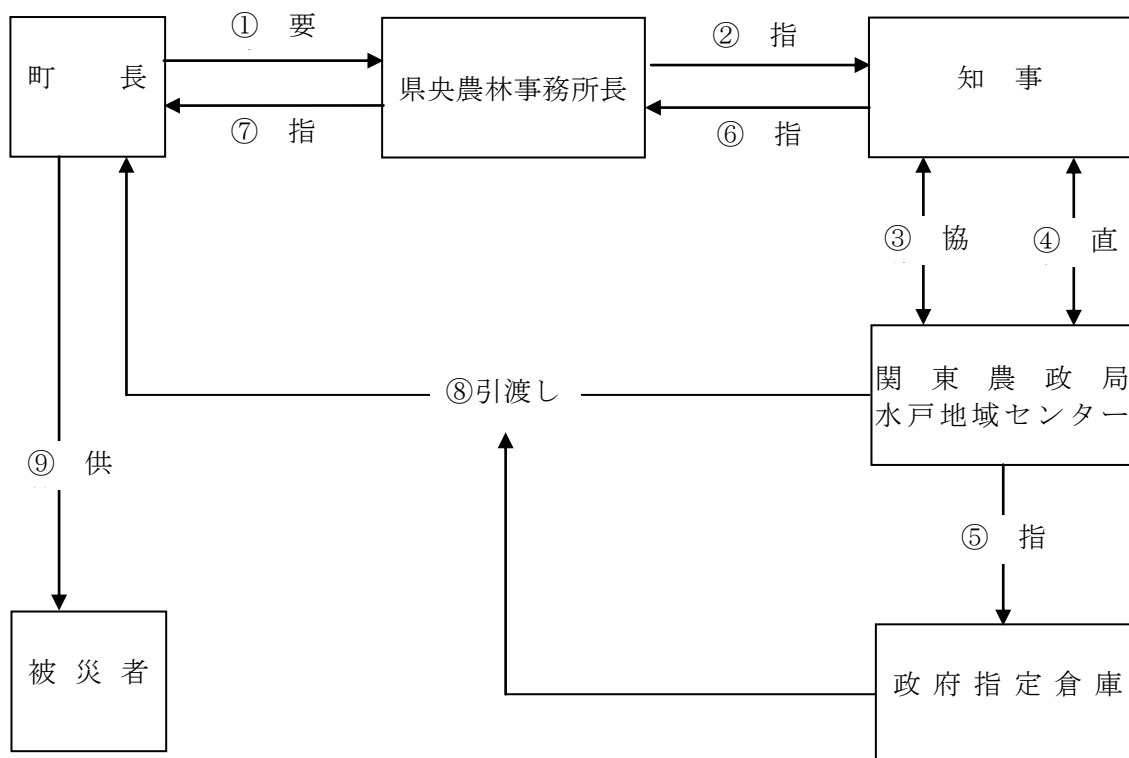
3 食料の供給

町は、災害による被災者に対し、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合においては、「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

(1) 食料の調達

災害の状況及び配給を必要とする者の数を確認し、食糧の調達計画に基づいて被災者に対し食糧の供給を行うものとする。食糧の1人1日あたりの支給量や支給日数についてはあらかじめ食料の調達計画により協議しておくものとする。災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、町長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ茨城農政事務所長または政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給するものとする。

知事に対する調達要請



(2) 食料の供給品目

ア 災害に応じた品目選定

食糧の供給にあたって、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与するものとする。

イ 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食糧品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に、災害時避難行動要配慮者に配慮した品目の供給に配慮するものとする。

ウ 基本的な品目

米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

(3) 食料の供給

ア 食品の配分及び炊き出しの実施

町長は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の給与を、食品の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。

炊き出しの実施方法は次のとおりである。

(ア) 炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施するものとする。

(イ) 配分漏れ、または重複支給者が無いようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握するものとする。

イ 県、近隣市町村への協力要請

町内で多大な被害が発生し、町において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。県では、町長からの要請を受けて、次の措置を講ずることとしている。

- (ア) 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- (イ) 集団給食施設への炊飯委託
- (ウ) 調理不要な乾パン、食パン等の供給

ウ 品目

米穀（米飯を含む）、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア 食糧集積地の指定

町は、町役場を食糧の集積地として活用し、調達した食糧の集配を行う。

イ 集積地の管理

食糧の集積を行う場合、集積地である役場に管財班及び警備員等を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。

(5) 担当者

応急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊き出しを行うものとする。

第13節 衣料・生活必需品等供給計画

総務部管財班、調査・輸送班、救援対策部住民班

1 計画方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、町が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 衣料・生活必需品の供給

町長は、家屋の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対して、生活を維持していくために必要なこれらの物資を迅速に供給するものとする。なお、災害救助法が適用された場合については「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

(1) 衣料・生活必需品の給(貸)与の実施

ア 衣料・生活必需品の給(貸)与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、または棄損した者で資力の有無に関わらず、これ等の物資を直ちに入手することができない状態にあるものとする。

イ 基本的な給(貸)与物資

給(貸)与を行う物資は、次のとおりとする。

- (ア) 寝具 (毛布等)
- (イ) 日用品雑貨 (石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
- (ウ) 衣料品 (作業着、下着、靴下、運動靴等)
- (エ) 炊事用具 (鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- (オ) 食器 (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- (カ) 光熱材料 (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- (キ) その他 (ビニールシート等)

ウ 給(貸)与の方法

調達、給(貸)与は調査・輸送班が担当し、関係班の協力を得て行うものとする。

各班から提出された被害報告を取りまとめた結果に基づいて物資を調達し、作成した供給計画に従って各地区に配分して、給(貸)与を実施する。なお、衣料・生活必需品

調達数量(備蓄によるものを含む)の目安は、過去の災害履歴におけるり災世帯数、り災者数等に基づいて次のように設定しておくものとする。

(2) 給(貸)与品目についての配慮

給(貸)与品目は、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。

ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮

衣料・生活必需品の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給するものとする。また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うものとする。

イ ニーズ変化への対応

避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。したがって、このような変化に対応した物資の調達・供給を行い、また、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して効果的な救援物資を要請するものとする。

(3) 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより町内において生活必需品の調達が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請するものとする。県は、町からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の調達及び給(貸)与を行うものとする。

第14節 給水計画

上下水道部水道班

1 計画方針

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。又、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

2 実施機関

- (1) 飲料水の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

3 応急給水活動の実施

災害によって水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、町長は、水道施設等のり災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期するとともに、生活水の確保についても最大限の努力を傾注するものとする。活動にあたっては、飲料水の確保と供給に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の実施」によるものとする。

町は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

(1) 応急給水計画

飲料水の供給にあたって、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。

(2) 応急給水資機材の調達

町は、あらかじめ定めた給水計画（被害状況に応じた給水区域、生活用水等の供給）に基づき、必要とする応急給水資機材の調達を実施するものとする。

被害状況によっては給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。

(3) 応急給水活動の実施

ア 活動内容

町は、浄水場等の水を有効利用し、給水拠点において、さらに給水車等により、応急給水を実施するものとする。給水拠点からの輸送は、町保有車及び調達車両等によって行うものとする。また、本町の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。本町の給水拠点は以下のとおりである。

給水拠点

名称	所在地	電話	給水能力
夏海浄水場	成田町 1332	029-267-2029	2,500 m ³
大貫浄水場	大貫町 2963		200 m ³
中央配水場	大貫町 2838	029-267-0166	8,000 m ³

イ 給水基準

被害状況から判断して飲料水については1日1人あたり3リットル（3日程度）の給水を基準とする。さらに、発災から時間が経過するに従って、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯あたり1日200リットルを使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら1人あたりの給水量を逐次増やしていくものとする。

応急給水の目標設定例

災害発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね 1 km 以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約 250ℓ/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保する。

ウ 車両(給水車等)による給水

(ア) 避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、町長が必要と認められた被災者に対して給水を行うものとする。

(イ) 病院、診療所等で緊急給水の必要があると町長が認めたものに対し、給水を行うものとする。

第3章 風水害応急対策計画 第14節 給水計画

エ ポリ容器等による給水

一般被災者に対し、町長が必要と認めた場合は、18リットル容器でピストン輸送し配備するものとする。

オ ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器等の備えのない被災者に対し6リットルポリ袋により配給するものとする。

カ 給水活動の配慮事項

給水活動の実施にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

(ア) 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする病医院に対して、優先的に給水を実施するものとする。

(イ) 的確な広報

給水の場所や時間等の内容について、防災行政無線、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ的確に伝達するものとする。

(ウ) 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急配給された水の衛生面に配慮するものとする。

(エ) 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や身障者等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮するものとする。

(オ) 住民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。

(4) 取水（水源）

ア 飲料水の取水は、原則として公設消火栓とする。

イ 消火栓取水が不能のときは、各浄水場の配水池とする。

浄水場

名 称	所在地	電 話	給水能力
夏海浄水場	成田町 1332	029-267-2029	2,500 m ³
大貫浄水場	大貫町 2963		200 m ³
中央配水場	大貫町 2838	029-267-0166	8,000 m ³

第15節 要配慮者安全確保対策計画

救援対策部住民班、福祉班、消防部消防班、上下水道部水道班、下水道班

1 計画方針

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 実施機関

- (1) 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、町長が実施する。
- (3) 当該施設及び町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

4 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

- (1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、消防計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施するものとする。町は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するものとする。

また、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。
- (2) 搬送及び受入れ先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図るものとする。町は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療機関及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保するものとする。
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行うものとする。
- (4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請するも

のとする。

(5) 巡回相談の実施

町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)も、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供するものとする。

(6) ライフラインの優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。

5 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社会福祉協議会、高齢者クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、町は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

町は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行うものとする。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料・飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

町及び県は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

6 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行うものとする。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行うものとする。

イ テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努めるものとする。

(4) 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努めるものとする。

7 滞在者（宿泊者等）に対する安全確保対策

旅館、ホテルの所有者、管理者は、自施設の消防計画に基づき、宿泊者等を安全に避難誘導するものとする。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

応急対策部建築班、救援対策部福祉班

第1 応急仮設住宅の建設計画

1 計画方針

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。

2 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は町長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 町限りで実施が困難な場合は、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所

設置予定場所は、国、県または町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

イ 入居者の選定等

入居者の選定については、県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定することとなっているので、町はこれに協力する。

- (ア) 住家が全焼、全壊、または流出した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ) 特定の資産のない失業者
 - ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - エ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ) 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

ウ その他

県及び町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町の協力により県が行うこととなっているが、状況に応じ町に委任することができる。

4 公的住宅等の提供

町は、町内あるいは近隣市町村の公的住宅の関係者及び民間住宅所有者に対し空家がある場合は、協力を求め、又は近隣市町村にも協力を求める。被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供するものとする。

5 公営住宅の建設・復旧

(1) 建設資金

激甚法第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、町は建設費用について国からの補助を受ける。

(2) 建設事業の実施

町及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設にあたっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

(3) 入居者の選定

町は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

6 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入、若しくは補修しようとするとき、独立行政法人住宅金融支援機構より必要な資金の貸付が受けられる。したがって町は、この災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導等を行う。

第2 住宅の応急修理計画

応急対策部建築班、救援対策部福祉班

1 計画方針

災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

2 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 住宅の応急修理

(1) 基本事項

ア 修理対象世帯

応急修理は、町が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

ウ 修理時期

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

町において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第17節 医療・助産計画

救援対策部医療班、消防部消防班、県、医療機関

1 計画方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、国、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) (1) により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 応急医療体制の確保

(1) 医療・助産の基本方針

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施は、知事が町長の協力を得て行うこととなるが、災害救助法が適用されない場合は、町長が実施するものとする。

イ 医療及び助産の範囲

(ア) 医療

- ア) 診療
- イ) 薬剤または治療材料の支給
- ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- エ) 病院または診療所への収容
- オ) 看護

(イ) 助産

- ア) 分娩の介助
- イ) 分娩前、分娩後の処理
- ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 実施期間

災害の日から14日以内「分娩については、災害発生後7日以内の分娩者」とする。

(2) 応急医療体制の確保

被災地内での医療機能の低下、情報設備の破損、または、機能停止による情報途絶を前提として、医療救護体制を構築するものとする。

ア 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、医療班・消防班及び医療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努めるものとする。また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

イ 救護班の編成、派遣

必要に応じて医療班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により多数傷病者発生時における救急・救助活動要綱に基づき町内の医療機関に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行うものとする。医療班は、医療機関から医師、看護師、医療班（連絡員及び補助員）で編成する。また、医療班員は、災害の規模及び状況により増員するとともに、本町の能力をもってしても十分でないとき認められるときは、県（保健福祉部）を通じて茨城県医師会及び日本赤十字社茨城支部に協力を要請する。

ウ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行うものとする。

(3) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、県及び町の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

(4) 医療救護チーム・DMATの編成、派遣

県は、町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めるときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請することとなっている。

【国、各医療関係団体】

国立病院機構病院、国立大学法人病院ならびに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMATを編成・派遣して医療救護活動を行う。

【日赤茨城県支部】

日赤茨城県支部は、県の要請または自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。

(5) 医療救護所の設置

町内の医療機関の協力により医療救護所を町内の医療機関に設置するものとする。また、必要に応じて学校等の避難所、健康福祉センター等にも医療救護所を設置するものとする。

県は、町災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や町との通信が途絶した場合には、町の要請を待たず、医療救護所を設置することとなっている。

4 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

町内の二次救急告示病院※（大洗海岸病院）において、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（負傷者選別）を効果的に実施するものとする。

※二次救急告示病院とは、救急病院等を定める厚生労働省令に基づきベッド数が140床以上の指定された医療機関をいう。

(2) 医療救護チーム・DMATによる医療活動

ア 医療救護チーム・DMATの輸送

医療救護チーム・DMATは、自らの移手段の確保等に努めるものとする。

国、県及び町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMATの輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ 医療救護チーム・DMATの配置

県DMAT調整本部は、県及び町災害対策本部等と調整のうえ、DMATを被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、DMAT等）を、町災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整したうえで、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

ウ 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 死体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

エ DMATの業務

DMATは、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

オ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医療班による医療活動

ア 医療班の輸送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保（移動車両の燃料の確保等）など特段の配慮を行うものとする。

イ 医療班の業務

医療班の業務は以下に示すとおりとする。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認

- (オ) 死体の検案
- (カ) 慢性疾患患者の継続利用の確保
- (4) 医薬品等の供給

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給することとしている。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給することとなっている。

5 後方支援活動

災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防機関と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。

(1) 患者受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、管外の後方医療機関(水戸地区救急救命対策協議会)に搬送し、入院、治療等の医療救護を行う。

また、消防機関は、県が茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点として県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供するので、これを利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定するものとする。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、町または県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- (ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- (イ) 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給等

ア 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム※による急性患者に対して提供することが必要である。

町は町内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努めることとなっている。

※ クラッシュ・シンドローム

広範囲にわたる筋組織の損傷により引き起こされる症候群。初期にはショック症状があり、急速に腎機能が悪化する。

イ 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、町、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行うこととなっている。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

ウ 周産期医療

町は、保健師による被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(4) 医療ボランティアの確保

ア 医療ボランティアの確保（町社会福祉協議会）

大規模災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、平常時から医療ボランティアを確保し、大規模災害時に迅速に対応できる体制を整備しておくものとする。

イ 受入れ窓口の設置

災害発生後、直ちに医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

ウ 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

(イ) 県現地本部との連絡調整

エ 医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配

置する。

(5) 医療ボランティア活動

各医療関係団体は、災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

ア 医師・看護師

医療班を編成、または加わり、医療救護所で医療活動を行う。

被災地の医療機関において医療活動を行う。

後方医療施設において医療活動を行う。

イ 薬剤師

医療班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。

医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療班に連絡する。

エ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

オ 助産婦

避難所等において分娩を助け、妊婦・新生児の世話や保育指導を行う。

第18節 防疫計画

救援対策部医療班

1 計画方針

災害による衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

2 防疫の実施

(1) 防疫組織の設置

町は、感染症などの蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的として防疫体制を作るとともに、県が市町村の防疫担当者を対象として行う研修も活用して、必要な教育訓練を行う。また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできる防疫措置体制を整備する。

町は、災害時における応急防疫に関する計画及び実施を行うが、必要に応じ県(保健所)及び関係機関、隣接市町村の協力を得るものとする。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

県及び町は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、町や保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

県及び町は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、県と協力してできるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 応急防疫活動の実施

町は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)に基づく防疫措置等を行うものとするが、独自に実施できない場合は、県に対し応援の要請を行うものとする。

ア 清掃方法

感染症患者及び保菌者発生家屋内外、便所、給食施設の清掃。

イ 消毒方法

薬品による消毒の実施。

ウ 臨時の予防接種

感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。

エ 検病調査

第3章 風水害応急対策計画 第18節 防疫計画

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査(健康診断及び検便等)を行う。

(5) 消毒薬品・器具機材・人員等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町村、県などの協力を求める。

ア 機材

町が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

イ 薬剤

町で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については県に斡旋を要請するとともに、業者より購入する。

ウ 医療班の編成

防疫は、医療班を中心として、応援職員及び作業員等に編成する。

医療班（防疫）

1日可能班数	1日処理能力	活動内容
10班	10,000戸	1. 公共の場所の消毒 2. 地区（個人）に対する薬剤配布

(6) 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

浸水家屋、そ族昆虫駆除等の消毒は、次の基準による。

消毒の実施基準

浸水程度	クレゾール (家庭配布用、室内)	生石灰 (家庭配布用、便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配布用)
床下	1戸当り 100グラム	1戸当たり 6キログラム	
床上	1戸当り 200グラム	1戸当たり 6キログラム	1戸当り 200グラム

なお、住民においても、町内会長等を通じて上記の基準により配布された薬剤を用いて、自ら家屋等の消毒を行うよう指導する。

実施事項は以下のとおりである。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（法第27条第2項及び第29条第2項）

イ そ族昆虫等の駆除（法第28条第2項）

ウ 生活用水の供給（法第31条第2項）

エ 避難所の衛生管理及び防疫指導

オ 臨時予防接種の実施（予法第6条）

(7) 予防教育及び広報活動の実施

町は、応急的な避難所等における衛生管理を図るとともに、生活者に対し災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、パンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 給食施設の衛生指導

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、水戸保健所等に協力を求め炊き出し場所や弁当調整施設

における衛生指導を行う。

(9) 感症発生時の措置

感染症患者が発生した際は、保健所等関係機関と連携し、まん延防止措置を講ずる。

(10) 食中毒発生時の細菌検査や水質検査

町は、食中毒が発生した際の細菌検査や水質汚濁検査については水戸保健所に協力を要請する。

(11) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(12) 医療ボランティア

県及び町は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(13) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第19節 清掃計画

総括部生活環境班、大洗・銚田・水戸環境組合

1 計画方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻そう等多くの困難が予想されるが、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため次により迅速かつ適切に行うものとする。

2 ごみ処理

(1) ごみ処理

ア ごみ排出量の推定

町は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

イ 作業体制の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 住民への広報

町は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(ウ) 収集運搬処理の実施

町は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にてできるだけ速やかに運び処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が町及び大洗・銚田・水戸環境組合の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理事業者に依頼し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

さらに、他に手段が無い場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。

県は、町からの要請を受けた時、または被害の状況等から判断して必要と認めた時、広域的かつ迅速適切な処理が行えるよう、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請、廃棄物処理事業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

(エ) 処理方法

ア) 水分の多い難燃性のごみは、埋立場に運搬し、埋立処分する。

イ) 可燃性の大型のごみは、焼却しやすい大きさとし、焼却場へ搬送し、焼却処

分する

ウ) 不燃のごみは業者に引取りを依頼し処分する。

エ) 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、あらかじめ指定した場所に一時的に集積する。ただし、野焼き等は新たな環境汚染の原因となることから実施しない。

エ 処分場の選定

予定していた処分場が被災等により使用できない場合は、次により処分場の選定を行うものとする。

(ア) 塵芥を埋立できる場所であること。

(イ) 地理的条件を考慮し、災害時の危険性を予想して選定すること。

(ウ) 人家から相当の距離を有し、衛生上影響のない場所であること。

また、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう県を通じて市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援するなどにより災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

2 し尿処理

(1) し尿処理排出量の推定

町は、平常時から災害時におけるし尿処理体制や仮設トイレの備蓄等について協力体制を整備しておくとともに倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、町は、町内別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の実数把握とし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。

(2) 作業体制の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 処理対策

ア 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

(4) 収集運搬処理

ア 被災の状況に応じ町の指定委託業者の清掃車を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理するものとする。

イ 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村の協力を得て、清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

ウ 処理の実施

町は、被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理する。一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、県、近隣市町村に依頼し、処理を要請する。

県は、町からの要請を受けた時、または被害の状況等から判断して必要と認めた時

第3章 風水害応急対策計画 第19節 清掃計画

は、町の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

(5) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

(6) 処分場の選定

予定していた処分場が被災等により使用できない場合は、次により処分場の選定を行うものとする。

ア 塵芥を埋立できる場所であること。

イ 地理的条件を考慮し、災害時の危険性を予想して選定すること。

ウ 人家から相当の距離を有し、衛生上影響のない場所であること。

(7) 仮設トイレの設置

町は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。

第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画

消防部消防班、広報企画部秘書広報班、救援対策部福祉班、医療班、総務部管財班

1 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

- (1) 死体の搜索、埋葬は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 死体の処理は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事及び町長が行う。
- (3) 町限りでは困難な場合は、国、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (4) (2) により知事が行う死体の処理は、日赤県支部長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 行方不明者の搜索

災害救助法が追用された場合の搜索及び収容並びに埋葬は知事が行うが、知事の職権の一部が委任された場合は、町長が行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合は、町長が行うものとする。救助法適用の搜索及び遺体処理は、次の基準で実施するものとし、救助法適用にいたらなかった場合もこれに準ずる。

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況からすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第23節、第24節を参照のこと。

(1) 搜索及び遺体処理の実施

ア 災害時において死亡していると推定される者及び死亡した者の遺体について、関係機関は、一致協力して遺体の発見に努力する。

イ 発見死体、漂着死体、その他の事故死体は、知事又は町長が開設した遺体収容所へ収容する。

ウ 町長は、遺体収容所を開設できるように、寺院・神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておくものとする。

エ 期間は災害発生の日から10日以内とする。

(2) 行方不明者等の搜索

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索を行う場合はあらかじめ関係機関（警察、海上保

安部、消防機関、ボランティア)と捜索の範囲、遺体の引渡し等について協議し、捜索隊及び作業班を編成して捜索にあたる。この場合、町だけでは十分な対応ができない場合、町は、周辺市町村、県及び自衛隊等に対し広域的応援の要請を行い、捜索活動を実施するものとする。

(3) 行方不明者捜索協力に関する広報

町は、行方不明者の捜索に関し、町防災行政無線や近隣市町村及び報道機関へ捜索の協力依頼の広報を行うものとする。

4 遺体の処理

遺体の処理は町が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた町が行う。

遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、県は町からの要請に基づき、周辺市町村に応援を要請するものとする。

なお、災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、近親者の感情に十分配慮して対処するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、福祉班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、町内の医師により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には県を通じて、茨城県医師会及び日赤県支部の協力を得て、速やかに実施する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所（安置所）の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所（公共施設、寺院、神社等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した町では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続き、火葬場の手配等にかかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺市町村、業者の協力を得て行う。

ウ 身元不明遺体の集中安置

町は、身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。また、身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨・遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、町は、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を記載して遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、1体ごとに表示して納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認の上引渡すものとする。

5 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、町が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県を通じて周辺市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(1) 他市町村への協力要請

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、町の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられるため、被害が軽微な周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

(2) 緊急措置

ア 火葬場が確保できない場合は、応急仮設火葬場を設置し火葬する。応急仮設火葬場を設置する場合は、知事の許可を受けて設置する。

イ 死者が多数のために一時に火葬処理が困難なときは、町長の指定した場所へ土葬する。

(3) 身元不明遺体の処理

身元不明遺体については、遺体処理票及び遺留品処理票の作成や、遺体の撮影を行い、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努めた上で、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬を実施する。遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引渡す。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬するものとする。

6 費用

町が支弁できる費用は、茨城県災害救助法施行細則に準じる。

(1) 捜索

捜索のための舟艇等その他資機材の借上費、修繕費、輸送費及び人件費は、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体処理

ア 検案が福祉班又は警察官によることができない場合で、医師等を要請した場合は、通常の実費とする。

イ 死体の処理のための必要な輸送費及び人件費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 埋火葬

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に埋葬を実施するものに支給する。

ア 棺

イ 埋葬又は火葬

第3章 風水害応急対策計画 第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画

ウ 骨つぼ又は骨箱

なお、町内で住宅が7世帯以上滅失した小災害の場合は、茨城県り災救助基金管理規則に基づき町は、埋葬に要した額についての補助を知事より受けることができる。

7 死亡獣の処理

死亡獣の処理については町営の斎場において火葬、埋葬する。

第21節 障害物の除去計画

総括部生活環境班、大洗・鉾田・水戸環境組合、応急対策部土木班

1 計画方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 障害物の除去

災害時の倒壊物・落下物・堆積物等による障害物は、応急対策活動となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースにも影響することがある。このため、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。

(1) 作業体制の確保

町は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、障害物の除去は土木班により行う。迅速に障害物の除去、解体及びがれき処理を行うにあたり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間事業者の協力のもとに、平常作業員及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。さらに町長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事を通じ派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。

(2) 建築関係障害物の除去

町は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 道路関係障害物の除去

道路法に規定する道路管理者である国土交通大臣、知事、町長が行うものとする。

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

ア 県道

知事（県水戸土木事務所 TEL 029 (225) 1316）に連絡し、速やかに除去を要請する。

イ 町道

(ア) 町有の機動力及び現業員を持って除去し、交通の確保を図るものとする。

(イ) 町有の機動力及び労務者の不足する場合は、借上げて実施するものとする。

ウ 国道

国土交通省常陸河川国道事務所長（TEL 029（243）5138）に除去を要請する。

(4) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

また、河川の流下を妨げる堆積物等についても、再度の災害発生を防止するため、速やかに除去するものとする。

ア 県水戸土木事務所 029（225）1316

イ 県大洗港区事業所 029（267）2700

(5) 日常生活に欠かすことのできない場所

災害救助法を適用した場合は知事が行うが、同法が適用されない場合は、町長が行う。

(6) 障害物除去基準

障害物除去の基準は以下のとおりとする。

ア 対象

(ア) 日常生活に欠くことのできない場所（居宅等）で、自分の資力を持って障害物の除去ができないもの

(イ) 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋に及ぶもの

(ウ) 障害物除去対象者は、次により選定する。

ア) 生活保護受給者を第1次順位とする。

イ) 半壊等の損害の著しき者を第2順位とする。

イ 期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内で町長が指定した日数とする。

4 がれき処理

除去、解体した障害物（がれき）は、最終的な処分方法を決定するまで、定められた場所に仮置きし、有害物や再資源可能なもの等に分別するものとする。野焼きによる処分は有害物質の発生をもたらすため行わないものとする。

(1) 集積場所の確保

町は、あらかじめ集積場所を指定しておくものとする。がれきの量を想定して集積場所が不足する場合は、最終処分までの間保管する場所を確保することが必要であることから、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。上記の集積場所が使用できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

ア 交通に支障のない国有地、県有地、町有地を選ぶものとする。

イ 国有地、県有地、町有地に適当な場所が無いときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理は万全を期するものとする。

(2) 分別処理の努力

災害時といえども、がれきは可能な限り分別を行うことが望ましいことから集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

(3) 最終処分場の確保

がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うために、県が処理施設や最終処分場の確保を図ることから、町は、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等とともに、これに協力する。

第2.2節 文教対策計画

教育部教育班

1 計画方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保するものとする。

2 児童生徒等の安全確保

町教育委員会及び校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童生徒等の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。

(1) 情報等の収集・伝達

災害時間を問わず、学校等に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。

ア 町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町教育委員会を通じ校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示するものとする。

イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

ウ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、町やその他の関係機関に報告するものとする。

エ 教職員は、夜間・休日の場合の出勤などについて、あらかじめ定めた災害時の体制を確立するものとする。

オ 町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 児童生徒等の避難等

ア 在校時の措置

在校時に災害が発生した場合、町教育委員会と協議し、以下のように児童生徒等の避難や待機を実施するものとする。

(ア) 情報の伝達

児童生徒等への災害情報の伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮して行うものとする。

(イ) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(ウ) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(エ) 休校（園）措置

校長等は、必要に応じ町教育委員会と協議し休校（園）の措置をとるものとする。

(オ) 下校時の危険防止

校長等は、下校（降園）途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(カ) 校（園）内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合は、校（園）内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合、速やかに町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校（園）内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(キ) 保健衛生

町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

イ 在校（園）時以外の措置

(ア) 休校（園）措置

休日や夜間、早朝（登校（園）前）に休校（園）の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送や学校、園による緊急時連絡網により保護者または児童生徒等に連絡するものとする。

(イ) 安否確認

校長等の指示のもとに、教職員は児童生徒等の安否確認を行い、結果を電話により、町へ連絡するものとする。

(ウ) 学校施設等の被害状況

校長等の指示のもとに、教職員は学校施設等の被害及び児童生徒等の被害状況を把握し、町へ報告するものとする。

3 応急教育

町教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講ずるものとする。特に、被災した学校（園）が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校（園）による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校（園）間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。また、児童生徒等に対して災害の概要、町の災害対策状況、今後の状況、児童生徒等の健康管理・衛生及び災害における被害状況について指導するものとする。

(1) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずるものとする。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

- イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。
 - ウ 学校施設の使用不能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。
 - オ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
 - カ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。
- (2) 教職員の確保
- 町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講ずるものとする。
- ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
 - イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。
- (3) 教科書・学用品等の給与
- 町は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失またはき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- ア 対象者
 - (ア) 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒に限る。
 - (ウ) 学用品が無く、就学に支障を生じている場合。
 - イ 給与の品目
 - (ア) 教科書及び教材
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - ウ 支給の方法
 - (ア) 学用品は町長が調達する。町長は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請するものとする。
 - (イ) 教科書の支給は、速やかに茨城県教育庁義務教育課及び茨城県教科書販売会社と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の実施」によることとする。
- (4) 避難所との共存
- 学校等は教育施設であると同時に避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するためにも災害応急対策を行う教育班、校長等は事前に次の措置を講ずるものとする。
- ア 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
 - イ 町は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
 - ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

第3章 風水害応急対策計画 第2.2節 文教対策計画

- エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
 - オ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。
- (5) 学校給食等の措置
- ア 応急措置
学校給食施設、設備及びパンその他給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止するものとする。
 - イ 応急復旧措置
 - (ア) 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺憾のないようにするものとする。
 - (イ) 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期するものとする。
 - (ウ) 児童生徒等・学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の伝染病の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずるものとする。
- (6) 文教施設等の応急措置
- 文教施設等の被害については、速やかにその状況を把握し、関係機関に連絡するとともに、被害の程度に応じて適切な措置を講ずるものとする。なお、利用者の避難等については各施設の防災計画等によるものとする。

第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班、自衛隊

1 計画方針

町長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣を必要とする災害か否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。町長は、暴風雨の状況や収集した被害状況から、自衛隊の派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要であり、かつ、緊急事態と認める場合のみとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

(2) 災害派遣の要請

ア 災害派遣要請の手続き

町長または警察署長、指定地方行政機関の長は、本町に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊の災害派遣要請について(依頼)」(資料編 様式22)により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出する。依頼を受けた知事は、その内容を検討し必要があると認められるとき、自衛隊に対し直ちに派遣を要請するものとする。

(ア) 提出(連絡)先：茨城県生活環境部防災・危機管理課

電話 029 (301) 8800

(イ) 提出部数：1部

事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 災害派遣の要請先

自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として知事を通じて茨城隊区長である陸上自衛隊第一施設団長を通じて行う。ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地(基地)司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を第一施設団長に通報する。また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、県を通じて直接当該部隊に要請するものとする。

自衛隊連絡先

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号	
		課業時間内	課業時間外		
陸 上 自 衛 隊		東部方面総監部 (東京都練馬区大泉学園町)	防衛部長 (防衛課長)	運用当直長	048(460)1711 内線 時間中 2250、2251 時間外 2301
		第1師団長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第3部長 (防衛班長)	司令部当直長	03(3933)1161 内線 時間中 238、239 時間外 207、228
		施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
		武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121-ア)	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線 時間中 226 時間外 300、302
		第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	団当直長	0280(32)4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
		関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右籾町2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
航空 自衛隊		第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海上 自衛隊	要請先	横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション室当直幕僚	046(822)3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
	派遣先	下総教育航空群司令 (千葉県柏市藤ヶ谷1614)	運用幕僚	群当直	04(7191)2321 内線 時間中 213 時間外 220

(3) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

自衛隊の活動範囲

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避 難 者 の 捜 索 ・ 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応 急 医 療、救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 与 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換等

町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊第一施設団（第3課）、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

イ 連絡班の派遣依頼

知事は、災害が発生しまたは発生するおそれがあり、必要と認める場合は、陸上自衛隊施設学校長、航空自衛隊第7航空団司令、海上自衛隊横須賀地方総監に対し県災害対策本部（本部開設前にあつては生活環境部防災・危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。

3 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- エ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 受入れ体制

町長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (イ) 連絡職員を指名する。
- (ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事に対し自衛隊の要請依頼をするにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

エ 部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、総務班が行うものとする。

(4) 派遣部隊の使用施設

自衛隊派遣が決定された時は、下記の施設を自衛隊に提供するものとする。

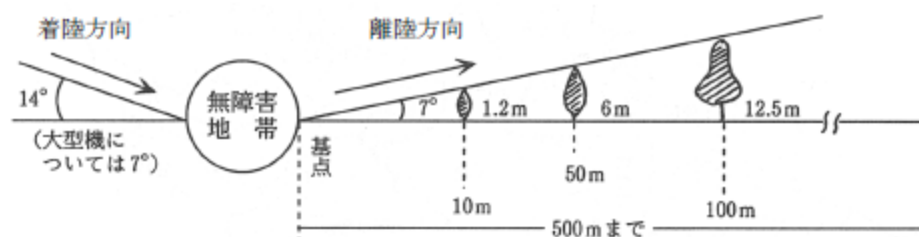
- ア 災害対策本部事務室——大洗町役場
- イ 宿舎——大洗町漁村センター
- ウ 資材置場、炊事場及び駐車場——大洗町漁村センター、大洗町役場周辺駐車場
- エ ヘリコプターの発着場——大洗港第4埠頭(イベントバース)

5 ヘリコプターの受入れ

町長は、町地域防災計画に定める大洗港第4埠頭(イベントバース)を自衛隊用の臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)とする。大洗町立南中学校や大洗町総合運動公園陸上競技場等の7箇所の臨時ヘリポートも使用するものとする。

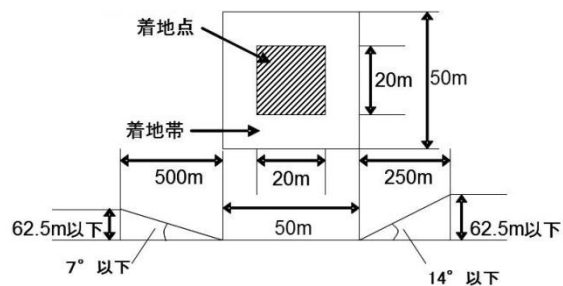
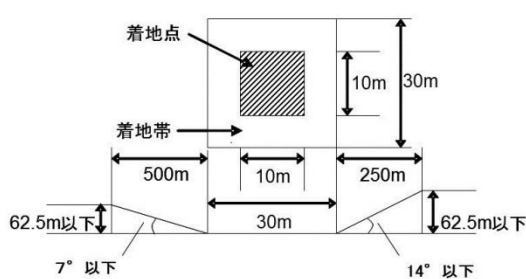
ヘリポートの設営は、消防班が次の要領により設営する。

- ア 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

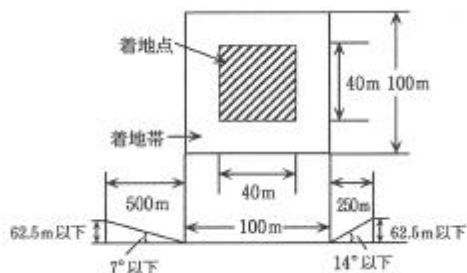


(ア) 離着地点及び無障害地帯の基準

- ・小型機 (OH-6) の場合
- ・中型機 (UH-1(1J)、UH-60JA) の場合



- ・大型機 (CH-47) の場合

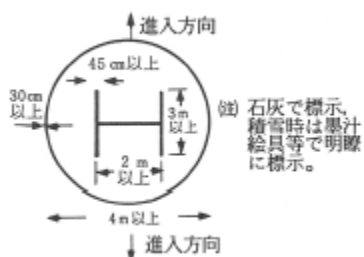


(イ) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

(ア) H記号の基準

(イ) 吹き流しの基準



ウ 危害予防の措置

(ア) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

6 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」(資料編 様式23)により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼するものとする。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

第24節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班

1 計画方針

町は、町内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、災害時の相互応援を効果的に実施するために、町は、平常時より他市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行っておくものとする。

2 応援要請の実施

被害情報の収集・伝達体制を通じて、被害状況を的確かつ速やかに把握し、応援要請実施の判断等を迅速に行うものとする。

(1) 他市町村への要請

町長は、町域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、電話または定められた様式（資料編 様式24）により応援要請を行う。

大規模災害時には、本町だけですべての対策を行うことは困難であり、また隣接市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。応援市町村長は、被災市町村長に対し、応援活動結果報告書（資料編 様式25）及び応援に要した経費の請求（資料編 様式26）を提出するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

町長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援要請時に記載する事項

(ア) 災害の状況

(イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

(オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あっせん時に記載する事項

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、本町における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるとき

は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、本町における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

町長は、県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 受入施設の整備

町長は、国及び県・関係市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を役場とする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本町の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

本町が被災し、本町の消防力では十分な活動が困難である場合は県生活環境部防災・危機管理課を通じて県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援派遣要請を必要とする災害の規模は次のとおりである。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し他市町村に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

〈緊急消防援助隊の要請先〉

平	日：消防庁応急対策室	N T T 03-5253-7527
		衛星 048-500-90-49013
休日・夜間	：消防庁宿直室	N T T 03-5253-7777
		衛星 048-500-90-49102

(2) 応援受入れ体制の確保

ア 受入れ窓口の明確化

応援受入れ窓口は、大洗町消防本部とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部とする。

イ 受入れ施設の整備

町長は、人員、物資等の応援を速やかに受入れるための施設等を大洗町消防本部に整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

(ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)

(イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)

(ウ) 補給・休憩宿泊施設の整備・提供(学校・体育館、公園等)

(エ) 消防活動資機材の調達・提供

エ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本町の負担とするものとする。

5 他市町村被災時の応援

町は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施するものとする。

また、被害が広域化した場合は、国・県と連携を取って対応する。

(1) 連絡体制

ア 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するため、平時より県や他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。

イ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、県及び他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。

(2) 他市町村への応援・派遣

町は、他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力によ

る応急対策が困難なために県あるいは当該市町村から応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまが無いと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

ア 支援対策本部の設置

町は、他市町村において風水害等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

イ 被害情報の収集

町は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

ウ 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とするものとする。

(3) 被災者受入れ施設の提供等

町は、必要に応じて、被災市町村の住民を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第25節 ボランティア活動の支援

救援対策部福祉班、社会福祉協議会

1 計画方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

2 ボランティアとの役割分担

(1) 被災者ニーズの把握と対応者の決定

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、町や防災関係機関が行う対策とボランティアに委ねる活動について検討、調整し、ボランティア派遣の必要の有無について速やかに判断するものとする。

(2) ボランティアからの情報への対応

ボランティアが被災地で収集したニーズのうち、町が対応すべきものについては速やかに行政サービスに反映させるため、関係する部署における調整を行うものとする。

3 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ、防災ボランティアの担当窓口を福祉課内に設置する。町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめ、その機能を整備するものとする。

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、町社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入れ窓口」の運営

ア ボランティア現地本部における活動内容

町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。

(ア) 町及び関係機関からの情報収集

(イ) 被災者からのボランティアニーズの把握

(ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保

(エ) ボランティアの受付

(オ) ボランティアの調整及び割り振り

(カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供

(キ) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請

(ク) ボランティア保険加入事務

(ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催

(ロ) その他被災者の生活支援に必要な活動

4 ボランティア「受入れ窓口」の連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部（県）との連携

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、福祉班からコーディネートを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

第26節 農地農業計画

応急対策部農林水産班

1 計画方針

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

2 農地

- (1) 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。
- (2) 農業用施設
 - ア 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。
 - イ 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。
- (3) 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。
- (4) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

3 農業

- (1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。
- (2) 家畜の応急措置
 - ア 風害
 - (ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
 - (イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること
 - (ウ) 事故畜等の早期処理に努めること
 - イ 水害
 - (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること
 - (イ) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
 - (ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
 - (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
 - (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第27節 ライフライン施設の応急復旧計画

上下水道部水道班・下水道班、総務部生活環境班、
東京電力株式会社、NTT東日本茨城支店、株式会社NTTドコモ

1 計画方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。

まず、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、災害によっては、本町だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、町及び各事業者は相互に連携を図りつつ、また、県内、県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

2 電力施設の応急復旧【東京電力株式会社（茨城支店）】

(1) 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。

ア) 一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

c 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ) 当社被害情報

a 電力施設等の被害状況及び復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項

- d 従業員の被害状況
- e その他災害に関する情報

(イ) 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ウ) 通話制限

- ア) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- イ) 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア) 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- オ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- カ) その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- イ) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。
- ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(イ) 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア) 現地調達

イ) 本(支)部相互の流用

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における基本方針

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

ク 復旧計画

(ア) 本(支)部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。

ア) 復旧応援要員の必要の有無

イ) 復旧要員の配置状況

ウ) 復旧資材の調達

エ) 電力系統の復旧方法

オ) 復旧作業の日程

カ) 仮復旧の完了見込

キ) 宿泊施設、食料等の手配

ク) その他必要な対策

(イ) 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し

て、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備別復旧順位

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

3 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の代替措置

ア 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

イ 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTT東日本の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

ウ 非常用公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。

エ 通信の利用制限

災害等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

オ 電話の輻そう対策

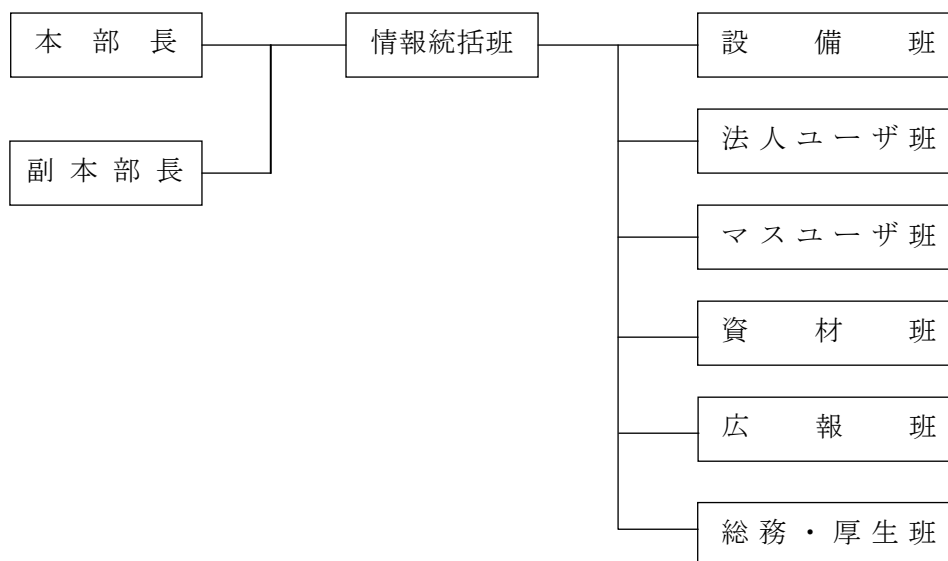
大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。

東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図



イ 動員

(ア) 部内復旧要員の確保

ア) NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。

イ) 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県支店及び本社から社員の派遣を受ける。

(イ) 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話株式会社（本社・茨城支店・被災地支店）の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。

ウ 情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

エ 復旧工事の順位

電気通信サービスの復旧順位

順位	復 旧 回 線		
第1 順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線の1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第2 順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

（注）その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

- (ア) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。
- (イ) お客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- (ウ) 公共の利益のために特に必要があると認めるときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。

第3章 風水害応急対策計画 第27節 ライフライン施設の応急復旧計画

- (エ) 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- (オ) 端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、その通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

契約約款に基づき重要通信を確保する機関

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

オ 復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。

なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

- (ア) 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- (イ) 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用
- (ウ) 臨時回線の設置
- (エ) 回線の分断若しくは延長または中継順路の変更
- (オ) 特設公衆電話の設置
- (カ) その他

カ 機器・資材の確保

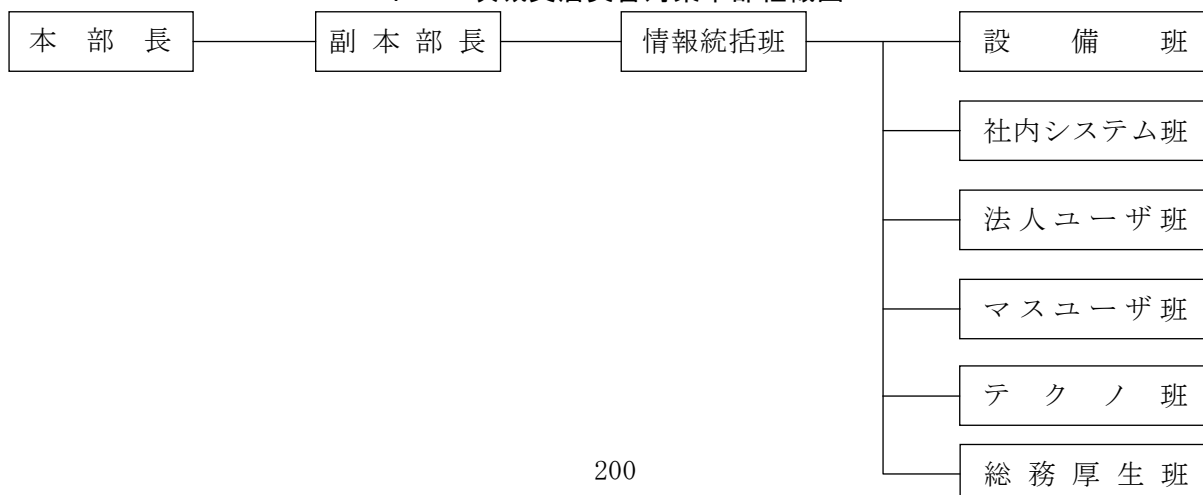
茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

- (1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。
- (2) 応急復旧の実施
 - ア 災害対策本部の設置

災害等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



4 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。町が協力要請を行った場合は、県では他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

イ 応急復旧作業の実施

次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。県は、町から要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

エ 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、町から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。

イ 応急復旧作業の実施

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場

ポンプ場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行う。

機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ウ 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第28節 郵政事業に係る措置

大洗郵便局

1 郵便関係

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
日本郵便株式会社は、災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。
なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。
- (4) 利用の制限及び業務の停止
重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。
- (5) 郵便局窓口業務関係
災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第4章 大規模事故災害対策計画

第4章 大規模事故災害対策計画

1 海上災害対策計画

本計画は、大洗町沿岸の海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合、又は、船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に、町がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の整備

町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の活動体制の整備

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれ災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(ア) 災害時等の相互応援に関する協定（県下全市町村）

(イ) 茨城県広域消防相互応援協定（県下全消防本部）

イ 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会等の円滑な運営

町は、海上保安部、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸流出油等災害対策協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進するものとする。

3 搜索、救出・救助及び消火活動への備え

(1) 資機材等の整備

町は、災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう実情に応じ、救急・救助用資機材、消火用資機材、船艇及び航空機等の整備に努めるものとする。

4 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 流出油防除資機材の整備

町は、オイルフェンス、油吸着剤、油処理剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

※ 町保有資器材 (消防本部) 油吸着剤 60 k g
車両等 (クレーン車) 1 台

(2) 回収油の一時保管等の検討

町は、沿岸漂着した油を回収する際に備えて回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法を予め定めておくものとする。

第2 防災関係機関の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

町は、大規模海難、危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図るものとする。

第3 災害復旧への備え

1 重要な所管施設の構造図等の整備

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

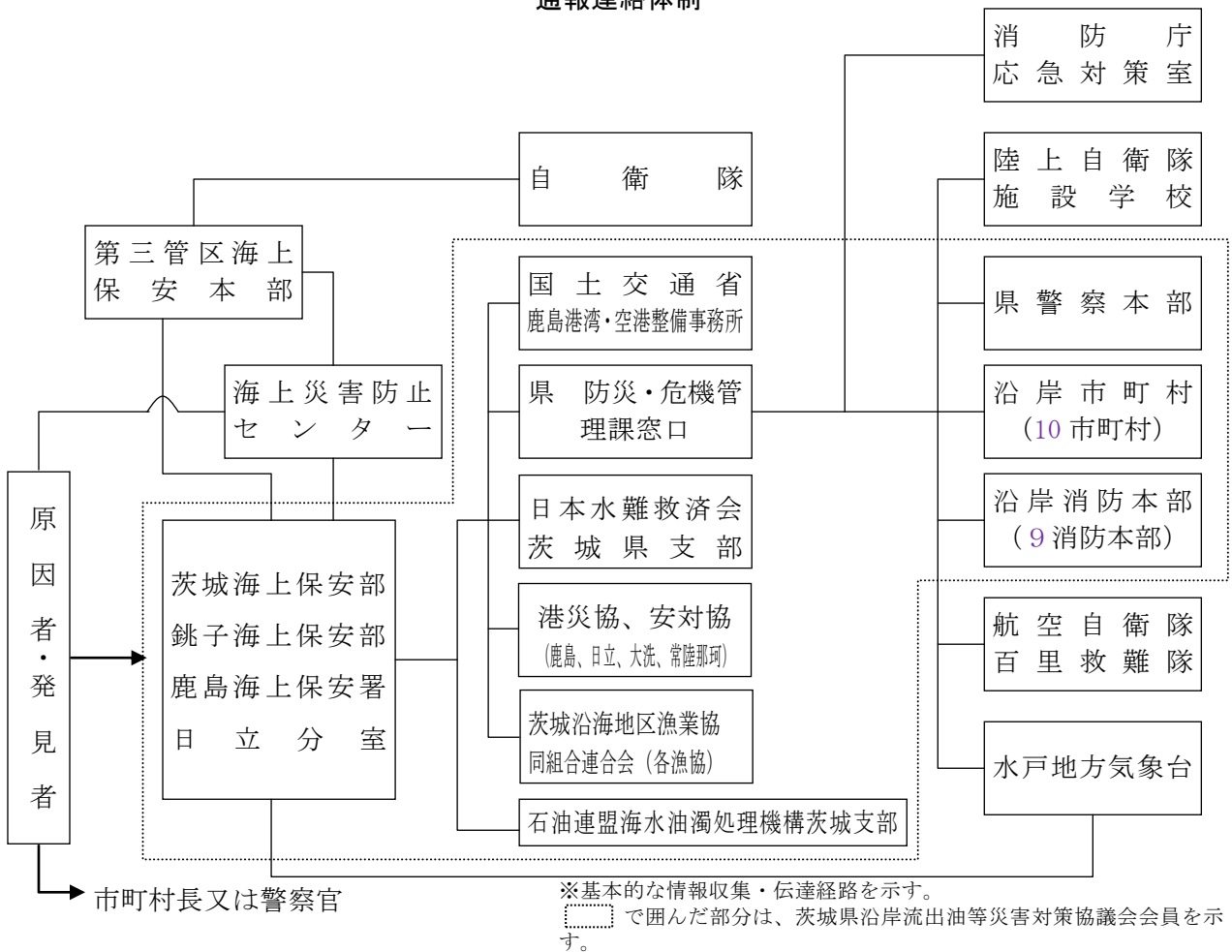
海上災害が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

通報連絡体制



2 被害概況の収集・把握

町及び大洗消防本部は、本町に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

3 災害情報の通報（発見者）

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに町長に、また町長は水戸地方気象台、県、海上保安部、その他関係機関に通報するものとする。

4 町民等への情報提供

町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に町民に提供するものとする。また、情報の伝達にあたっては、防災行政無線を使用することとし、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、海上災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分 基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油等により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	海上事故により、多数の遭難者が発生したとき、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	海上災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

第3 搜索、救出・救助及び消火活動

1 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

(1) 搜索及び救出・救助

大洗消防本部は、災害の状況によりヘリコプター、警備艇、消防艇等を出動し、海上保安部と連携して搜索、救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

大洗消防本部は、災害の状況により消防艇、消防ポンプ車等を出動し、海上保安部と連携して消火活動を実施するものとする。

2 資機材の携行

救助・救急活動に必要な資機材は、大洗消防本部が携行するものとする。また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施するものとする。

3 医療救護活動

本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画 第3章 第11節「避難計画」「6 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4 危険物等の大量流出に対する応急対策

本町沿岸海域における流出油等災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力をあげるものとする。

1 海上での防除活動の実施

(1) 排出の原因者（防除措置等義務者）

危険物等の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

※ 海上災害防止センター TEL 03-3204-6531

(2) 消防機関

必要に応じて防除活動等を実施するものとする。

(3) 大洗入出港安全対策協議会

オイルフェンス、油処理剤等の流出油等防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材の提供などに協力するものとする。

(4) 漁業協同組合

海上保安部の協力要請に基づき、海上保安部の推進する防除活動に対し協力するものとする。

(5) 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会

海上災害防止センター、原因者又はその代理人を加えた総合調整本部会議を開催し、海上防除機関が実施する油回収、油処理等の防除作業や資機材配分等の調整を行うものとする。

2 沿岸の監視及び住民への避難勧告等

町は、流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施

するものとする。流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するものとする。また、町長（町長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

3 漂着油等の防除活動の実施

(1) 排出油の原因者（防除措置等義務者）

漂着油の除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

(2) 町

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部を通して、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

(3) 消防機関

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。

(4) 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会

漂着又はそのおそれが生じた場合、排出の原因者等（防除措置等義務者及びその代理人（サーバイヤー）、海上災害防止センター、学識経験者等を加えた総合調整本部会議を開催し、漂着油の性状や海岸の状況等を考慮し、海岸別防除方法、回収人員の配備計画、防除資機材の配分など防除方針を策定するものとする。

4 資機材の迅速な調達

(1) 町及び消防機関

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。なお、市町村の資機材の調達については、県が一元化して行うのを原則とする。

5 災害ボランティアの受入れ

本計画 第3章 第25節「ボランティア活動の支援」に準じて実施するものとする。

6 義援金品の受入れ

本計画 第5章 第1節 第1「義援金品の募集及び配分」に準じて実施するものとする。

7 油回収作業従事者の健康確認

町は、回収作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに管轄保健所に報告するものとする。

8 自然環境保全への措置

町は、被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて国と連携するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータを収集するものとする。また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講じるなど自然環境保全への措置を行うものとする。

第5 緊急輸送の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6 応援の要請

1 応援要請・受入体制

本計画 第3章 第24節「他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援計画」に準じて実施するものとする。

第7 流出油等災害の補償対策

1 証拠の保全措置

町は、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また成分分析を実施し、証拠の保全を行うものとする。

2 保険請求資料の記録と保存

町は、災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努めるものとする。

3 流出油等防除費用の請求

海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき流出油等防除を実施した機関は、防除に要した費用を海上災害防止センターに請求するものとする。

4 被害補償請求

町は、流出油等の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、町はこれに助言を行うものとする。

2 航空災害対策計画

本計画は、町内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものとする。

第1節 災害予防計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、大規模な航空災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、関係機関相互において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本計画 第2章 第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、応急対策等に関する活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び関係防災機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(3) 大洗消防本部

大洗消防本部は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるも

のとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

町及び大洗消防本部は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画 第2章 第8節「災害用資材、機材等の点検整備計画」「2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画 第2章 第3節 第2「建築物等の防災対策の推進」「3 土木施設の強化の推進」に準ずるほか、次により実施するものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官又は海上保安官に通報しなければならないものとする。

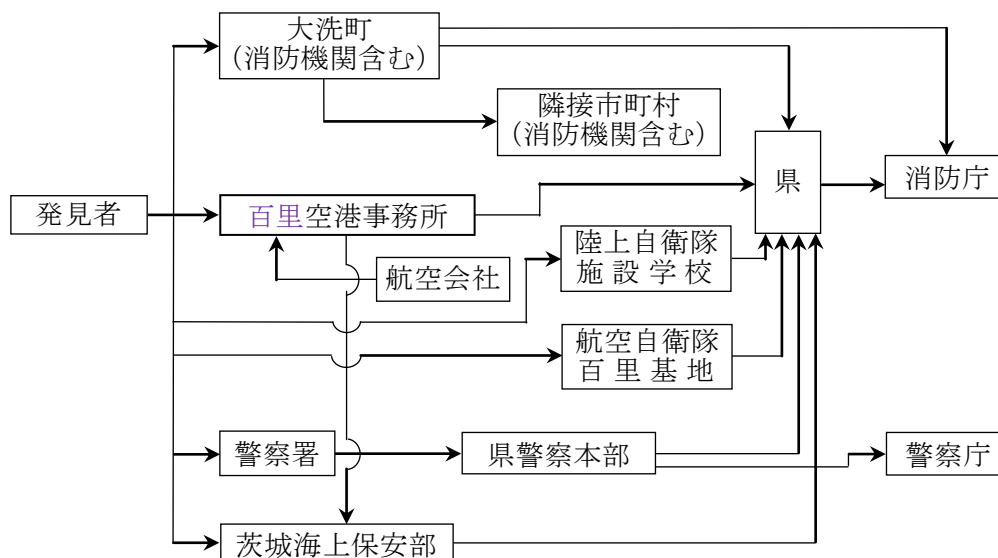
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

町は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

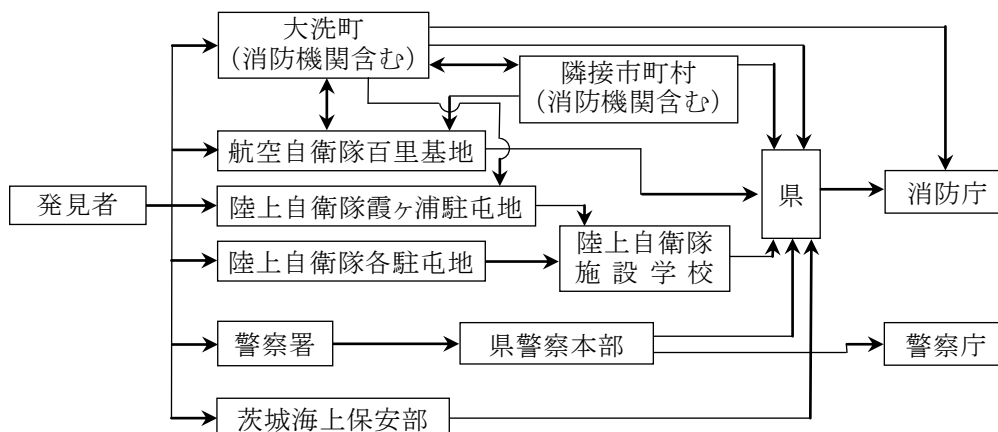
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

民間機の場合の航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先



自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先



連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁		03-5253-7777〔宿直室〕（同左）
百里空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 又は 6411（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141 内線 236, 237（同内線 203）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同内線 215）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、航空災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分・基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員動員配備体制の決定

航空事故発生時の職員動員配備体制の決定は、本計画第3章 第1節 第2「災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒体制設置基準〉

- ア) 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合
- イ) その他生活環境課長が必要と認めた場合

〈災害警戒体制廃止基準〉

- ア) 航空事故による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合
- イ) その他生活環境課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ア) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ) その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ア) 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合
- イ) その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町は、町内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画「応援要請・受入れ体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

町においては、本計画 第3章 第2 3節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

搜索活動は、県、警察本部が消防機関と相互に連携して、実施することとなっているため、町、大洗消防本部及び消防団は、これに協力する。

2 救難、救助・救急及び消火活動

大洗消防本部及び消防団は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、警察署、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

大洗消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画 第3章 第11節「避難計画」「6 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町が行う避難勧告等については、本計画 第3章 第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」及び第5節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

町は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画 第3章 第18節「防疫」及び第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

3 鉄道災害対策計画

本計画は、本町において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、町がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 町内の鉄道状況

〈町内鉄道概況〉

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区間
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	6,680	水戸～鹿島サッカースタジアム
〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム～奥野谷浜

※一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の輸送実績である。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 町は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

ウ 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、本計画第2章第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

イ 大洗消防本部は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画 第2章 第8節「災害用資材、機材等の点検整備計画」「2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

ア 消防機関

平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画 第2章 第3節 第2「建築物等の防災対策の推進」「3 土木施設の強化の推進」に準ずるほか、次により実施するものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

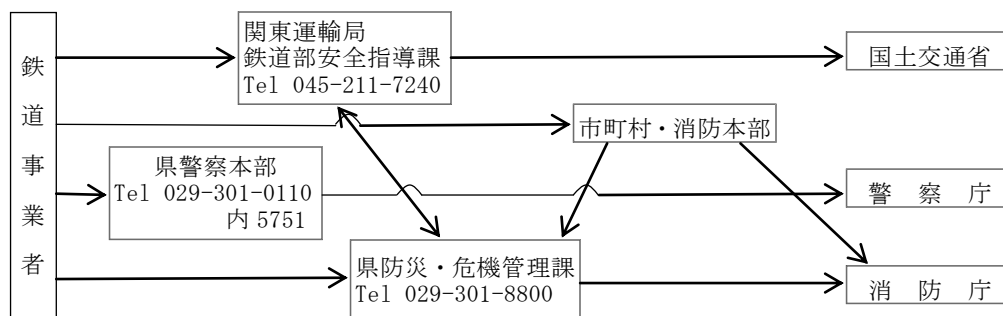
1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

町は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 鉄道災害情報の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、鉄道事故の状況等により、次のとおり定める。

体制区分・基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

2 広域的な応援体制

町は、町内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画 第3章 第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」及び第24節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

町は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画 第3章 第11節「避難計画」「6 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第3 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町が行う避難勧告等については、本計画 第3章 第11節「避難計画」「2 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報」に準じて実施するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」及び第5節「広報計画」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

町は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

る。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第6 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画 第3章 第18節「防疫」及び第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

4 道路災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する気象、地象、水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者への情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施

各道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、本計画第2部第1章第4節「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、災害対策に準じて、非常参集体制の整備を図るとともに、職員に対し、災害時活動マニュアルにより災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 大洗消防本部

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町及び大洗消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 消火活動への備え

大洗消防本部は、平常時より道路管理者機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

5 防災訓練の実施

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

6 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

7 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整

備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防史員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

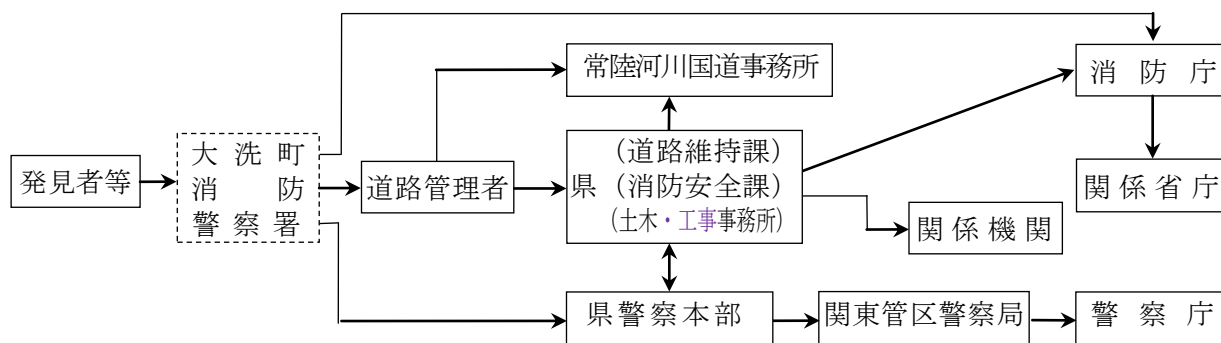
(2) 県への連絡

町は、大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

道路災害情報等の収集・連絡系統



※ 大洗町消防警察署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

※ 土木・工事事務所には工務所を含む。

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346（同左）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）
東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 （岩槻道路管制センター048-758-4035）

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、道路災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分・基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	道路災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員動員配備体制の決定

道路事故発生時の職員動員配備体制の決定は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒体制設置基準〉

- ア) 道路事故災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合。
- イ) 道路上での重大事故が発生した場合。
- ウ) その他生活環境課長が必要と認めた場合。

〈災害警戒体制廃止基準〉

- ア) 道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合。
- イ) その他生活環境課長が必要なしと認めた場合。

〈災害対策本部設置基準〉

- ア) 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。

- イ) その他町長が必要と認めた場合。
〈災害対策本部廃止基準〉
- ア) 事故災害応急対策を概ね完了した場合。
- イ) その他町長が必要なしと認めた場合。

2 広域的な応援体制

町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画第3章 第24節「他の地方自治体に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

大洗消防本部及び消防団は、「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

2 医療活動

医療活動については、本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画第3章 第11節「避難計画」 「6 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

大洗消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事

業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第6 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画 第3章 第18節「防疫」及び第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

第3節 災害復旧計画

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

5 大規模な火事災害対策計画

本計画は、町内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

町は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

大洗消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

大洗消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、町及び大洗消防本部は、関係する防災機関相

互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び大洗消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

町及び大洗消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

町及び大洗消防本部は、非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、本計画 第2章 第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び大洗消防本部は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

大洗消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画 第2章 第8節「災害用資材、機材等の点検整備計画」「2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

本町は、地震の被害により、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及び指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画 第2章 第3節 第2「建築物等の防災対策の推進」「3 土木施設の強化の推進」に準ずる。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町及び大洗消防本部は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

町は、指定した避難場所について、町民への周知徹底に努めるものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、町民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

町及び大洗消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより町民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

町及び大洗消防本部は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

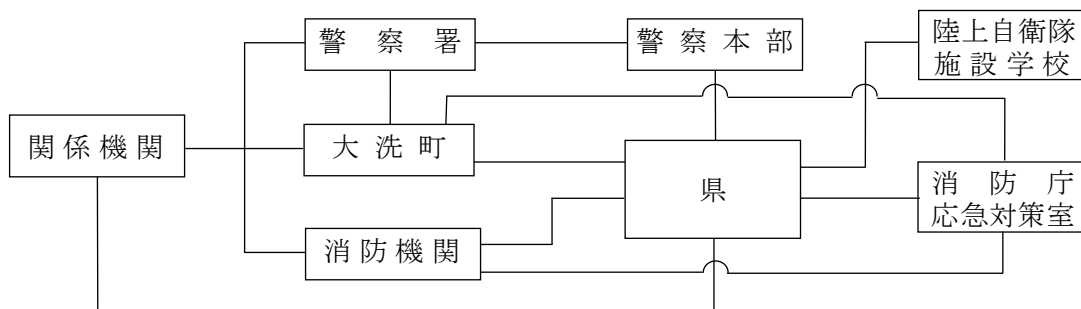
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

町及び大洗消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

大規模な火事災害情報の情報通信連絡系統図



大規模な火事災害情報の連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) [宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)]
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 [駐屯地当直司令 内線302]
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 内線3571 [(総合当直) 029-301-0110]

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と相互に情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、大規模な火事災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分・基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員の動員配備体制の決定

〈警戒体制〉

火災の延焼情報、被害情報等に基づく大洗消防本部の報告をもとに、生活環境課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

大洗消防本部の報告をもとに、生活環境課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、本計画 第3章 第1節「組織・動員計画」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

ア) 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合

イ) その他生活環境課長が必要と認めた場合

〈災害警戒体制廃止基準〉

ア) 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合

イ) その他生活環境課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策体制設置基準〉

ア) 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合

イ) その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

ア) 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合

イ) その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

町は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に準じて、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、町及び施設の人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本計画 第3章 第2 4節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本計画 第3章 第2 3節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町及び大洗消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画 第3章 第1 7節「医療・助産計画」に準じ、県等関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画第3章 第1 1節「避難計画」「6 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町及び大洗消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町及び各道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警察署に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

発災時において、町が行う避難勧告等については、本計画 第3章 第11節「避難計画」「2 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難所

町は、発災時には、必要に応じ避難所を開設するものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、自主防災会やボランティア等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等要配慮者に十分配慮するものとする。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼

- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画 第3章 第18節「防疫」及び第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

第3節 災害復旧・復興対策計画

災害復旧・復興対策については、「第5章 災害復旧・復興対策計画」に準じて実施するものとする。

6 危険物等災害対策計画

本計画は、本町において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、とるべき対策について定めるものとする。なお、海上への危険物等の流出による災害については、「海上災害対策計画」に、また、原子力災害対策特別措置法第2条第4号に規定する原子力事業所に係る原子力災害については、「大洗町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

ア 町

町は、必要に応じ危険物等関係施設に対する立入調査を実施し、施設の安全性の確保に努めるものとする。危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

イ 消防機関

大洗消防本部は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等の保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材の整備充実と災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

大洗消防本部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡体制の整備

危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

る。

イ 要員の確保

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

町は、実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び大洗消防本部は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

町及び大洗消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町及び大洗消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

町は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町及び大洗消防本部は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練

町及び大洗消防本部は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外

国人、乳幼児等要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2 石油類等危険物施設の予防対策

1 地盤対策

大洗消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

2 保安体制の確立

大洗消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

町は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

第4 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

大洗消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報の収集・連絡

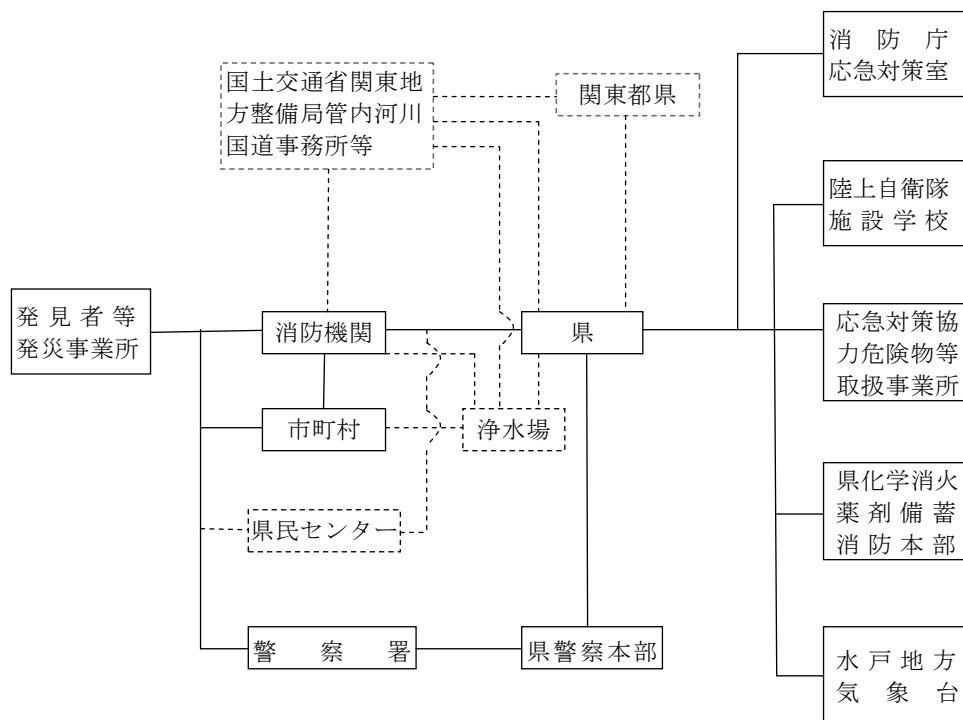
〔県（各部局）〕

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、消防庁他関係省庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

2 災害情報の収集・連絡系統

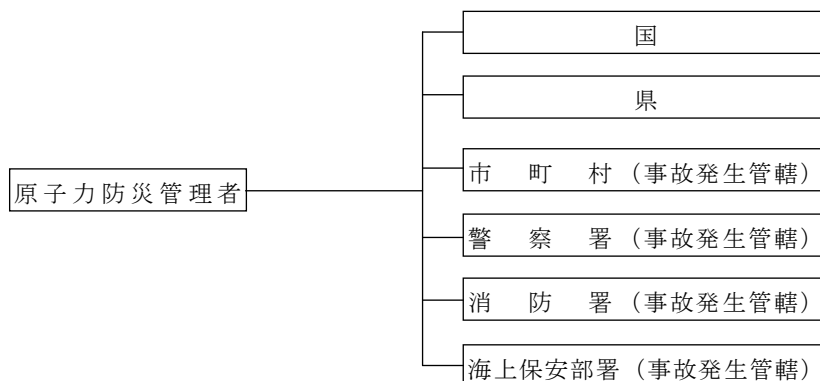
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

石油类等危険物施設の災害



※ ----- 河川等漏洩時のみ

核燃料物質等の事業所外運搬中の災害



2 被害状況の収集・把握

町及び大洗消防本部は、町内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

3 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

4 住民等への情報提供

町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般住民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、危険物等災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分・基準配備人員

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員の動員配備体制の決定

〈警戒体制〉

危険物等事故情報、被害情報等に基づく大洗消防本部の報告をもとに、生活環境課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

大洗消防本部の報告をもとに、生活環境課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、第3章 第1節 第1「組織・動員計画」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒体制設置基準〉

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- ② 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がある場合
- ③ その他生活環境課長が必要と認めた場合

〈災害警戒体制廃止基準〉

- ① 多数の死傷者が発生するおそれがなくなった場合
- ② 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がなくなった場合
- ③ その他生活環境課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② 大規模な火災が発生した場合
- ③ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合
- ④ その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他町長が必要なしと認めた場合
- (5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

町は、本計画第3部第1章第2節「災害対策本部」に準じて、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

大洗消防本部は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

河川等を流下するなどして海上に影響が及んだ場合は、「海上災害対策計画」により対応するものとする。

ア 消防機関

大洗消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

ア 消防機関

大洗消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

町は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展開、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 消防機関

大洗消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

(2) 町

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

2 毒性ガス応急対策

町及び大洗消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

大洗消防本部は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

3 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

(1) ガス漏洩対策

ア 消防機関

大洗消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報するものとする。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させるものとする。応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整えるものとする。

(2) ガス爆発対策

ア 消防機関

大洗消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関へ

の救急搬送を行うものとする。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動するものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

町及び大洗消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

2 浄水の安全確保

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第2章第3節の3「浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施するものとする。

1 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、町及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。

また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくす

るものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

2 消防機関

大洗消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

3 町

町は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

1 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

2 町（消防機関）

事故の通報を受けた町（消防機関）は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8 避難誘導対策

町は、危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警

戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9 搜索・救出・救助対策

大洗消防本部は、被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

第10 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、本計画 第3章 第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

本計画 第3章 第24節「他の地方公共団体等に対する応援要請ならびに応援計画」に準じるものとする。

第11 医療救護対策

各危険物等災害に共通する医療救護対策については、本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

第12 緊急輸送の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5章 災害復旧・復興計画

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

町長公室、住民課、県

第1 義援金品の募集及び配分

1 計画方針

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

2 義援金品の募集及び受付

町民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。義援金品の募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

3 委員会の設置（県）

(1) 委員会の設置

県においては、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置することとなっている。

(2) 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えられる。

- ア 茨城県
- イ 茨城県市長会
- ウ 茨城県町村会
- エ 日本赤十字社茨城県支部
- オ 茨城県共同募金会
- カ 株式会社茨城新聞
- キ 株式会社茨城放送

4 義援金品の保管

町は、寄託された被災者に対する義援金品について、適正に保管する。委員会が設置された場合は、委員会が町より義援金を引継ぎ、町を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

5 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、町等の受付機関で受け付けた義援金品の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

(2) 配分の実施

町は、委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金品の配分結果について、県に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

町長公室、住民課、福祉課、県、県・町社会福祉協議会

1 計画方針

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、町及び茨城県・大洗町社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく町条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の支給については、大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第22号）によることとする。災害見舞金の支給については、大洗町災害見舞金等支給条例（昭和63年条例第8号）によることとする。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域qに含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画第1節 被災者の生活の安定化

生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)」に基づき、県が被災者生活再建支援金を支給する。町は、県の委託を受けて支援金の支給に関する事務を行う。

対象となる被災世帯及び支給額は次のとおりである。

- (1) 世帯に属する者の収入合計額が500万円以下である世帯：支給額100万円
- (2) 世帯に属する者の収入合計額が500万円を超え800万円以下の世帯で、世帯主の年齢が60歳以上である者(収入合計が500万円を超え700万円以下の世帯で、世帯主の年齢が45歳以上60歳未満である世帯を含む)または要援護世帯である者：支給額50万円

4 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項(平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用)」に基づき、見舞金を支給する。

対 象 災 害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊または半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金または災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ・死 亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円
費用負担割合	県 (10/10)

5 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化

生活福祉資金貸付条件一覧（平成23年12月1日現在）

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯 ●			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還 期限	利率
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
総合支援資金	生活支援費	●		貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	6月以内 ※	20年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%
	住宅入居費	●		400,000円			
	一時生活再建費	●		600,000円			
福祉資金	生業を営むために必要な経費	●	●	4,600,000円	6月以内 ※	20年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	技能を習得する期間が 6月程度1,300,000円 1年程度2,200,000円 2年程度4,000,000円 3年以内5,800,000円		8年	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	2,500,000円		7年	
	福祉用具等の購入に必要な経費		●	1,700,000円		8年	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	2,500,000円		8年	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	5,136,000円		10年	
	負傷または疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	1,500,000円		7年	
	冠婚葬祭に必要な経費	●	●	500,000円		3年	
	住居の移転等、給排水設備等に設置に必要な経費	●	●	500,000円		3年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	500,000円		3年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	500,000円		3年	
	資金(特例) 生活復興支援	一時生活再建費	●			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	
生活再建費		●		800,000円			
住宅補修費		●		2,500,000円			
緊急小口資金	●	●	100,000円	2月以内 ※	8月	無利子	

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画第1節 被災者の生活の安定化

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯 ●			貸付上限額	据置期間(以内) 据置期間中無利子	償還期限	利率
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月 35,000 円 高専 月 60,000 円 短大 月 60,000 円 大学 月 65,000 円	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費	●	-	-	500,000 円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額/300,000 円	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	●	-	●	居住用不動産の評価額の7割(集合住宅5割) 月額/保護の実施機関が定めた額	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い方

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。
- ※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。
- ※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害救護資金の貸付を受けている、または受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

6 母子寡婦福祉資金の貸付

県(保健福祉部)は、「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

町は、県に協力して、住民(被災者)に対し制度の周知を図る。

母子寡婦福祉資金の貸付

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母または寡婦
	貸付限度	150万円以内。(特に必要と認められる場合200万円以内)
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内 (特に必要と認められる場合7年以内)
	貸付利率	連帯保証人がある場合は無利子 連帯保証人がない場合は年1.5%。ただし据置期間中は無利子

7 農林漁業復旧資金

県(農林水産部)は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

町は、県に協力して、住民(被災者)に対し制度の周知を図る。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

ア 貸付の内容

- (ア) 貸付の相手方 被害農林漁業者
- (イ) 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- (ウ) 貸付利率 年6.5%以内（利率はその都度定める。）
- (エ) 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
- (キ) その他 当該市町村長の被害認定が必要である。
- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ア 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害農林漁業者
- (イ) 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- (ウ) 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- (エ) 償還期限 6年以内
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
- (キ) その他 当該市町村長の被害認定が必要である。
- イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方被害組合
- (イ) 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- (ウ) 貸付利率 6.5%以内
- (エ) 償還期限 3年以内
- (オ) 貸付限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、森林組合連合会、漁業協同組合または金融機関
- ウ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害農業者または特別被害農業者
- (イ) 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- (ウ) 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- (エ) 償還期限 12年以内
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、漁業協同組合または金融機関
- (キ) その他 当該市町村長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

ア 償還期限 <共同利用施設>

20年（据置期間3年を含む。）以内

<主務大臣指定施設>

15年（据置期間3年を含む。）以内

イ 貸付利率 年0.50%～1.00%（償還期間により異なる）

※H25.12.20現在の利率

ウ 貸付限度額 <共同利用施設>

貸付対象事業費の80%

<主務大臣指定施設>

貸付対象事業費の80%または1施設当たり300万円、漁船1,000万円のいずれか低い額

エ 担保 保証若しくは担保

オ その他 農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

8 中小企業復興資金

県（商工労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

町は、県に協力して、住民（被災者）に対し制度の周知を図る。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、町、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

9 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

- ア 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
- イ 貸付限度 原則1,460万円以内
- ウ 土地取得費 原則970万円以内
- エ 整地費 390万円以内
- オ 償還期間 (ア) 木造（一般） 25年以内
(イ) 耐火、準耐火、木造（耐久性） 35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

- ア 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
- イ 貸付限度 (ア) 新築住宅 原則2,430万円以内（土地取得資金を含む）
(イ) リ・ユース住宅 原則2,130万円以内（土地取得資金を含む）
- ウ 償還期間 25～35年以内

(3) 補修資金

- ア 貸付対象者 住宅が10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
- イ 貸付限度 640万円以内
- ウ 移転費 390万円以内
- エ 整地費 390万円以内
- オ 償還期間 20年以内

(4) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町村は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

町長公室、税務課
大洗郵便局、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京電力

1 計画方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 税等の徴収猶予及び減免の措置

町及び国、県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

ア 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

イ 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(2) 通信事業

東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。

株式会社NTTドコモ（茨城支店）は、「FOMAサービス契約約款料金表通則28」他各サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

東京電力株式会社（茨城支店）は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4 雇用対策

町長公室、商工観光課

1 計画方針

災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

また、町は国・県と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

2 離職者への措置

水戸公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

町は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、住民に対して、雇用対策に関する情報の提供を充分に行っていく。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 就職のあっせん

国は、災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

水戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

水戸公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

4 被災事業主に関する措置

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うこととなっている。

町は、被災事業主に対し、制度の内容の周知を図る。

第5 住宅建設の促進

都市建設課

1 計画方針

自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施し、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整える。

2 住宅建設及び復旧計画の検討

町は、迅速な災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。その上で、災害住宅建設計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。県は、町だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討の上、町と県との役割分担を決定し、併せて町への支援内容を決定する。

3 公営住宅の建設・復旧

(1) 建設資金

激甚法第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、町は建設費用について国からの補助を受ける。

(2) 建設事業の実施

町及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設にあたっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

(3) 入居者の選定

町は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

4 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入、若しくは補修しようとするとき、独立行政法人住宅金融支援機構より必要な資金の貸付が受けられる。したがって町は、この災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導等を行う。

第6 被災者生活再建支援法の適用

福祉課、住民課

1 計画方針

市町村単位または県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給

することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 被害の状況の把握及び被災世帯の認定

町は、支援法の適用にあたり、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。
- ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第3章 第10節 3 救助法の適用基準）

3 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- エ 1)または2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- オ 3)または4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- カ (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあってはイ 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

4 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、茨城県地域防災計画資料編の「19-1 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（資料編 様式21）で兼ねることができるものとする。

5 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(2-(1)-ア)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	長期避難(2-(1)-ウ)	賃借	100	50
大規模半壊(2-(1)-エ)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(2-(1)-ア)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	長期避難(2-(1)-ウ)	賃借	75	37.5
大規模半壊(2-(1)-エ)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

6 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、町から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

7 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

町は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2節 被災施設の復旧

まちづくり推進課、生活環境課、都市建設課、農林水産課

1 計画方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成しなければならない。

第1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
- (2) 砂防設備事業復旧計画
- (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- (5) 港湾公共土木施設事業復旧計画
- (6) 海岸公共土木施設事業復旧計画

2 農林水産施設事業復旧計画

- (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
- (2) その他施設
 - ア 林業施設事業復旧計画
 - イ 漁業用施設事業復旧計画
 - ウ 共同利用施設事業復旧計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上、下水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 復旧上必要な金融その他資金計画

11 その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて県又は市町村、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施がすみやかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及びすみやかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

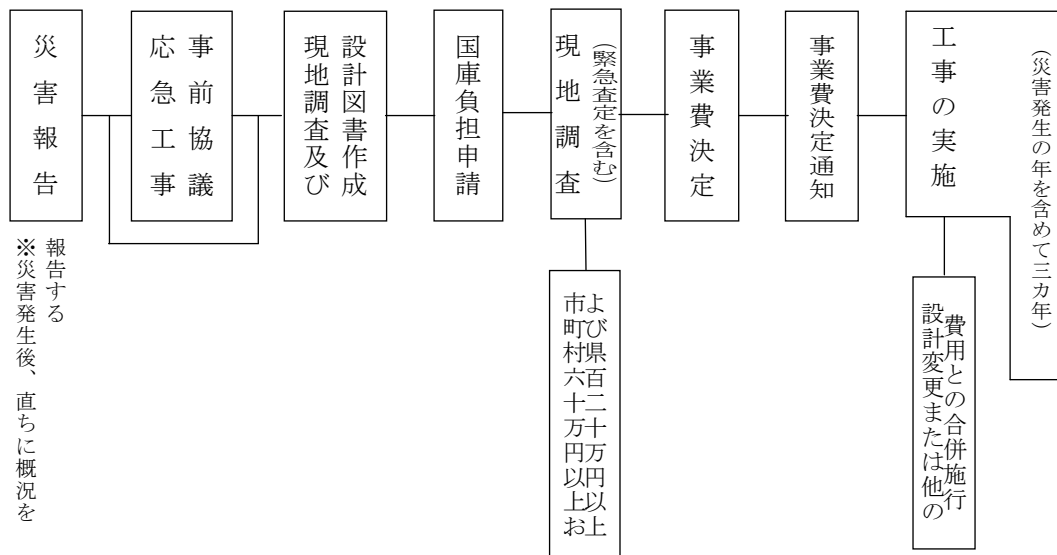
5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

6 公共土木施設災害復旧

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園等の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県単事業として災害復旧をすみやかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第3節 激甚災害の指定

町長公室、生活環境課、まちづくり推進課、県

1 計画方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

2 災害調査

知事は町被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせることとなっている。

各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は生活環境部を通じ）、知事に報告する。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画第3節 激甚災害の指定

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% または (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3) (4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>
<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の5 (B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第12条、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

3 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっている。

町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚法に基づく激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第4節 復興計画の作成

まちづくり推進課

1 計画方針

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

2 基本方向の決定

災害の発生後、町は、復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)の指定を受けた場合には「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。)の規定を踏まえて、適切な復旧計画を実施することとする。

すなわち、災害の発生後、町は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに町の目指す将来都市像である「人が輝き 海が育む ふれあいのまち 大洗」の実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には速やかに、災害復興対策本部の設置、基本方向に沿った復興計画の作成、関連事務手続き等を行うこととする。

なお、復旧・復興にあたっては住民の意向を十分尊重し、町と住民との協議により計画的に事業を進めるものとする。また、復旧・復興の推進のために、県や国の協力を求めるものとする。

3 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

(1) 復興手順の明確化

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

町は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

4 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

5 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていく。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して、具体的な災害復興計画の策定を行う。復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。前者（広義）は、町の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、本町のイメージ実現に向けた計画的復興といえる。一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。本町において復興計画を作成するとした場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた、適切な内容により構成するものとする。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

6 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

ア 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

災害復興は、町と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であるため、県及び国との密接な連携の下に事業を推進する。

ア 被災市街地復興推進地域の指定

町は、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限をすることができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

指定の要件は次のとおりである。

- (ア) 大規模な火災、災害その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したとき。
- (イ) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等から見て不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- (ウ) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

イ 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

ウ 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、県及び国と連携して災害復興事業を推進する。